

令和３年度下請取引状況調査の
実施通知等の印刷・発送を含む調査事業
報告書

2022年3月

株式会社東京商工リサーチ

目 次

1. 親事業者に対する調査	1
1.1 調査概要	1
1.2 発送先の選定方法	1
1.3 発送先の分布状況(経産局業種別) ※上位 3 位まで	2
1.4 通知はがきの送付	4
1.5 提出率など	4
1-5-1 資本金区分別提出率	4
1-5-2 経産局別提出率	4
1-5-3 オンライン調査未ログイン率 ワースト 30(業種中分類毎)	5
1-5-4 「下請取引なし」上位 30 位(業種中分類)	6
2. 下請事業者に対する調査	7
2.1 調査概要	7
2.2 発送先の選定方法	7
2.3 通知はがきの送付	8
3. 調査結果の集計・分析	9
3.1 親事業者に対する調査結果の集計・分析	9
3-1-1 調査結果	9
3-1-2 不当な取引が懸念される回答を行った事業者に関する集計分析	34
3.2 下請事業者に対する調査結果の集計・分析	63
3-2-1 調査結果	63
3.3 不当な取引が懸念される回答を行った事業者の取引先に関する分析	75
3-3-1 親調	75
3-3-2 下調	78
3.4 回答集計表	80
3-3-1 親調	80
3-3-2 下調	91

1. 親事業者に対する調査

1.1 調査概要

(1) 目的

下請法第9条第2項の規定に基づき、定期書面調査により下請取引の実態を把握することを目的としている。本調査の結果等から下請代金法違反の疑義のある情報を端緒として、必要に応じて立入検査を実施し、下請代金法の違反又は違反のおそれが認められた親事業者に対し改善するよう指導を行っている。

なお、本調査は下請法に基づく報告義務を課している。

(2) 調査名

令和3年度「下請事業者との取引に関する調査」 ※以下「親調」と表記

(3) 調査対象

親事業者 50,000 社

(4) 調査時期

令和3年7月～11月

(5) 調査結果

発送数 : 50,000 社

回答数 : 25,992 社 (回答企業に紐づく親事事業所 : 33,662 事業所)

回答率 : 52.0%

未着数 : 2,011 社

未着率 : 4.0%

1.2 発送先の選定方法

中小企業庁より受領した「親事業者調査発送台帳 (90,624 社)」から下記の条件にて調査対象の 50,000 件を選定した。

- ① 住所が日本国内であること
- ② 中小企業庁が指定する業種（日本産業標準分類中分類）、資本金規模
- ③ 純粹持ち株会社は極力除外
- ④ 弊社が保有する企業情報データベースと照合し、休廃業・倒産、被合併企業を除外
- ⑤ 公正取引委員会の担当企業を除外
- ⑥ その他、中小企業の指定する優先先・劣後先により 50,000 社となるよう調整

なお、調査発送台帳に対し弊社が保有する企業データベースと照合を行い、法人番号の付与、商号、住所の補正を行った。

1.3 発送先の分布状況（経産局業種別） ※上位3位まで

◆北海道経済産業局

順位	業種	送付件数	割合
1位	87 協同組合（他に分類されないもの）	123	6.2%
2位	09 食料品製造業	116	5.9%
3位	52 飲食料品卸売業	107	5.4%

◆東北経済産業局

順位	業種	送付件数	割合
1位	87 協同組合（他に分類されないもの）	176	5.9%
2位	60 その他の小売業	161	5.4%
3位	52 飲食料品卸売業	158	5.3%

◆関東経済産業局

順位	業種	送付件数	割合
1位	39 情報サービス業	1959	8.4%
2位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	1630	7.0%
3位	54 機械器具卸売業	1166	5.0%

◆中部経済産業局

順位	業種	送付件数	割合
1位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	255	4.8%
2位	69 不動産賃貸業・管理業	225	4.2%
3位	09 食料品製造業	211	4.0%

◆近畿経済産業局

順位	業種	送付件数	割合
1位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	506	5.8%
2位	54 機械器具卸売業	441	5.1%
3位	55 その他の卸売業	416	4.8%

◆中国経済産業局

順位	業種	送付件数	割合
1位	60 その他の小売業	133	5.4%
2位	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	121	4.9%
3位	87 協同組合（他に分類されないもの）	115	4.6%

◆四国経済産業局

順位	業種	送付件数	割合
1位	87 協同組合（他に分類されないもの）	70	6.1%
2位	09 食料品製造業	64	5.6%
3位	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	63	5.5%

◆九州経済産業局

順位	業種	送付件数	割合
1位	87 協同組合（他に分類されないもの）	194	5.5%
2位	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	190	5.3%
3位	52 飲食料品卸売業	184	5.2%

◆内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部

順位	業種	送付件数	割合
1位	52 飲食料品卸売業	39	7.6%
2位	87 協同組合（他に分類されないもの）	36	7.1%
3位	21 窯業・土石製品製造業	27	5.3%

1.4 通知はがきの送付

調査対象 50,000 社に対し、通知はがき（下図）を送付した。

[通知はがき]

郵便はがき

料金別納郵便

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇
法務/経理 ご担当者様

重要

 ※内面も含め、必ずご一読ください※

「下請事業者との取引に関する調査」について

本調査は、下請代金支払遅延等防止法第9条第2項の規定に基づき実施するものであり、貴社が「親事業者」となる事業者間取引について、報告する義務があります。詳細は本はがきを開封し、調査専用サイトからオンラインで報告してください。

提出期限：8月31日（火）

【調査主体】中小企業庁

【本通知に関するお問い合わせ先】

「下請取引状況調査事務局」
電話番号：03-5539-0401
受付時間：月曜～金曜（祝日を除く）
9:30～12:00、13:00～17:30
※ お問い合わせ時には貴社の社名と整理番号を伺います

経済産業省

20210611 中庁第1号
令和3年7月26日

代表者 殿

中小企業庁長官 印影画像

下請事業者との取引に関する調査について

中小企業庁は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を図るため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）を公正取引委員会と協力して運用しています。

このたびは下請法第9条第2項の規定により、貴社と下請事業者との取引に関する調査を実施しますので、当庁まで報告してください。

本通知を受領した事業者は、必ずはがきの内面を確認のうえ、報告してください。

本調査に関する留意点

【調査対象事業者】

- 本通知は、親事業者となり得る資本金1,000万円を超える事業者に対し送付しております。御確認の結果、親事業者に該当しない場合、その旨の報告が必要となります。

【調査における情報の取扱い】

- 御報告いただいた内容については、下請法に基づく調査の目的以外には一切使用しません（消費税に関する内容については、消費税と経費特別措置法に基づく調査の情報として使用する場合があります。）。

【調査対象期間及び回答方法】

- 対象期間（取引の期間）は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までとなります。
- 本調査はすべてオンラインにて実施しております。調査票や回答用紙等の郵送はしていません。詳細は内面をご覧ください。

「下請事業者との取引に関する調査」について

本調査はオンラインにより実施します。以下を参照し、調査専用サイトにアクセスのうえ、親事業者は「説明に対する回答」及び「下請事業者名簿」を報告してください。親事業者に該当しない方は、その旨を報告願います。

(1) 次のいずれかの方法で「調査専用サイト」にアクセスしてください。

① ブラウザに下記 URL を入力又は QR コードよりアクセス。

<https://www.shitaukechousa-cya.go.jp>

② 検索エンジン（Google、Yahoo!Japan 等）にてキーワード検索する。

中小企業庁 下請調査 で 検索

③ 中小企業庁のホームページ内にある (<https://www.chushometi.go.jp/>) 下のバナーをクリックして専用サイトに移動する。

下請事業者との取引に関する調査専用サイトへ移動

(2) 調査専用サイトで、下記の貴社の整理番号を入力していただき、パスワードを発行します。整理番号とパスワードを入力してログインしてください。

整理番号 0123456789

(3) ① 親事業者の方
事業所ごとに、各設問に対する回答を選択して提出する。下請事業者名簿は、サイトからダウンロードした様式に入力後、アップロードする。

(3) ② 親事業者に該当しない方
■ 下請取引を行っていない事業者
① 「取引の内容」の該当及び「取引当事者の資本金の区分」の内容を確認する。
② ①のいずれかに該当しない場合は、「貴社全体の「下請取引の有無」欄の「取引無し」及び「下請法の適用を受ける下請事業者は存在しない」にチェックする。

■ 事業活動を終了している事業者
企業情報欄の「事業活動を終了した」にチェックし、事由を選択する。

■ 資本金1,000万円以下の事業者
企業情報欄の「資本金の額を1,000万円以下に修正」。

(4) 入力完了後「企業情報を確認（要領）する」をクリックし、調査票への説明には関係せずに、「調査回答を提出する」をクリックして提出する。

1.5 提出率など

1-5-1 資本金区分別提出率

	発送数	提出数	提出率
1,000万円以上2,000万円以下	127	52	40.9%
2,000万以上3,000万未満	2,917	1,281	43.9%
3,000万円以上5,000万未満	19,190	8,624	44.9%
5,000万円以上1億円未満	16,646	8,730	52.4%
1億円以上3億円未満	6,231	3,738	60.0%
3億以上	4,889	3,567	73.0%

1-5-2 経産局別提出率

	発送数	提出数	提出率
北海道経済産業局	1,976	1,025	51.9%
東北経済産業局	2,970	1,708	57.5%
関東経済産業局	23,333	11,796	50.6%
中部経済産業局	5,336	3,016	56.5%
近畿経済産業局	8,695	4,188	48.2%
中国経済産業局	2,474	1,436	58.0%
四国経済産業局	1,150	608	52.9%
九州経済産業局	3,556	1,963	55.2%
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部	510	252	49.4%

1-5-3 オンライン調査未ログイン率 ワースト 30（業種中分類毎）

順位	業種	対象件数	未ログイン 件数	未ログイン 率
1 位	81 学校教育	2	2	100.0%
2 位	61 無店舗小売業	38	27	71.1%
3 位	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	13	9	69.2%
4 位	98 地方公務	5	3	60.0%
5 位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	374	220	58.8%
6 位	76 飲食店	761	447	58.7%
7 位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	222	126	56.8%
8 位	41 映像・音声・文字情報制作業	743	390	52.5%
9 位	58 飲食料品小売業	681	357	52.4%
1 0 位	40 インターネット附随サービス業	215	110	51.2%
1 1 位	75 宿泊業	703	350	49.8%
1 2 位	89 自動車整備業	152	75	49.3%
1 3 位	79 その他の生活関連サービス業	918	447	48.7%
1 4 位	50 各種商品卸売業	451	219	48.6%
1 5 位	73 広告業	266	128	48.1%
1 6 位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	285	137	48.1%
1 7 位	13 家具・装備品製造業	147	70	47.6%
1 8 位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	2361	1121	47.5%
1 9 位	15 印刷・同関連業	769	360	46.8%
2 0 位	51 繊維・衣服等卸売業	540	252	46.7%
2 1 位	60 その他の小売業	1837	820	44.6%
2 2 位	52 飲食料品卸売業	1735	768	44.3%
2 3 位	11 繊維工業	611	268	43.9%
2 4 位	70 物品賃貸業	479	210	43.8%
2 5 位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	46	20	43.5%
2 6 位	55 その他の卸売業	1937	836	43.2%
2 7 位	32 その他の製造業	476	205	43.1%
2 8 位	43 道路旅客運送業	540	230	42.6%
2 9 位	68 不動産取引業	33	14	42.4%
3 0 位	24 金属製品製造業	1030	432	41.9%

1-5-4 「下請取引なし」上位 30 位（業種中分類）

順位	業種	N	割合
1位	03 漁業（水産養殖業を除く）	3	100.0%
2位	66 補助的金融業等	3	100.0%
3位	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	4	100.0%
4位	93 政治・経済・文化団体	8	100.0%
5位	98 地方公務	2	100.0%
6位	65 金融商品取引業，商品先物取引業	315	93.8%
7位	63 協同組織金融業	243	91.9%
8位	95 その他のサービス業	30	89.7%
9位	62 銀行業	54	88.7%
10位	67 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）	236	87.3%
11位	83 医療業	147	86.2%
12位	76 飲食店	317	85.9%
13位	75 宿泊業	371	85.6%
14位	33 電気業	133	84.3%
15位	58 飲食料品小売業	319	83.8%
16位	43 道路旅客運送業	318	83.8%
17位	64 貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関	6	83.3%
18位	85 社会保険・社会福祉・介護事業	239	83.2%
19位	01 農業	5	80.0%
20位	87 協同組合（他に分類されないもの）	1,167	78.4%
21位	79 その他の生活関連サービス業	508	76.8%
22位	88 廃棄物処理業	382	75.9%
23位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	96	75.5%
24位	05 鉱業，採石業，砂利採取業	12	75.0%
25位	69 不動産賃貸業・管理業	1,358	74.1%
26位	35 熱供給業	27	74.1%
27位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	154	73.7%
28位	60 その他の小売業	1,078	73.1%
29位	52 飲食料品卸売業	1,092	72.2%
30位	06 総合工事業	1,010	68.2%

2. 下請事業者に対する調査

2.1 調査概要

(1) 目的

事業者には業務を委託する取引先（※以下「委託元」）との取引の実態を把握し、下請事業者や中小企業の保護等に役立たせることを目的としている。

(2) 調査名

令和3年度「委託元との取引に関する調査」 ※以下「下調」と表記

(3) 調査対象

下請事業社 221,697 社

(4) 調査時期

令和3年10月～11月

(5) 調査結果

発送数 : 221,697 社 ※2回に分けて送付（1回目 163,934 社、2回目 57,763 社）

回答数 : 41,729 社

回答率 : 18.8%

2.2 発送先の選定方法

中小企業庁より受領した「親下調リスト事業社名簿」から下記の条件にて調査対象の 221,697 社（1回目 163,934 社、2回目 57,763 社）を選定した。

① 住所が日本国内であること

② 以下の資本金規模であること

ア：親事業社の資本金が3億円超の場合、資本金3億円以下の下請事業社

イ：親事業社の資本金が1千万円超3億円以下の場合、資本金1千万円以下の下請事業社

③ 下請事業社1社に対し最大3通まで、かつ、親事業社1社に対し下請事業社は99社まで

④ （2回目のみ）1回目選定時に選定した先を除外。また、1回目の時に回答した親事業社が下請事業社名簿を更新した場合もあるため、その更新分も選定候補とする（ただし、1回目送付時に99社を選定している場合は対象としない（条件①～③を満たす））。

2.3 通知はがきの送付

調査対象 221, 697 者に対し、通知はがき（下図）を送付した。

「通知はがき」

郵便はがき

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇

株式会社〇〇〇
法務／経理 ご担当者様

重要 ※内面も含め、必ずご一読ください※

「委託元との取引に関する調査」へのご協力をお願い

中小企業庁は、取引の適正化に向けた取組をより一層進めることを目的に、下請取引の実態把握を行っています。
このたび、貴社（者）における委託元との取引状況について、調査（インターネット調査）へのご協力をお願いいたします。

【回答期限】 令和3年11月30日（火）
【調査主体】 中小企業庁
【本調査に関するお問合せ先】
「委託元との取引に関する調査事務局」
電話番号：03-5539-0402
受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）
9:00～17:30

【返送先】 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 中小企業庁 取引課

「委託元との取引に関する調査」のご回答方法

本調査はインターネット調査により実施しています。
以下の手順により、中小企業庁ホームページから「調査専用サイト」にアクセスいただき、ご回答願います。

(1) 中小企業庁のホームページからアクセス
① 中小企業庁のトップページを開く **中小企業庁 検索**
② 下にスクロールし、画面右側にある「その他のリンク一覧」をクリック
③ オレンジ色のアイコン「委託元（親事業者等）との取引に関する調査はこちら」をクリック

(2) 検索エンジン（Google、Yahoo!Japan等）にて
【下記キーワード等】により検索して、「調査専用サイト」にアクセス
中小企業庁 委託元 令和3年 で **検索**

調査専用サイトにて、【貴社（者）の整理番号】とメールアドレスを入力してパスワードを設定いただいた後、改めてログインいただき、設問にご回答願います。

<貴社（者）の整理番号>
整理番号 ●●●●

貴社（者）の「委託元」の事業者を、中小企業庁が指定しております。当該委託元事業者との取引に関し、各設問への回答をお願い申し上げます。

「委託元との取引に関する調査」のよくあるご質問

Q1 この調査の目的は何ですか。
A1 中小企業庁は、業務を委託する取引先（以下「委託元」といいます。）と貴社（者）の取引について、取引の実態を把握し下請事業者^(※)や中小企業の保護等に役立たせるため、本調査を実施しています。
(※) 下請事業者とは、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請代金法」といいます）及び下請中小企業振興法に規定されている下請事業者を指します。

Q2 当社が調査対象に選ばれたのはなぜですか。
A2 中小企業庁は、下請代金法の規定に基づき委託元にも調査を行っています。今回、委託元との取引関係があると思われる事業者を無作為に抽出した結果、貴社（者）に本調査のご協力を依頼することとなりました。

Q3 当社は調査に回答する義務があるのですか。
A3 法令上、貴社（者）に回答義務はありませんが、委託元との取引実態を把握し、下請事業者や中小企業の保護等に役立たせることを目的に実施しているものです。ご理解いただき、回答へのご協力をお願いいたします。

Q4 はがきに印字されている社名（又は住所）が当社の社名（又は住所）と異なりす。
A4 申し訳ありませんが、正しい社名や所在地等を入力し、その後、各設問へのご回答をお願いします。

Q5 調査回答したことや回答内容が委託元に知られることはありませんか。
A5 本調査にご協力いただいたこと及び回答内容については、秘密を厳守いたしますので、本調査へのご協力をお願いいたします。

Q6 回答期限以後でも回答できますか。
A6 回答期限後は、オンライン調査サイトを閉鎖いたします。閉鎖後は、回答できません。また、回答期限の終了直前は、アクセスが集中するため、回答入力に困難になることも予想されますので、お早めにご回答をお願いいたします。

Q7 パソコンがありません。
A7 パソコンに限らず、スマートフォンやタブレットからでもご回答いただけます。

中小企業庁 The Small and Medium Enterprise Agency
中小企業庁は、経済産業省所管の下にある行政機関です。このため事業者等に不利な取組は行いません。様々な取組から企業を支援しております。

【本調査の目的】
貴事業者（以下「貴社（者）」といいます。）に業務を委託する取引先（以下「委託元」といいます。）との取引の実態を把握し、下請事業者^(※)や中小企業の保護等に役立たせることを目的とします。
※下請事業者とは、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」といいます）及び下請中小企業振興法に規定されている下請事業者を指します。

【本調査における情報の取り扱い】
本調査に関することについて、委託元に知らせることは一切ありません。
また、貴社（者）からの回答内容については、中小企業庁の施策に関する調査の目的以外に使用しません。

記
1. 調査対象期間：令和2年9月1日から令和3年8月31日
2. ご回答期限：令和3年11月30日（火）
3. ご回答方法：インターネットのみ
※書面によるご回答は受けておりません。パソコンに限らず、スマートフォンやタブレットからでもご回答いただけます。
4. 推奨環境（OS/ブラウザ）
・Microsoft Windows8.1/10
・Microsoft Internet Explorer 11
・Microsoft Edge
・Firefox
・Chrome
・iOS 11/12/13
・Safari
・Android 7/8/9/10
・Chrome
5. 留意事項
※ご回答に際しましては、貴社（者）の連絡先（回答者名、電話番号又はメールアドレス）を入力ください。
※回答後、中小企業庁の担当者より内容の照会をさせていただくことがあります。不当な行為の解決等の成果につながる場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
※回答内容については、ブラウザの印刷機能でPDFファイルを作成して保管するようお願いいたします。

3. 調査結果の集計・分析

3.1 親事業者に対する調査結果の集計・分析

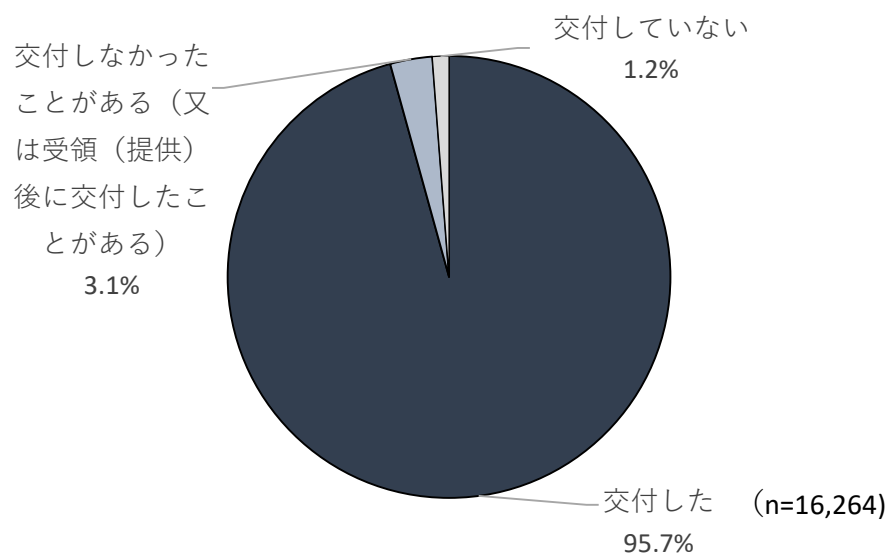
3-1-1 調査結果

※ 本節の集計結果は親事業者単位としている

【設問 1】 下請事業者に対する発注方法について

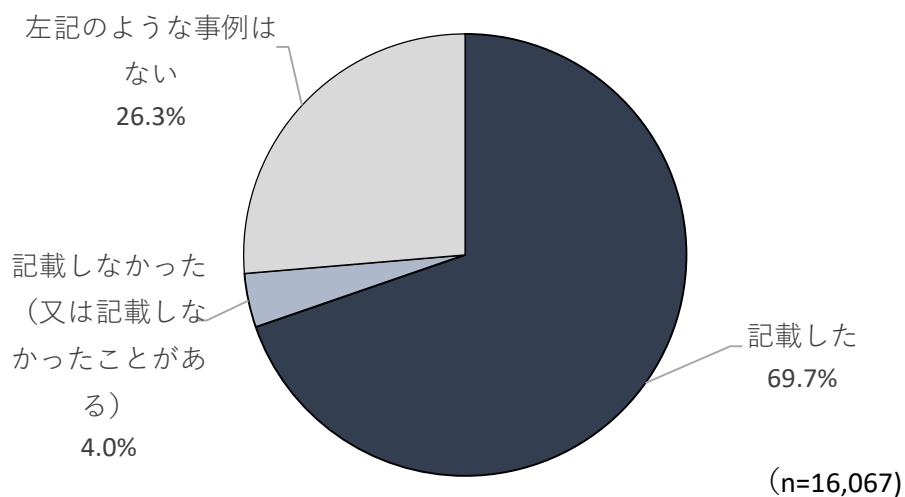
(ア) 下請事業者に対する発注に際して、発注書面（一定期間内における製造委託，役務提供委託等をする際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。

「交付した」が 95.7%と最も高く、次いで「交付しなかったことがある（又は受領（提供）後に交付したことがある）」が 3.1%、「交付していない」が 1.2%となっている。



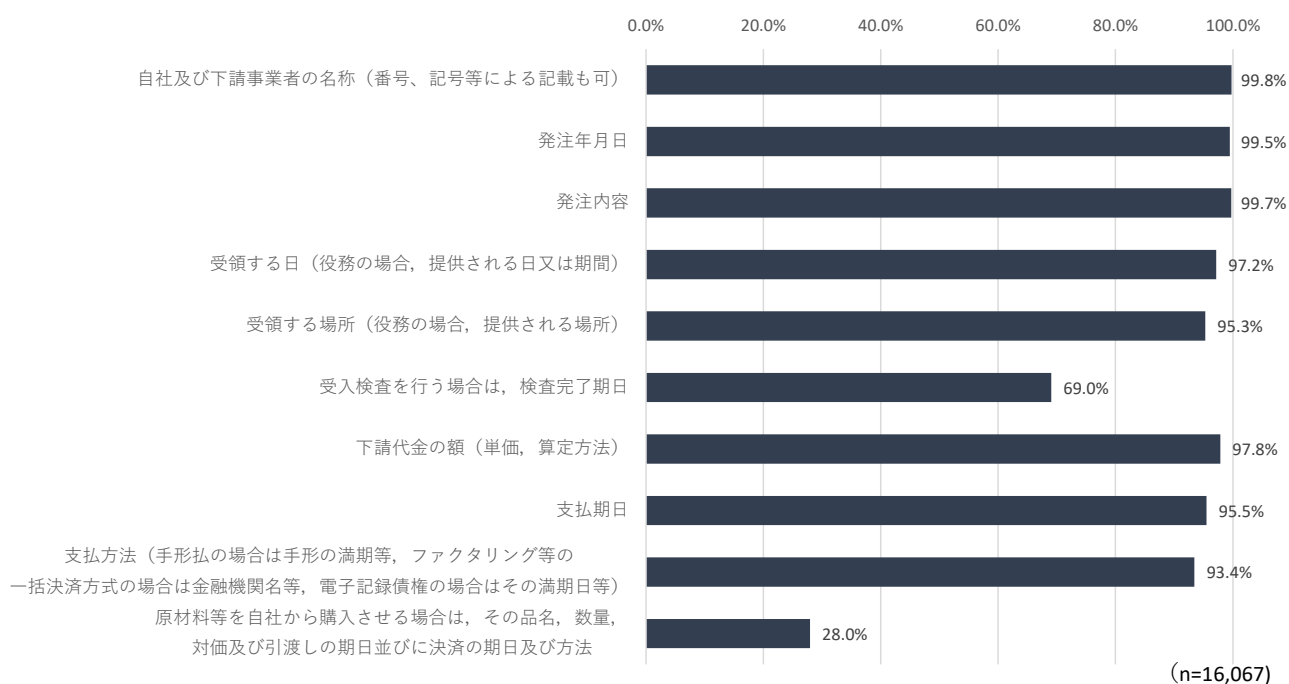
(イ)個々の発注書面には支払方法等の取引条件を記載せず、あらかじめ別に取引条件を記載した書面（契約書等の支払方法等を記載した書面を含みます。）を交付している場合、個々の発注書面に、当該書面との関連性を記載しましたか。

「記載した」が69.7%と最も高く、次いで「左記のような事例はない」が26.3%、「記載しなかった（又は記載しなかったことがある）」が4.0%となっている。



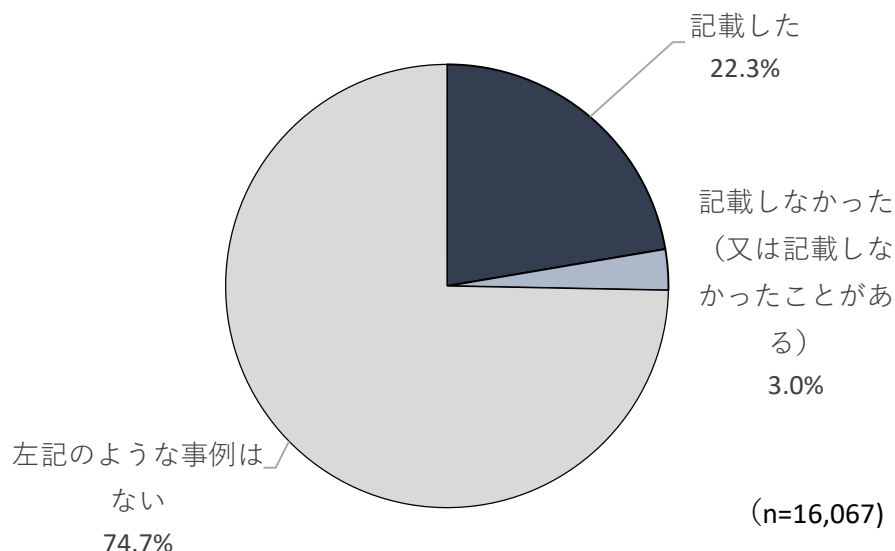
(ウ)下請事業者に交付した発注書面（イの「あらかじめ別に取り引条件を記載した書面」，後記オの「その内容が確定した後に交付している当該内容を記載した書面」を含みます。）には，右記の必要記載事項のうち，どの事項を記載しましたか。

「自社及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）」が 99.8%と最も高く、次いで「発注内容」が 99.7%、「発注年月日」が 99.5%となっている。



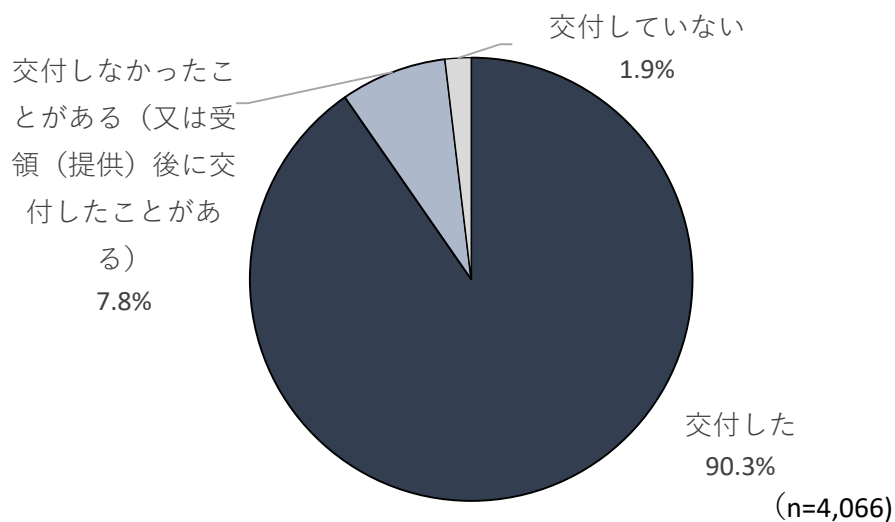
(エ)ウに記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までには定めることができないものがあったため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が定められない理由及び定めることとなる予定期日を発注書面に記載しましたか。

「左記のような事例はない」が74.7%と最も高く、次いで「記載した」が22.3%、「記載しなかった（又は記載しなかったことがある）」が3.0%となっている。



(オ)ウに記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までには定めることができないものがあったため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が確定した後、直ちに、当該内容を記載した書面を交付しましたか。

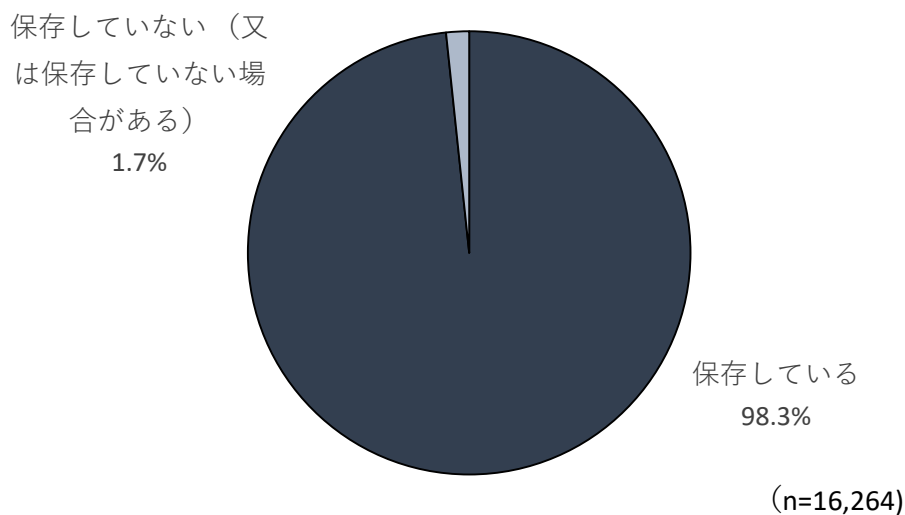
「交付した」が90.3%と最も高く、次いで「交付しなかったことがある（又は受領（提供）後に交付したことがある）」が7.8%、「交付していない」が1.9%となっている。



【設問 2】 下請取引に関する書類等の保存について

(ア)発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2年以上保存していますか。

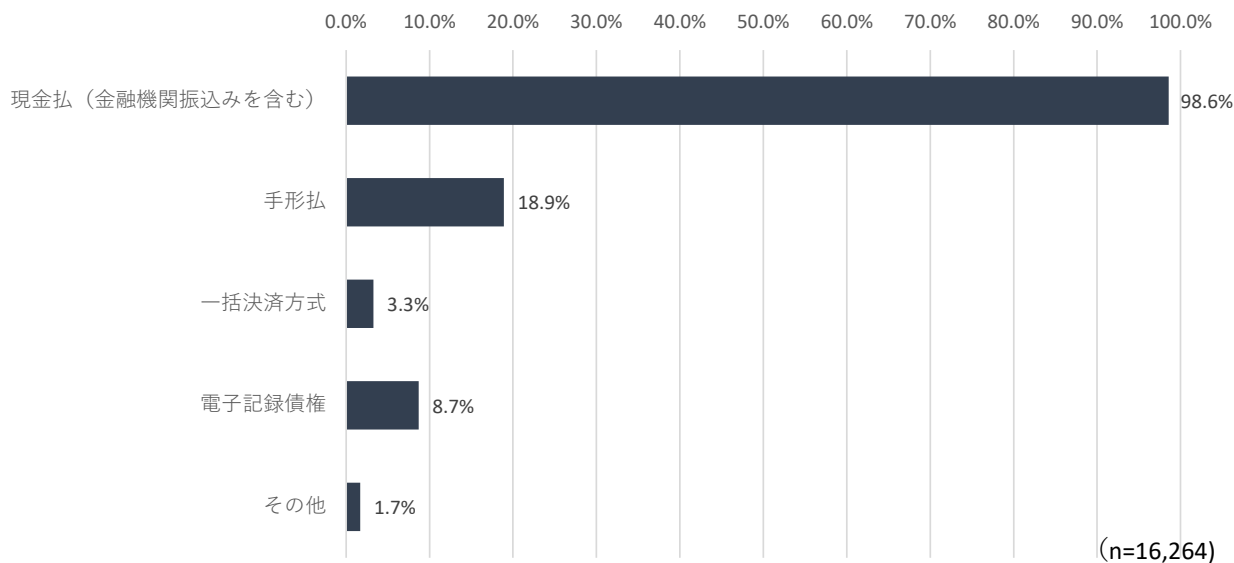
「保存している」は98.3%、「保存していない（又は保存していない場合がある）」は1.7%となっている。



【設問 3】 下請代金の支払いについて

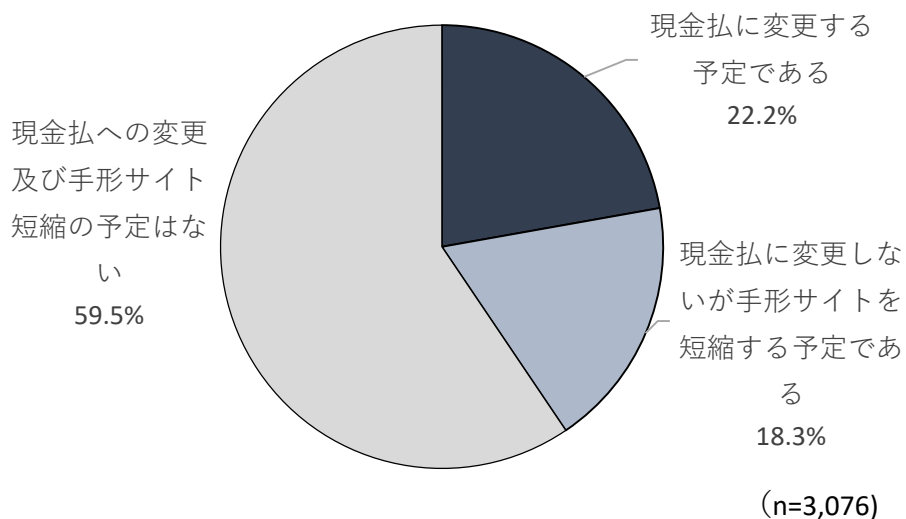
(ア)下請代金の支払方法はどのような方法ですか。

「現金払（金融機関振込みを含む）」が98.6%と最も高く、次いで「手形払」が18.9%、「電子記録債権」が8.7%となっている。



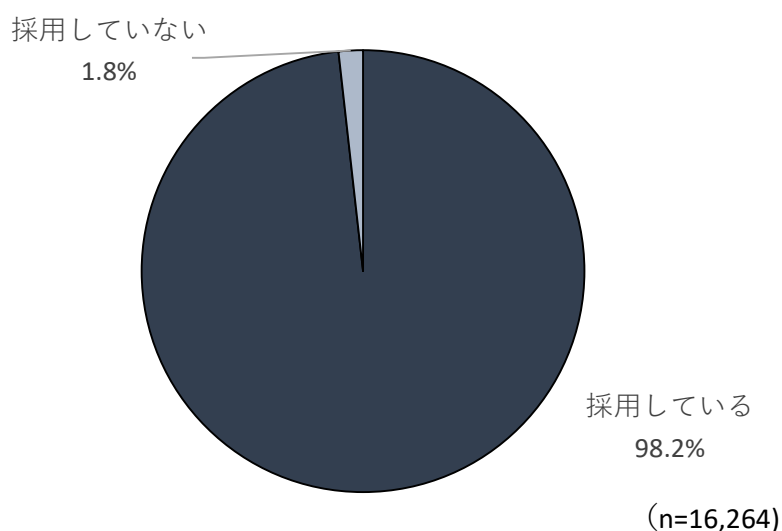
(イ)アで「②手形払」を選択した場合、手形払を現金払に変更する予定や手形サイトを短縮する予定はありますか。

「現金払への変更及び手形サイト短縮の予定はない」が 59.5%と最も高く、次いで「現金払に変更する予定である」が 22.2%、「現金払に変更しないが手形サイトを短縮する予定である」が 18.3%となっている。



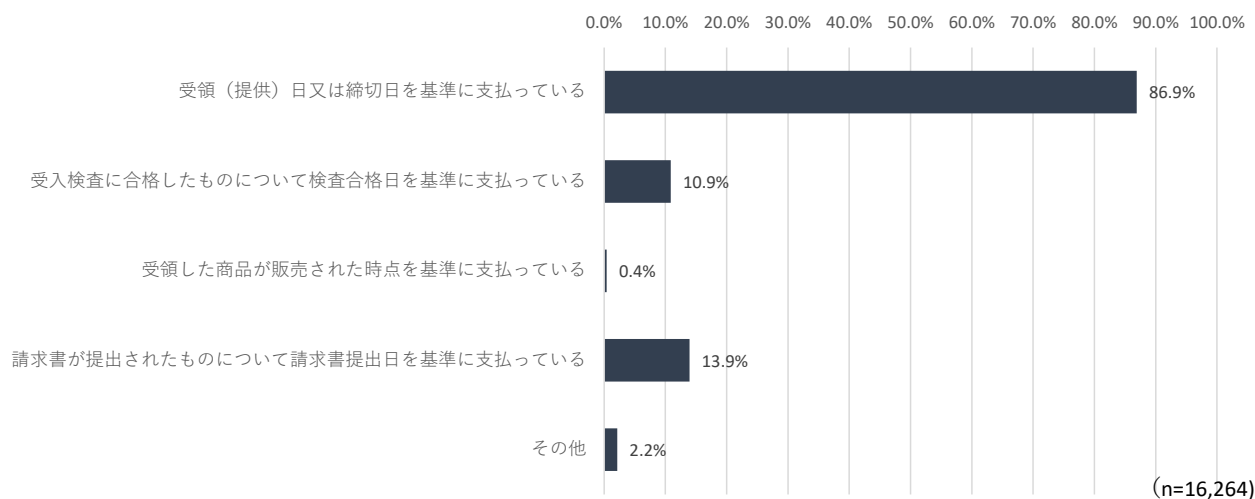
(ウ)下請代金の支払制度は締切制度（例：毎月末日締切，翌月末日支払）を採用していますか。

「採用している」は 98.2%、「採用していない」は 1.8%となっている。



(エ)下請代金をどのような基準で支払っていますか。

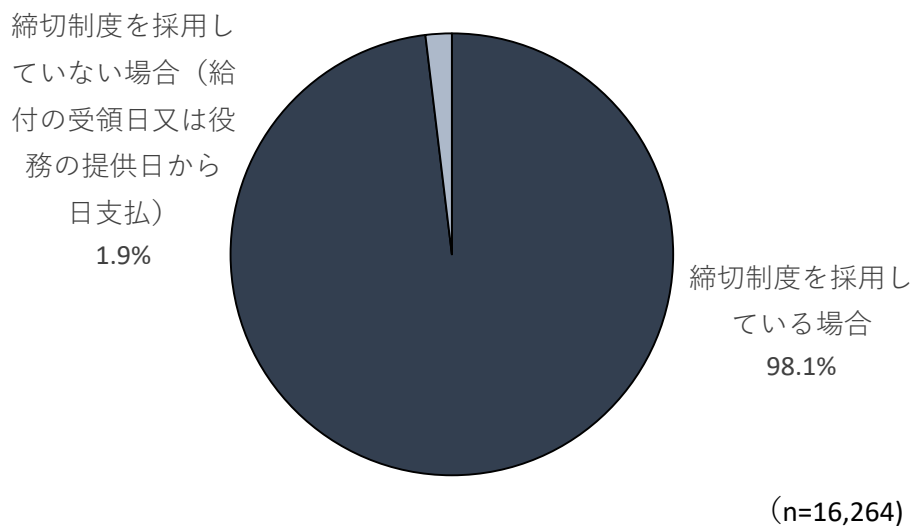
「受領（提供）日又は締切日を基準に支払っている」が86.9%と最も高く、次いで「請求書が提出されたものについて請求書提出日を基準に支払っている」が13.9%、「受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払っている」が10.9%となっている。



(オ)下請代金の支払制度において、支払日までの日数が最も長いものを記入してください。

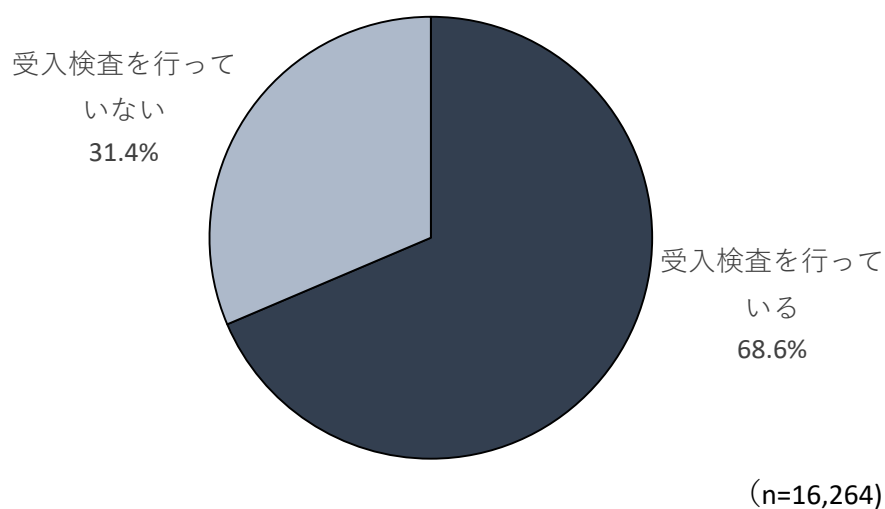
※「支払日」とは、手形払の場合は手形の交付日、一括決済方式（例：ファクタリング方式）の場合は譲渡承諾日又は債務引受承諾日、電子記録債権を用いた支払の場合は、発生・譲渡記録日を指します。

「締切制度を採用している場合」は98.1%、「締切制度を採用していない場合（給付の受領日又は役務の提供日から 日支払）」は1.9%となっている。



(カ)下請事業者の給付について受入検査を行っていますか。

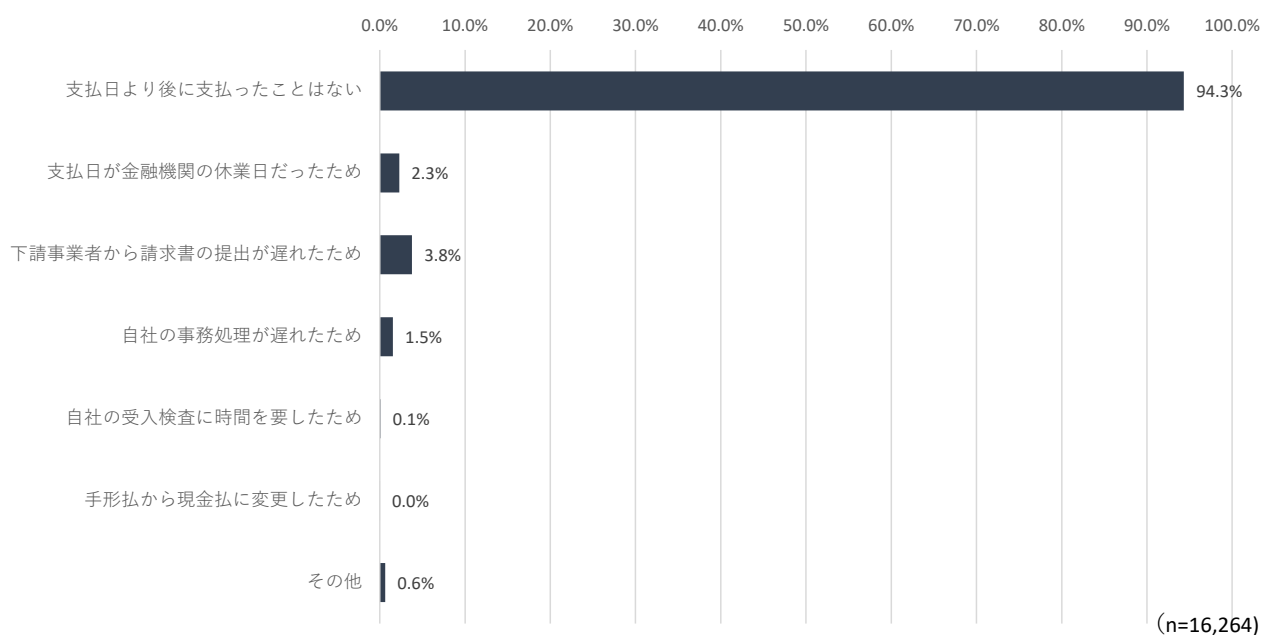
「受入検査を行っている」は68.6%、「受入検査を行っていない」は31.4%となっている。



(キ)支払制度で決めている支払日より後に下請代金を支払ったことがありますか。ある場合はその理由を選択してください。

※下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払っている場合、当該支払日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に支払うことについて、貴社と下請事業者の間であらかじめ合意・書面化されており、順延日数が2日以内である場合は、「支払日が金融機関の休業日だったため」には該当しません。

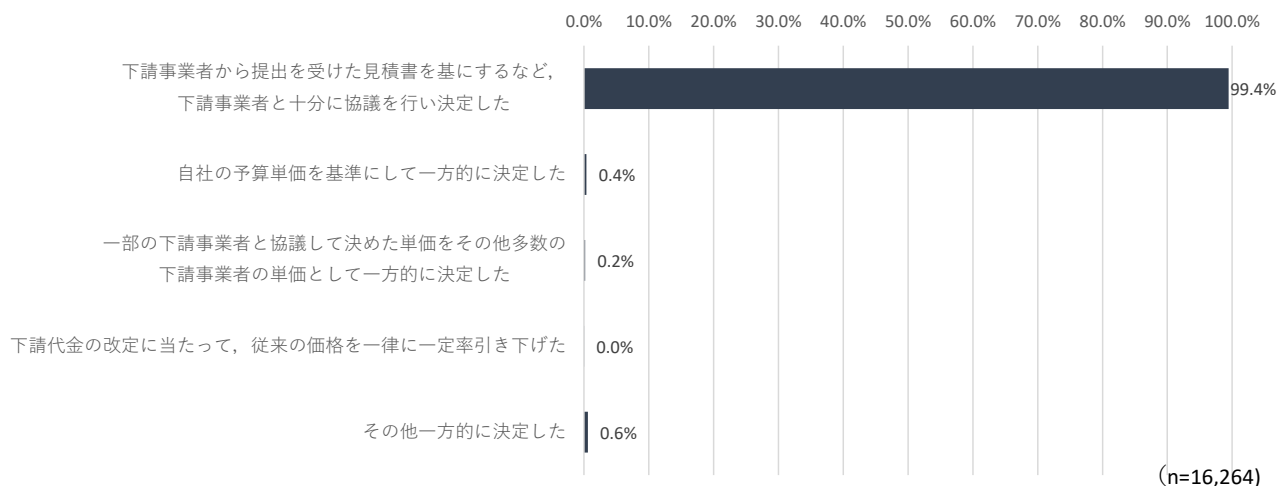
「支払日より後に支払ったことはない」が94.3%と最も高く、次いで「下請事業者から請求書の提出が遅れたため」が3.8%、「支払日が金融機関の休業日だったため」が2.3%となっている。



【設問 4】 下請代金の額の決定について

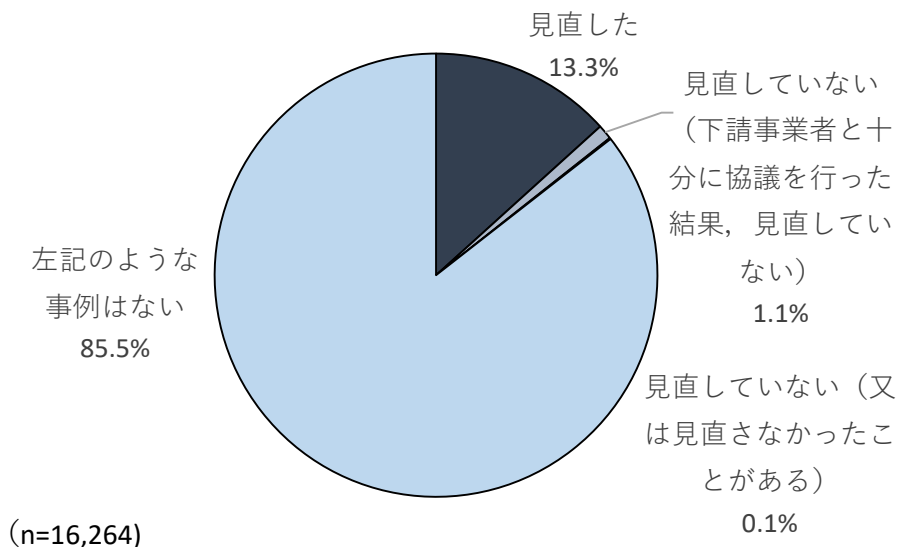
(ア) 下請事業者との間で、どのような方法で下請代金の額（又は単価）を決定（改定を含みます。）しましたか。

「下請事業者から提出を受けた見積書を基にするなど、下請事業者と十分に協議を行い決定した」が 99.4%と最も高く、次いで「その他一方的に決定した」が 0.6%、「自社の予算単価を基準にして一方的に決定した」が 0.4%となっている。



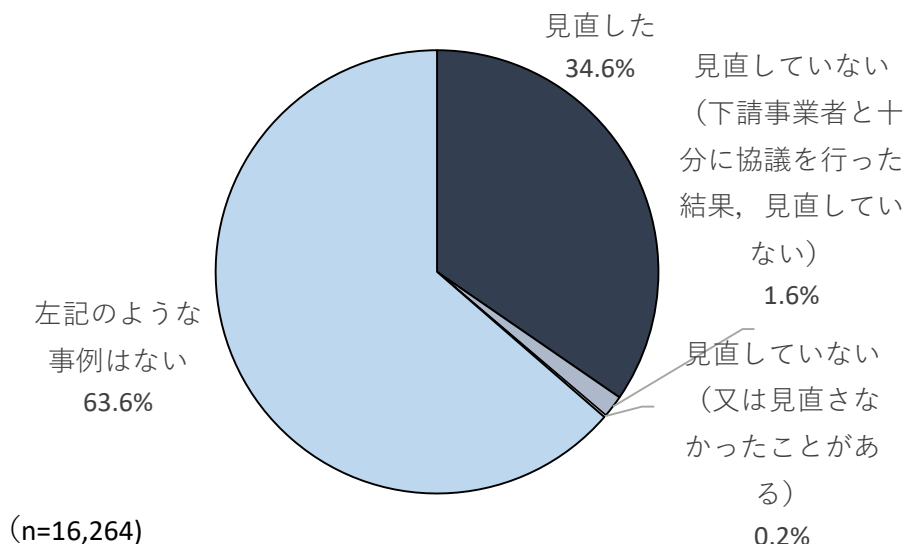
(イ) 多量の発注をすることを前提として下請代金の額（又は単価）を決定したにもかかわらず、実際には、少量の発注しか行わなかったことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

「左記のような事例はない」が 85.5%と最も高く、次いで「見直した」が 13.3%、「見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）」が 1.1%となっている。



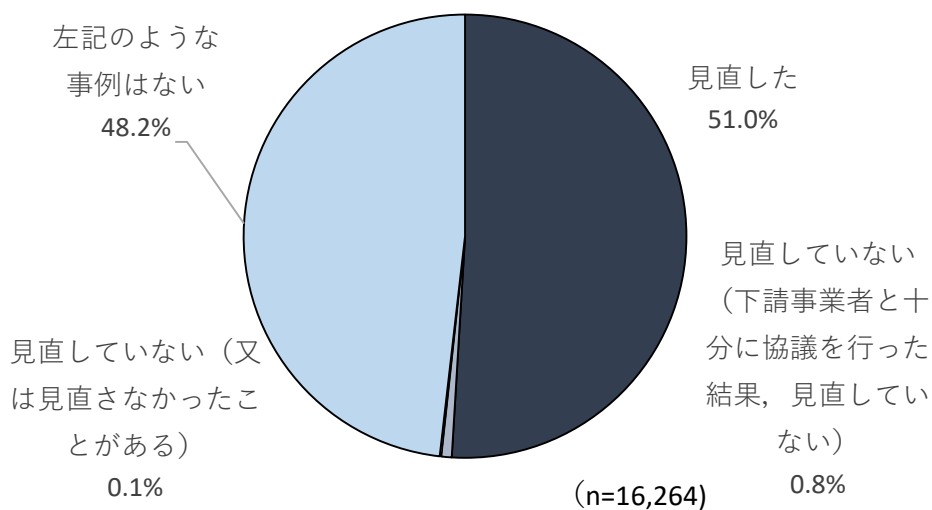
(ウ)下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点の委託内容よりも実際に発注する委託内容が増加したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

「左記のような事例はない」が63.6%と最も高く、次いで「見直した」が34.6%、「見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）」が1.6%となっている。



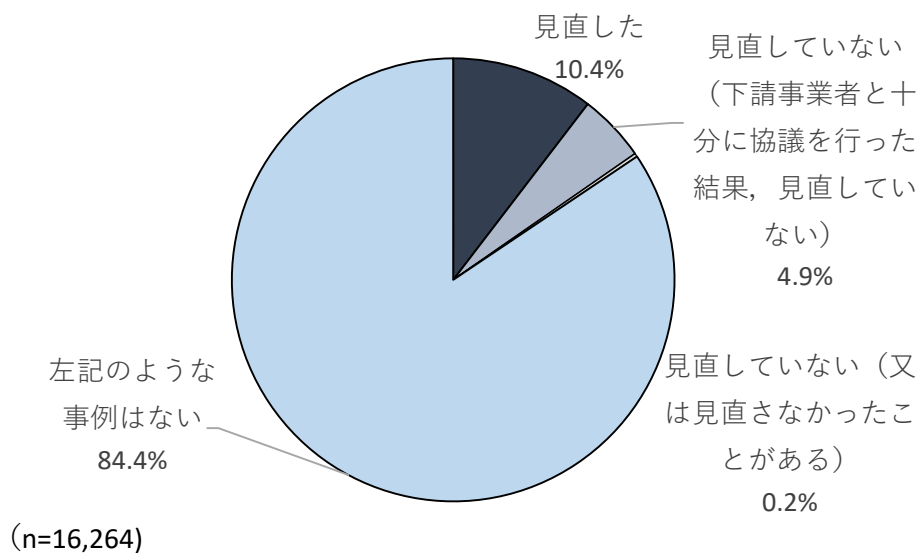
(エ)下請事業者に継続して発注していたものについて、下請事業者からコスト上昇等を理由として、下請代金の額（又は単価）の引上げを求められたことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

「見直した」が51.0%と最も高く、次いで「左記のような事例はない」が48.2%、「見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）」が0.8%となっている。



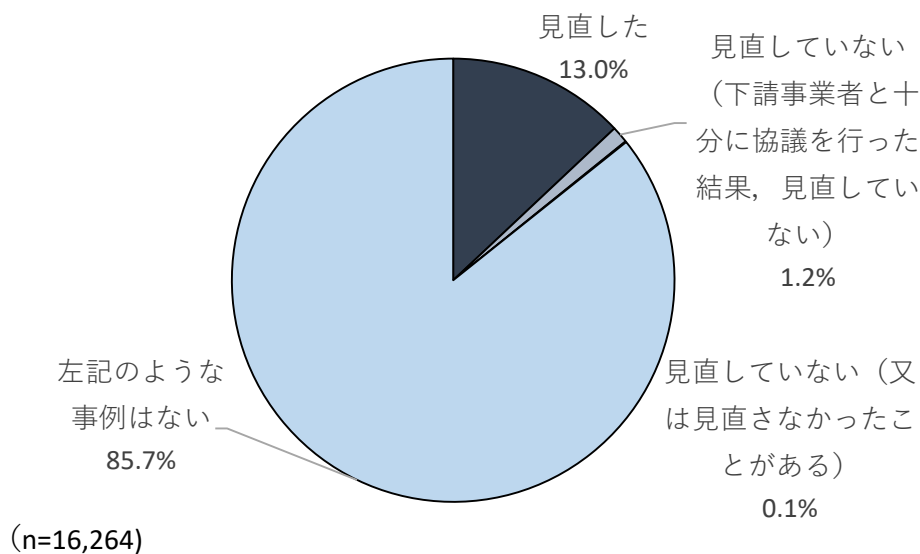
(オ)下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点で予定していた納期を短縮したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

「左記のような事例はない」が84.4%と最も高く、次いで「見直した」が10.4%、「見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）」が4.9%となっている。



(カ)物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造（補給品等）を委託したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

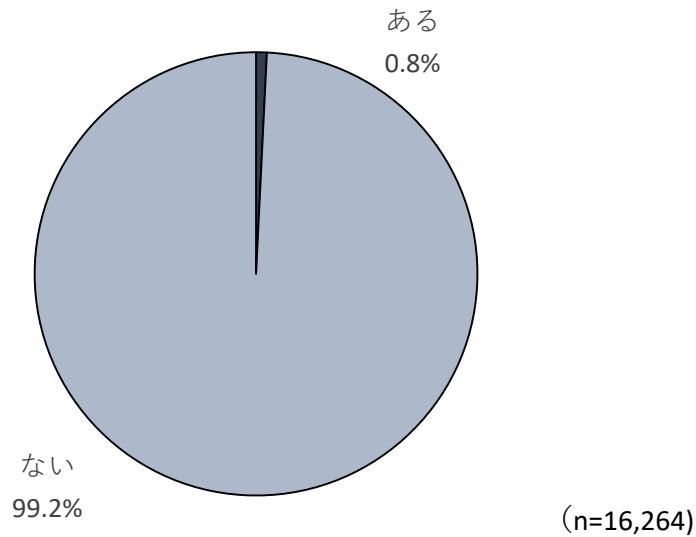
「左記のような事例はない」が85.7%と最も高く、次いで「見直した」が13.0%、「見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）」が1.2%となっている。



【設問 5】 下請代金の減額について

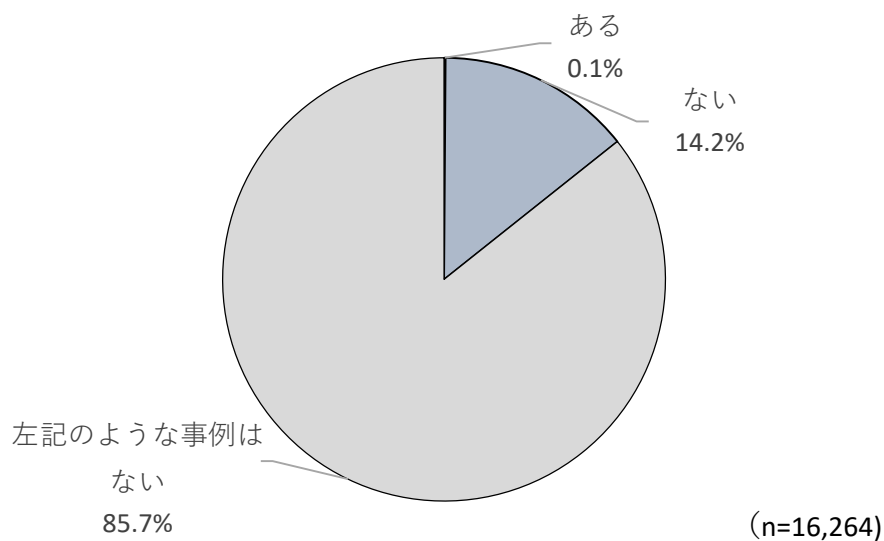
(ア) 下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて（協力値引き，歩引き，協力金等の名目は問いません。）支払ったことがありますか（後記イ又はウに該当する場合を除きます。）。

「ある」は0.8%、「ない」は99.2%となっている。



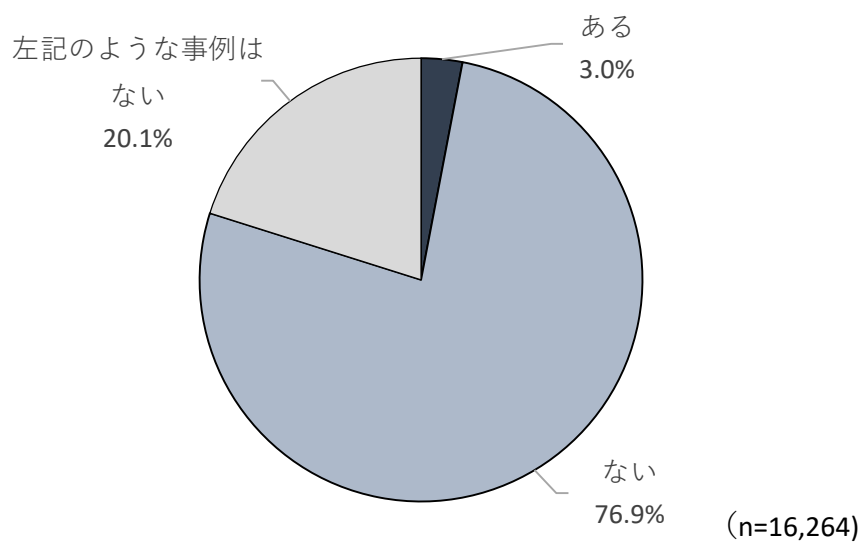
(イ) 支払方法が手形払である場合，一時的に下請代金を現金で支払った際に，下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて支払ったことがありますか。

「左記のような事例はない」が85.7%と最も高く、次いで「ない」が14.2%、「ある」が0.1%となっている。



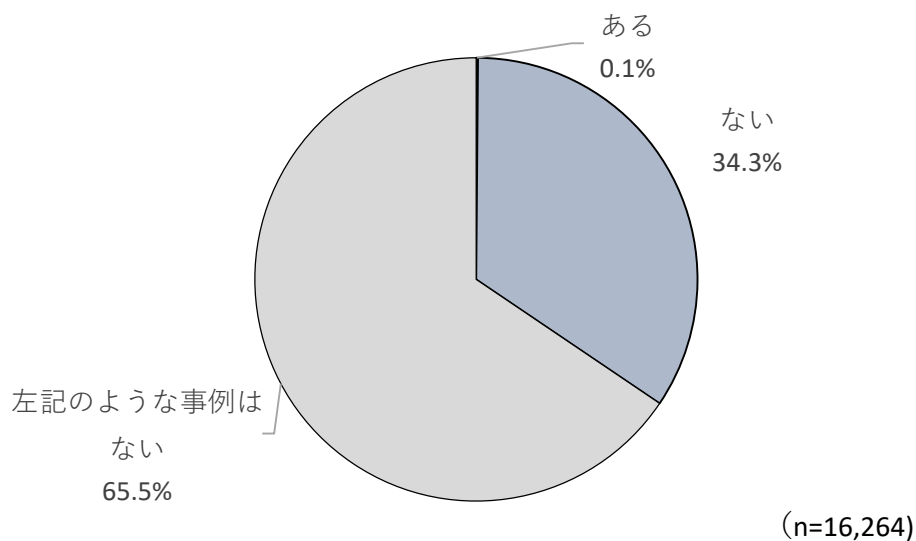
(ウ)支払方法が金融機関への振込払である場合、下請事業者と書面で合意せずに金融機関の振込手数料を下請代金から差し引いて支払ったことがありますか。

「ない」が76.9%と最も高く、次いで「左記のような事例はない」が20.1%、「ある」が3.0%となっている。



(エ)単価改定により単価を引き下げたことがある場合、単価改定日より前に発注したものについても、合意した新しい単価を適用して下請代金を支払ったことがありますか。

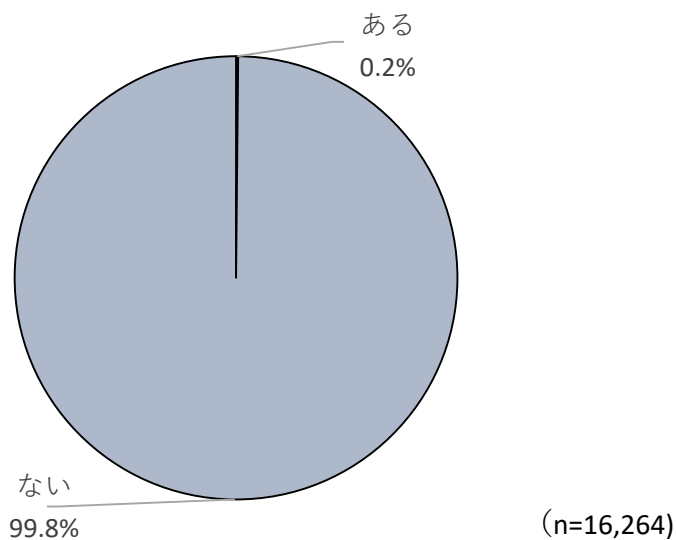
「左記のような事例はない」が65.5%と最も高く、次いで「ない」が34.3%、「ある」が0.1%となっている。



【設問 6】経済上の利益の提供要請について

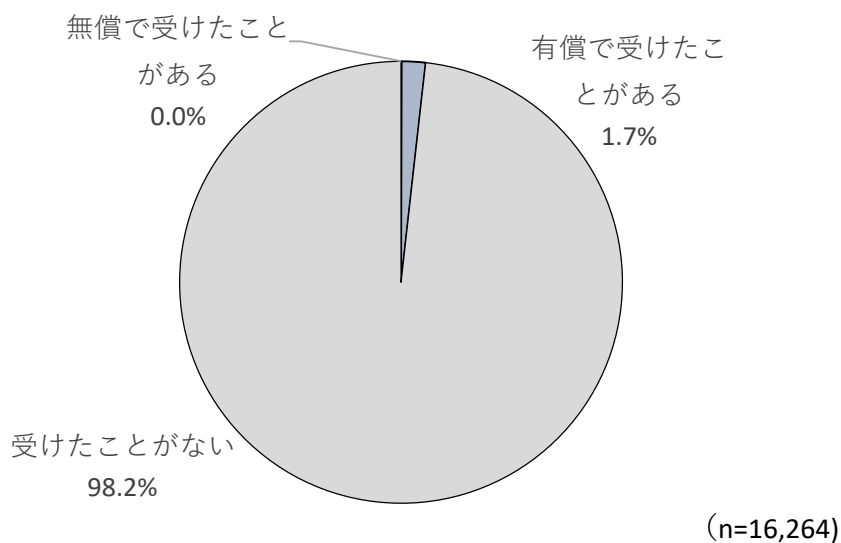
(ア)下請事業者に対して、協賛金等の金銭の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。

「ある」は0.2%、「ない」は99.8%となっている。



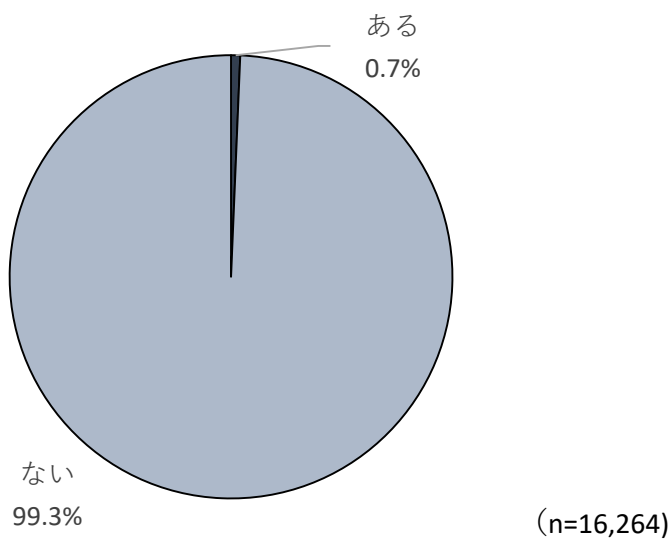
(イ)下請事業者に対して、手伝い要員の派遣等の役務の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。

「受けたことがない」が98.2%と最も高く、次いで「有償で受けたことがある」が1.7%、「無償で受けたことがある」が0.0%となっている。



(ウ)下請事業者に対して、サンプル品、景品、展示用商品等の無償譲渡を要請し、その提供を受けたことがありますか。

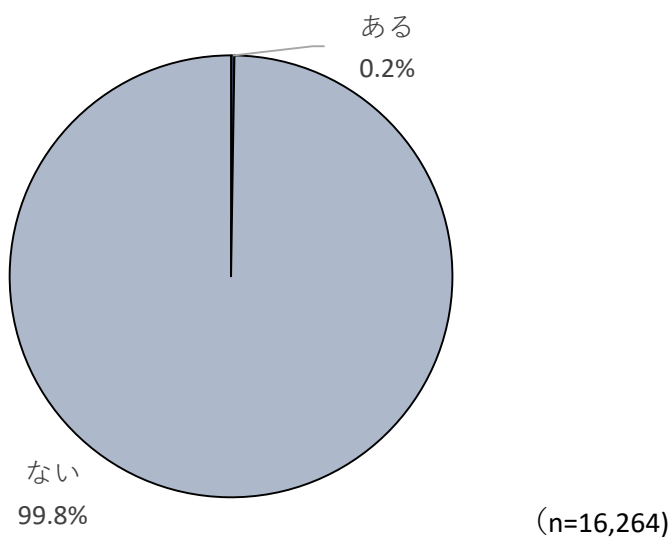
「ある」は0.7%、「ない」は99.3%となっている。



【設問 7】物品の購入要請・サービスの利用要請について

(ア)下請事業者に対して、物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらったことがありますか。

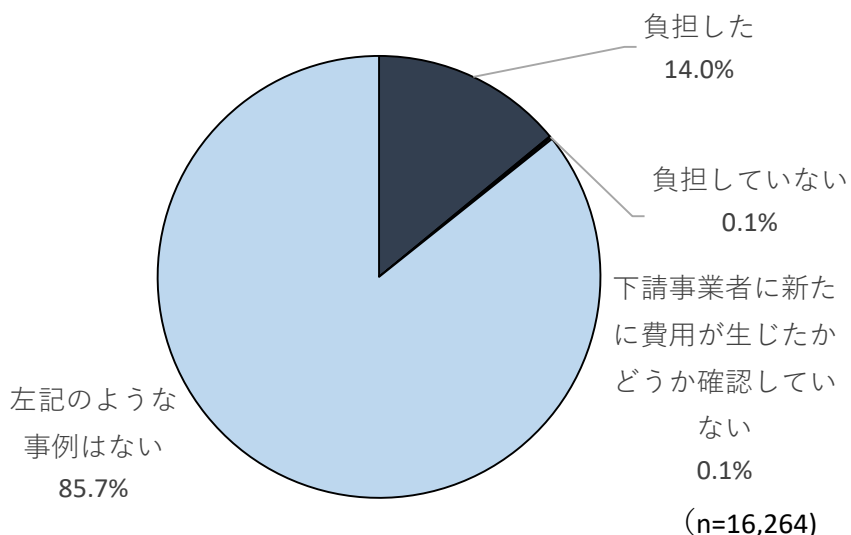
「ある」は0.2%、「ない」は99.8%となっている。



【設問 8】発注内容の変更・やり直しについて

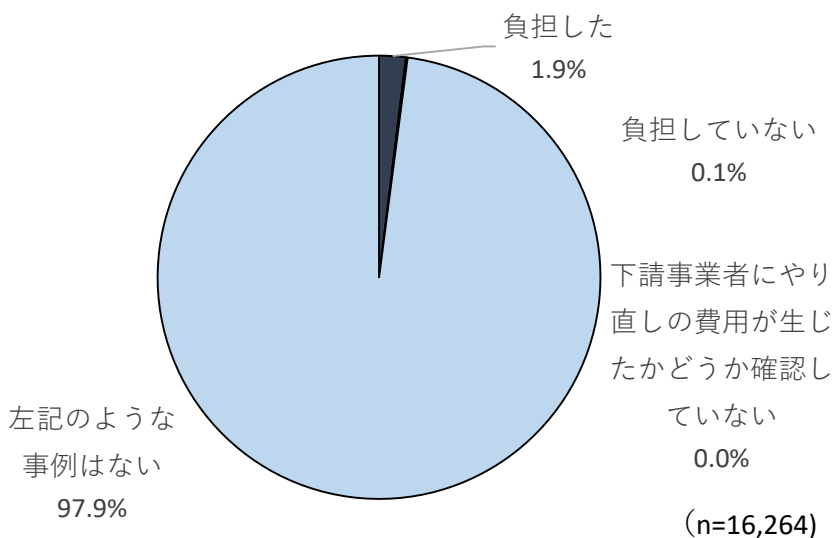
(ア)下請事業者に責任（不良品等）がないのに、発注書面に記載した委託内容を変更して、当初の委託内容と異なる作業を行わせたことや、下請事業者の給付（役務）に関して追加的な作業を行わせたことがある場合、新たに生じた費用を貴社で負担しましたか。

「左記のような事例はない」が 85.7%と最も高く、次いで「負担した」が 14.0%、「負担していない」および「下請事業者に新たに費用が生じたかどうか確認していない」が 0.1%となっている。



(イ)下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にせずに下請事業者に作業を行わせ、その後、やり直しを求めたことがある場合、下請事業者に発生したやり直しの費用を貴社で負担しましたか。

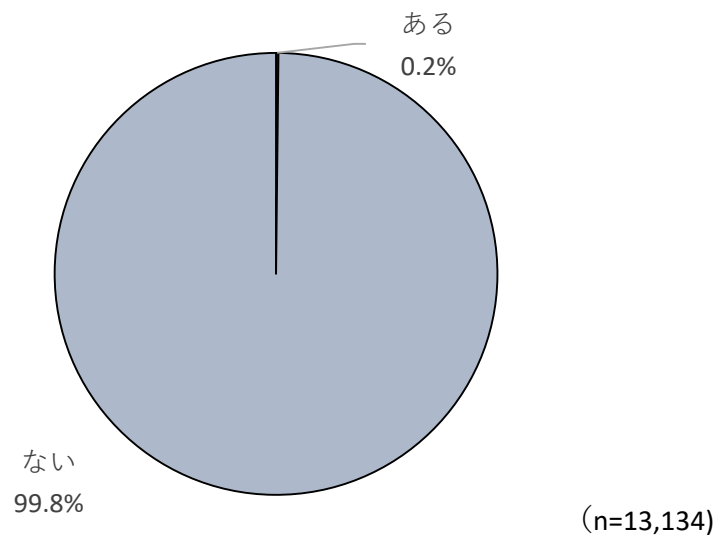
「左記のような事例はない」が 97.9%と最も高く、次いで「負担した」が 1.9%、「負担していない」が 0.1%となっている。



【設問 9】 物品又は情報成果物の受領について

(ア) 下請事業者責任（不良品、発注内容と異なる、納入遅れ等）がないのに、物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかったこと（受領日を延期する場合、発注を取り消す場合も含みます。）がありますか。

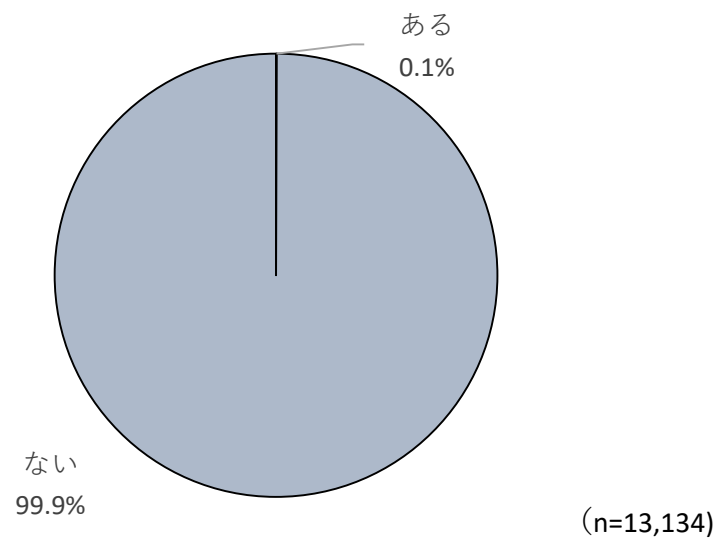
「ある」は0.2%、「ない」は99.8%となっている。



【設問 10】 返品について

(ア) 下請事業者責任（不良品等）がないのに、一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に返品したこと（不良品等を理由としたやり直しのための返品は含みません。）がありますか。

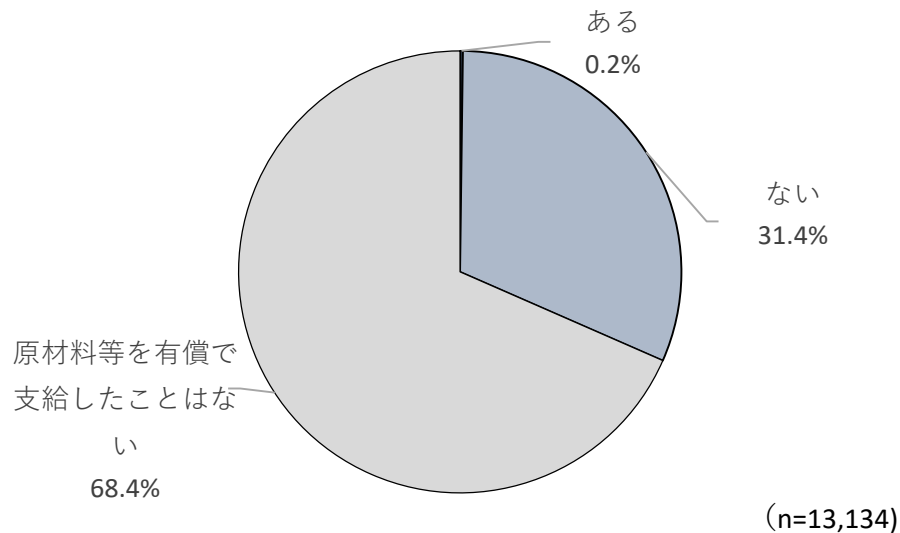
「ある」は0.1%、「ない」は99.9%となっている。



【設問 11】 有償支給原材料等の対価の早期決済について

(ア) 下請事業者に対して、有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いて製造した製品の
下請代金の支払日より前に決済したことがありますか。

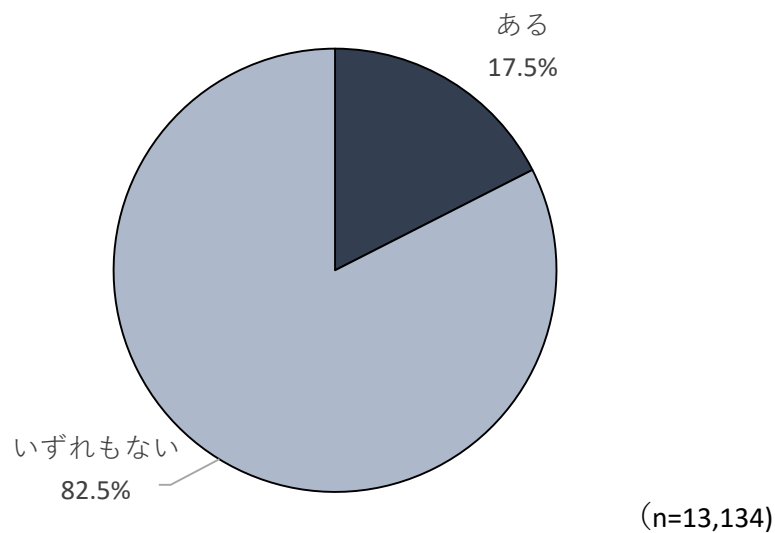
「原材料等を有償で支給したことはない」が 68.4%と最も高く、次いで「ない」が 31.4%、「あ
る」が 0.2%となっている。



【設問 12】 型（部品等を製造するための金属製、木製等の型）・治具について

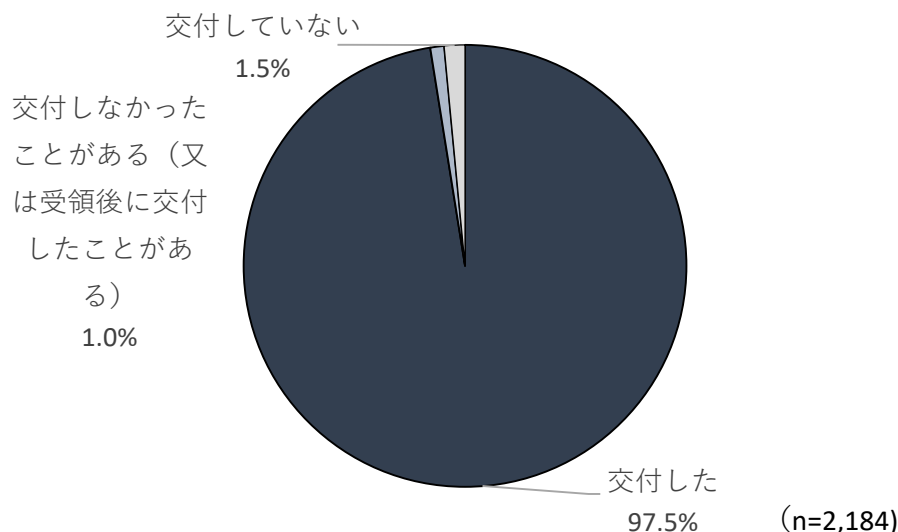
(ア) 金型の製造を委託したこと又は型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがあ
りますか。

「ある」は 17.5%、「いずれもない」は 82.5%となっている。



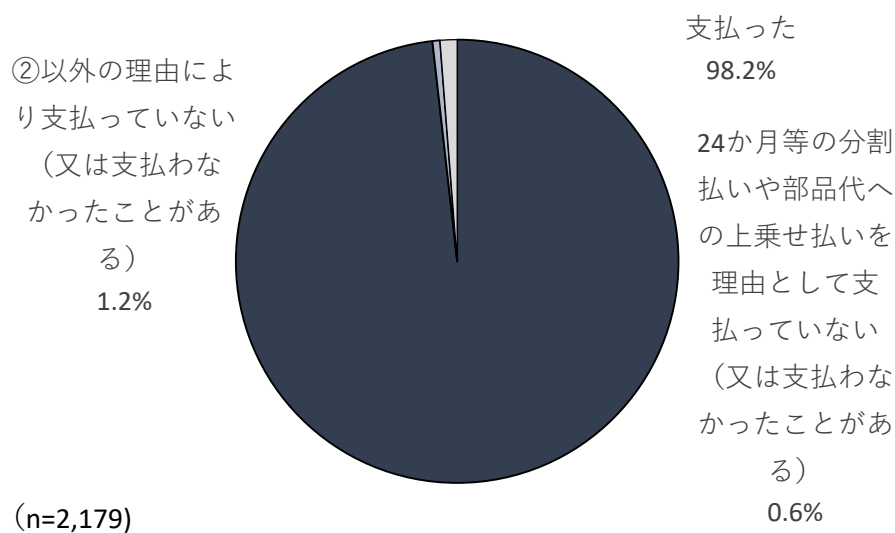
(イ)金型の製造を委託したことがある場合、発注に際して、当該金型に関する発注内容等を記載した発注書面（一定期間内における製造委託をする際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。

「交付した」が97.5%と最も高く、次いで「交付していない」が1.5%、「交付しなかったことがある（又は受領後に交付したことがある）」が1.0%となっている。



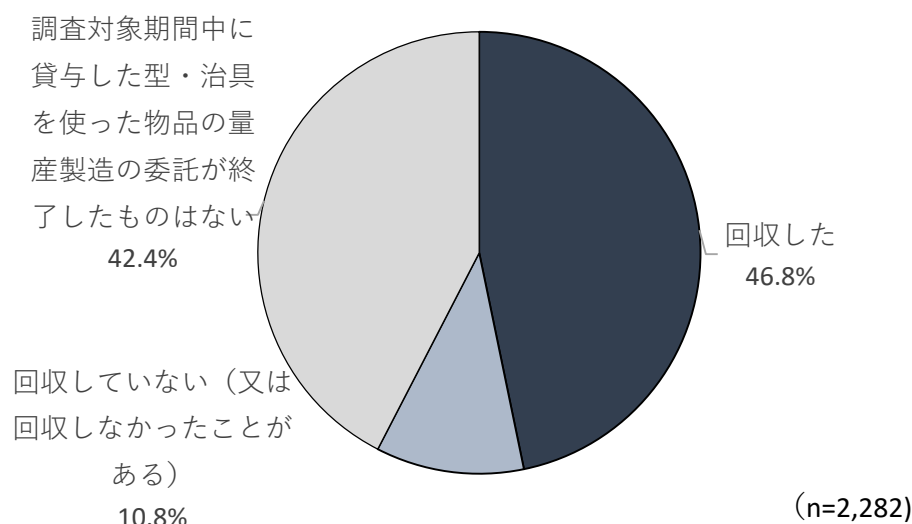
(ウ)金型の製造を委託したことがある場合、当該金型を受領してから60日以内に代金の全額を支払いましたか。

「支払った」が98.2%と最も高く、次いで「②以外の理由により支払っていない（又は支払わなかったことがある）」が1.2%、「24か月等の分割払いや部品代への上乗せ払いを理由として支払っていない（又は支払わなかったことがある）」が0.6%となっている。



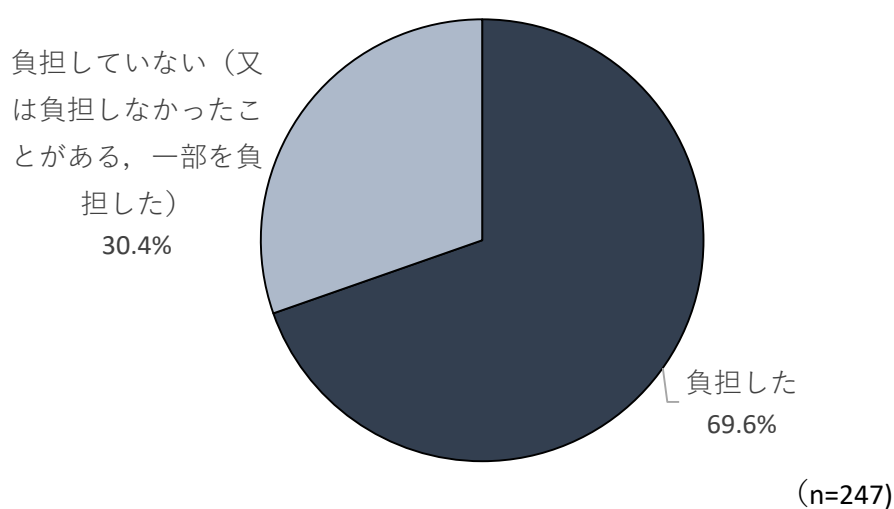
(エ)型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがある場合、その量産製造が終了した後、下請事業者から当該型・治具を回収しましたか。

「回収した」が46.8%と最も高く、次いで「調査対象期間中に貸与した型・治具を使った物品の量産製造の委託が終了したものはない」が42.4%、「回収していない（又は回収しなかったことがある）」が10.8%となっている。



(オ)エで「②回収していない（又は回収しなかったことがある）」を選択した場合、その保管費用又は廃棄に要する費用の全額を貴社が負担しましたか。

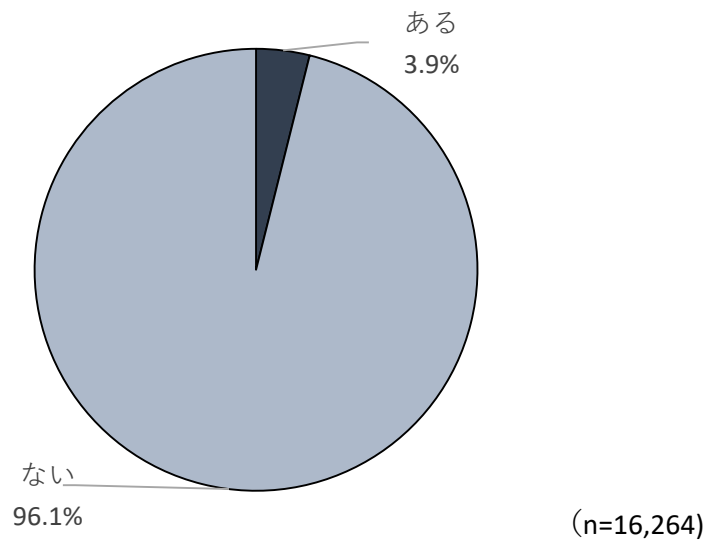
「負担した」は69.6%、「負担していない（又は負担しなかったことがある、一部を負担した）」は30.4%となっている。



【設問 13】 知的財産権の取扱いについて

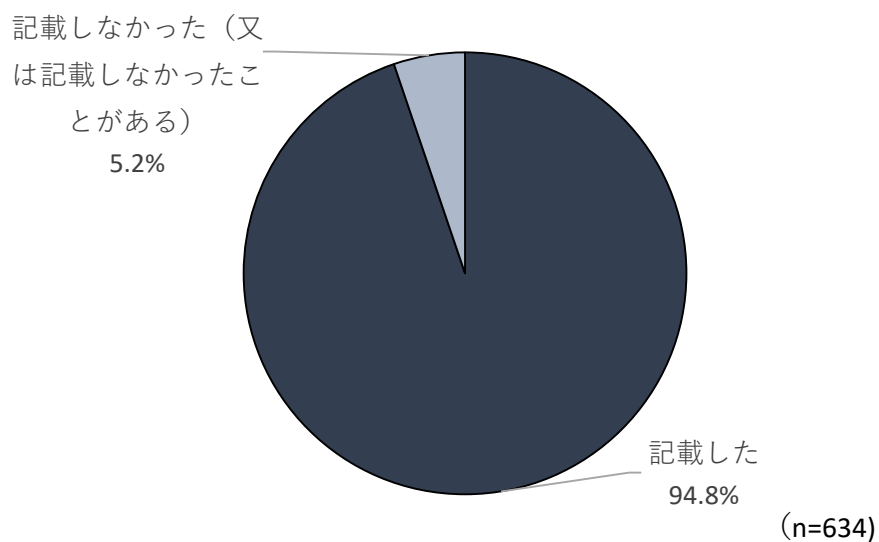
(ア) 下請事業者に知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受けたことがありますか。

「ある」は3.9%、「ない」は96.1%となっている。



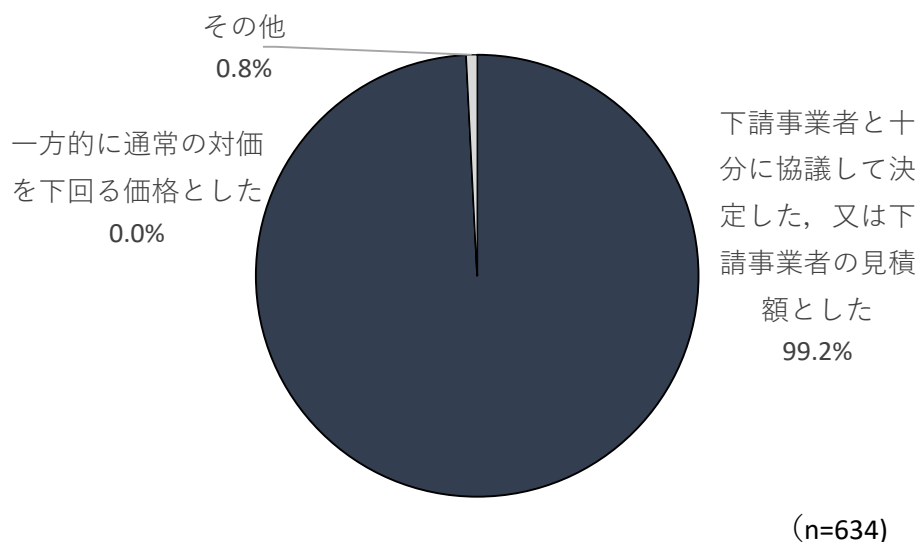
(イ) アで①を選択した場合、発注書面に譲り受ける知的財産権の譲渡・許諾の範囲を記載しましたか。

「記載した」は94.8%、「記載しなかった（又は記載しなかったことがある）」は5.2%となっている。



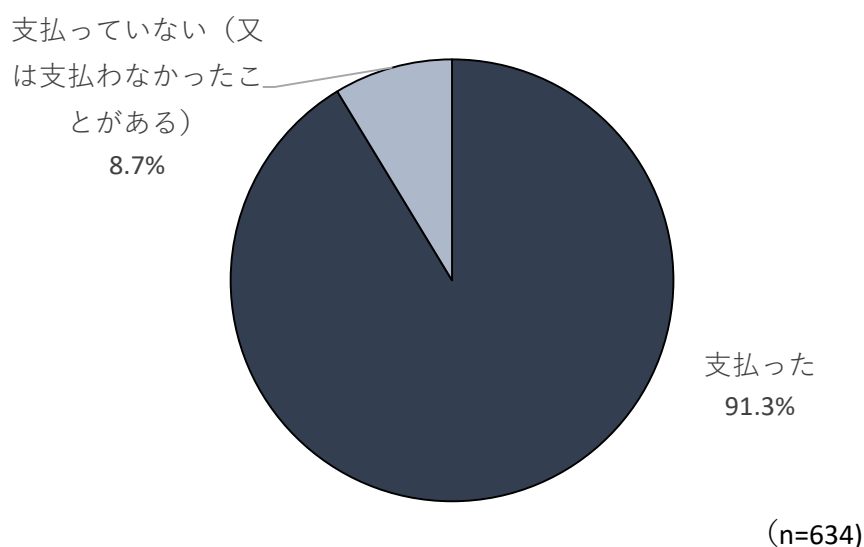
(ウ)アで①を選択した場合、その対価はどのように決定しましたか。

「下請事業者と十分に協議して決定した、又は下請事業者の見積額とした」が99.2%と最も高く、次いで「その他」が0.8%、「一方的に通常の対価を下回る価格とした」が0.0%となっている。



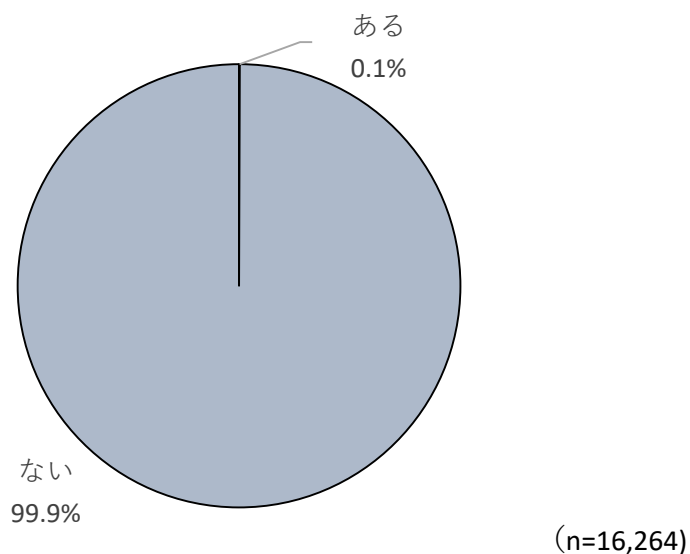
(エ)アで「①ある」を選択し、作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことがある場合、その対価を支払いましたか。

「支払った」は91.3%、「支払っていない（又は支払わなかったことがある）」は8.7%となっている。



(オ)発注内容にない知的財産権の譲渡・許諾について、無償でこれらを受けたことがありますか。

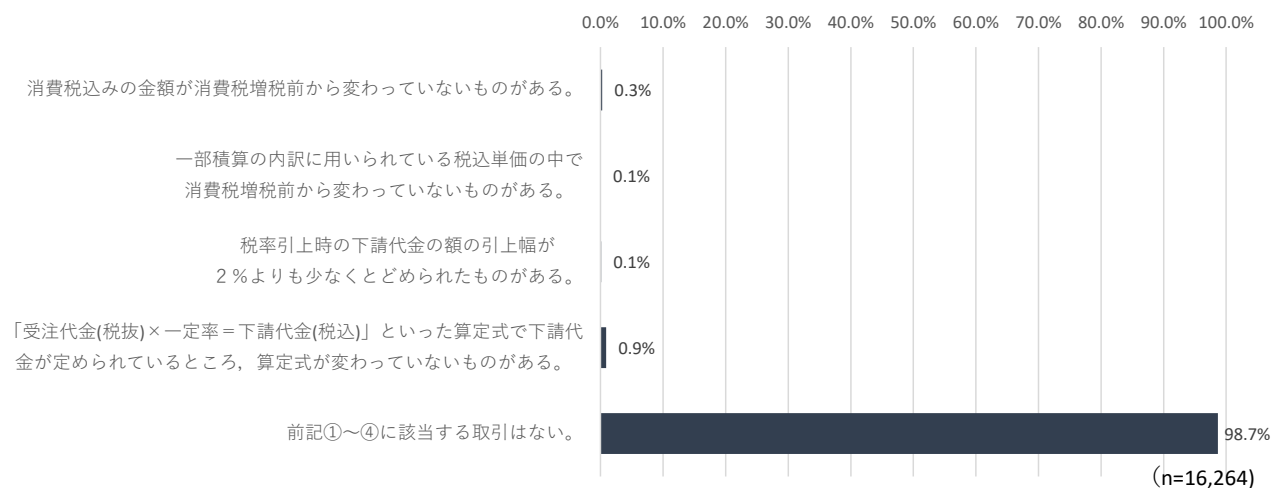
「ある」は0.1%、「ない」は99.9%となっている。



【設問 14】消費税の扱いについて

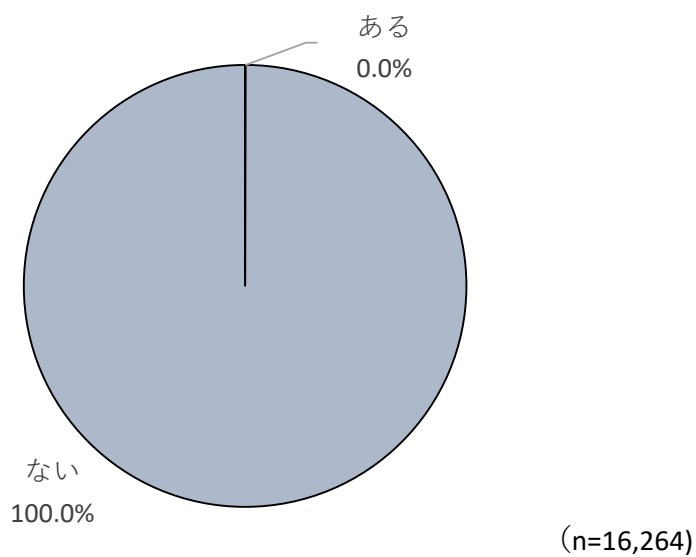
(ア)下請代金の額（又は単価）は、10%への消費税率の引上げ前と比較してどのようになっていますか

「前記①～④に該当する取引はない。」が98.7%と最も高く、次いで「「受注代金(税抜)×一定率＝下請代金(税込)」といった算定式で下請代金が定められているところ、算定式が変わっていないものがある。」が0.9%、「消費税込みの金額が消費税増税前から変わっていないものがある。」が0.3%となっている。



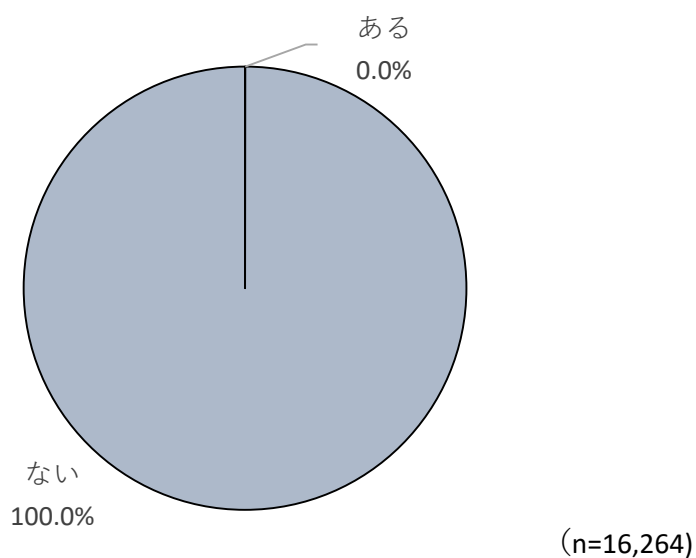
(イ)下請事業者から、税抜き（外税）の額での交渉を求められたにもかかわらず、税込み（内税）の額で交渉をしたことがありますか。

「ある」は0.0%、「ない」は100.0%となっている。



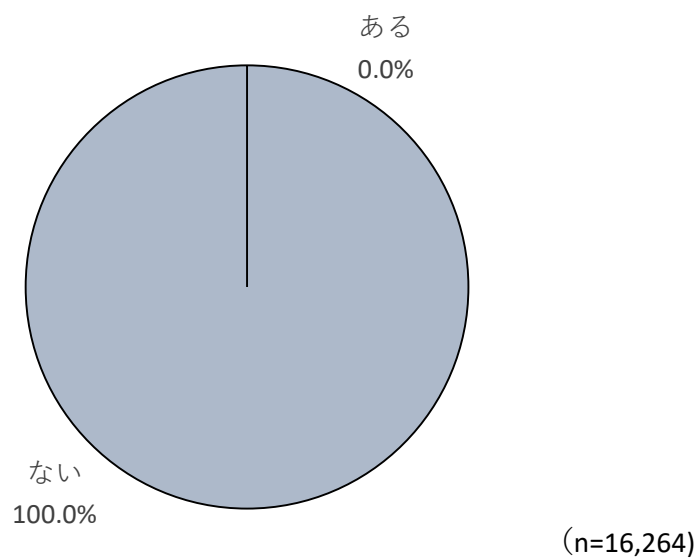
(ウ)下請代金の額から消費税相当分（10%）の全部又は一部に相当する額を差し引いて支払ったことがありますか。

「ある」は0.0%、「ない」は100.0%となっている。



(エ)下請代金の額に消費税相当分（１０％）を上乗せする代わりに，協賛金等の金銭又は手伝い要員の派遣等を要請し，その提供を受けたことはありますか。

「ある」は0.0%、「ない」は100.0%となっている。



3-1-2 不当な取引が懸念される回答を行った事業者に関する集計分析

親調に関し、下記の回答を行った企業を抽出し、各項目で割合が高い業種を抽出する。各項目について、最大で上位 30 業種について表記する。なお、企業単位での集計としている。

	設問番号	選択肢番号
■ 下請事業者に対する発注方法		
① 発注書面の未交付	1-ア	3
■ 下請取引に関する書類等の保存		
① 下請取引に関する書類又は電磁的記録の2年以上の未保存	2-ア	2
■ 下請代金の支払い		
① 現金払（金融機関振込みを含む）	3	-
② 手形払	3	-
■ 下請代金額の決定		
① 少量発注の場合の下請代金の未再検	4-イ	3
② 委託内容増加の場合の下請代金の未再検	4-ウ	3
③ 下請代金上げの要求があった場合の下請代金の未再検	4-エ	3
④ 見積時点で予定していた納期を短縮したことがある場合の下請代金の未再検	4-オ	3
⑤ 量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造を委託した場合の下請代金の未再検	4-カ	3
■ 下請代金の減額		
① 下請代金から一定率を差し引いた支払い	5-ア	1
② 手形払いの場合の下請代金から一定率を差し引いた支払い	5-イ	1
③ 金融機関への振込払である場合の振込手数料を下請代金から差し引いた支払い	5-ウ	1
④ 合意した新しい単価を適用した下請代金の支払い	5-エ	1
■ 経済上の利益の提供要請		
① 協賛金等の金銭の提供を要請し、その提供を受けた	6-ア	1
② 役務の提供を要請し、その提供を受けた	6-イ	1
③ サンプル品、景品、展示用商品等の無償譲渡を要請し、その提供を受けた	6-ウ	1
■ 物品の購入要請・サービスの利用要請		
① 物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらった	7-ア	1
■ 発注内容の変更・やり直し		
① 当初の委託内容と異なる、または追加的な作業に対して新たに生じた費用の未負担	8-ア	2
② 当初の委託内容と異なる、または追加的な作業に対して新たに費用が生じたか未確認	8-ア	3
③ 仕様を明確にせずに要求したやり直しに対する費用の未負担	8-イ	2
④ 仕様を明確にせずに要求したやり直しに対して費用が生じたか未確認	8-イ	3
■ 物品又は情報成果物の受領		
① 物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかった	9-ア	1
■ 返品		
① 一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者へ返品した	10-ア	1
■ 有償支給原材料等の対価の早期決済		
① 有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いて製造した製品の下請代金の支払日より前に決済した	11-ア	1
■ 型（部品等を製造するための金属製、木製等の型）・治具		
① 金型を受領してから 6 0 日以内の代金全額の支払いに対して、24 か月等の分割払いや部品代への上乗せ払いを理由とした未払い	12-ウ	2
② 金型を受領してから 6 0 日以内の代金全額の支払いに対して、上記以外を理由とした未払い	12-ウ	3
③ 量産製造終了後に当該型・治具を回収していない場合、保管費用又は廃棄に要する費用の全額未負担	12-オ	2
■ 知的財産権の取扱い		
① 知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受けたことがある場合、発注書面に譲り受ける知的財産権の譲渡・許諾の範囲の未記載	13-イ	2
② 知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受けたことがある場合、一方的に通常の対価を下回る価格とした	13-ウ	2
③ 知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受け、さらに作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことがある場合、その対価の未払い	13-エ	2
④ 発注内容にない知的財産権の譲渡・許諾について、無償でこれらを受けたことがある	13-オ	1
■ 消費税の扱い		
① 下請代金の額（又は単価）は、10%への消費税率の引上げ前と比較して消費税込みの金額が消費税増税前から変わっていない	14-ア	1
② 下請代金の額（又は単価）は、10%への消費税率の引上げ前と比較して一部積算の内訳に用いられている税込単価の中で消費税増税前から変わっていないものがある	14-ア	2
③ 下請代金の額（又は単価）は、10%への消費税率の引上げ前と比較して税率引上時の下請代金の額の引上幅が 2 % よりも少なくとめられたものがある	14-ア	3
④ 下請代金の額（又は単価）は、10%への消費税率の引上げ前と比較して「受注代金(税抜)×一定率＝下請代金(税込)」といった算定式で下請代金が定められているところ、算定式が変わっていないものがある	14-ア	4
⑤ 税抜き（外税）の額での交渉を求められたにもかかわらず、税込み（内税）の額で交渉をしたことがある	14-イ	1
⑥ 下請代金の額から消費税相当分（1 0 %）の全部又は一部に相当する額を差し引いて支払ったことがある	14-ウ	1
⑦ 下請代金の額に消費税相当分（1 0 %）を上乗せする代わりに、協賛金等の金銭又は手伝い要員の派遣等を要請し、その提供を受けたことがある	14-エ	1

設問 1ーア

発注書面の未交付

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	63 協同組織金融業	11	2	18.2%
2	89 自動車整備業	24	4	16.7%
3	41 映像・音声・文字情報制作業	128	10	7.8%
4	79 その他の生活関連サービス業	52	4	7.7%
5	60 その他の小売業	155	11	7.1%
6	57 織物・衣服・身の回り品小売業	32	2	6.3%
7	58 飲食料品小売業	37	2	5.4%
8	70 物品賃貸業	41	2	4.9%
9	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	13	4.4%
10	50 各種商品卸売業	46	2	4.3%
11	12 木材・木製品製造業	24	1	4.2%
12	10 飲料・たばこ・飼料製造業	53	2	3.8%
13	87 協同組合	163	6	3.7%
14	72 専門サービス業	290	10	3.4%
15	43 道路旅客運送業	31	1	3.2%
16	74 技術サービス業	429	13	3.0%
17	73 広告業	67	2	3.0%
18	07 職別工事業(設備工事業を除く)	34	1	2.9%
19	51 繊維・衣服等卸売業	74	2	2.7%
20	92 その他の事業サービス業	343	9	2.6%
21	59 機械器具小売業	203	5	2.5%
22	52 飲食料品卸売業	122	3	2.5%
23	44 道路貨物運送業	338	8	2.4%
24	55 その他の卸売業	255	6	2.4%
25	19 ゴム製品製造業	49	1	2.0%
26	38 放送業	100	2	2.0%
27	15 印刷・同関連業	206	4	1.9%
28	69 不動産賃貸業・管理業	168	3	1.8%
29	54 機械器具卸売業	418	7	1.7%
30	32 その他の製造業	132	2	1.5%

※N数 10 以上の業種が対象

設問 2-ア

下請取引に関する書類又は電磁的記録の 2 年以上の未保存

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	42 鉄道業	10	1	10.0%
2	75 宿泊業	21	2	9.5%
3	41 映像・音声・文字情報制作業	128	11	8.6%
4	60 その他の小売業	155	12	7.7%
5	79 その他の生活関連サービス業	52	4	7.7%
6	78 洗濯・理容・美容・浴場業	14	1	7.1%
7	10 飲料・たばこ・飼料製造業	53	3	5.7%
8	58 飲食料品小売業	37	2	5.4%
9	67 保険業	23	1	4.3%
10	55 その他の卸売業	255	11	4.3%
11	87 協同組合	163	7	4.3%
12	92 その他の事業サービス業	343	14	4.1%
13	72 専門サービス業	290	11	3.8%
14	90 機械等修理業	28	1	3.6%
15	76 飲食店	29	1	3.4%
16	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	10	3.4%
17	15 印刷・同関連業	206	7	3.4%
18	43 道路旅客運送業	31	1	3.2%
19	57 織物・衣服・身の回り品小売業	32	1	3.1%
20	13 家具・装備品製造業	33	1	3.0%
21	73 広告業	67	2	3.0%
22	69 不動産賃貸業・管理業	168	5	3.0%
23	07 職別工事業(設備工事業を除く)	34	1	2.9%
24	09 食料品製造業	208	6	2.9%
25	06 総合工事業	151	4	2.6%
26	30 情報通信機械器具製造業	80	2	2.5%
27	52 飲食料品卸売業	122	3	2.5%
28	40 インターネット附随サービス業	41	1	2.4%
29	70 物品賃貸業	41	1	2.4%
30	50 各種商品卸売業	46	1	2.2%

※N数 10 以上の業種が対象

設問 3-ア

手形違反

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	07 職別工事業(設備工事業を除く)	12	2	16.7%
2	30 情報通信機械器具製造業	12	1	8.3%
3	55 その他の卸売業	77	6	7.8%
4	60 その他の小売業	13	1	7.7%
5	74 技術サービス業	14	1	7.1%
6	19 ゴム製品製造業	17	1	5.9%
7	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	36	2	5.6%
8	26 生産用機械器具製造業	198	9	4.5%
9	22 鉄鋼業	45	2	4.4%
10	21 窯業・土石製品製造業	49	2	4.1%
11	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	75	3	4.0%
12	92 その他の事業サービス業	25	1	4.0%
13	16 化学工業	52	2	3.8%
14	25 はん用機械器具製造業	95	3	3.2%
15	54 機械器具卸売業	101	3	3.0%
16	24 金属製品製造業	137	4	2.9%
17	31 輸送用機械器具製造業	71	2	2.8%
18	15 印刷・同関連業	85	2	2.4%
19	29 電気機械器具製造業	92	2	2.2%

※N数 10 以上の業種が対象

※20 位以降は 0.0%となっている

設問 3

支払期日違反

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	19 ゴム製品製造業	49	7	14.3%
2	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	10	1	10.0%
3	13 家具・装備品製造業	32	3	9.4%
4	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	95	8	8.4%
5	18 プラスチック製品製造業	157	11	7.0%
6	23 非鉄金属製造業	74	5	6.8%
7	55 その他の卸売業	250	16	6.4%
8	16 化学工業	236	15	6.4%
9	51 繊維・衣服等卸売業	71	4	5.6%
10	26 生産用機械器具製造業	375	20	5.3%
11	30 情報通信機械器具製造業	76	4	5.3%
12	31 輸送用機械器具製造業	217	11	5.1%
13	29 電気機械器具製造業	259	13	5.0%
14	21 窯業・土石製品製造業	120	6	5.0%
15	22 鉄鋼業	121	6	5.0%
16	32 その他の製造業	127	6	4.7%
17	56 各種商品小売業	66	3	4.5%
18	15 印刷・同関連業	203	9	4.4%
19	89 自動車整備業	23	1	4.3%
20	24 金属製品製造業	300	13	4.3%
21	54 機械器具卸売業	398	17	4.3%
22	08 設備工事業	96	4	4.2%
23	45 水運業	25	1	4.0%
24	41 映像・音声・文字情報制作業	127	5	3.9%
25	10 飲料・たばこ・飼料製造業	51	2	3.9%
26	27 業務用機械器具製造業	110	4	3.6%
27	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	281	10	3.6%
28	06 総合工事業	146	5	3.4%
29	52 飲食料品卸売業	117	4	3.4%
30	60 その他の小売業	149	5	3.4%

※N数 10 以上の業種が対象

設問 4-ア

一方的な決定

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	91 職業紹介・労働者派遣業	29	2	6.9%
2	41 映像・音声・文字情報制作業	127	4	3.1%
3	07 職別工事業(設備工事業を除く)	32	1	3.1%
4	13 家具・装備品製造業	32	1	3.1%
5	57 織物・衣服・身の回り品小売業	32	1	3.1%
6	87 協同組合	160	5	3.1%
7	74 技術サービス業	415	11	2.7%
8	44 道路貨物運送業	308	8	2.6%
9	72 専門サービス業	286	6	2.1%
10	60 その他の小売業	150	3	2.0%
11	15 印刷・同関連業	203	4	2.0%
12	88 廃棄物処理業	53	1	1.9%
13	69 不動産賃貸業・管理業	163	3	1.8%
14	92 その他の事業サービス業	329	6	1.8%
15	11 繊維工業	149	2	1.3%
16	55 その他の卸売業	250	3	1.2%
17	26 生産用機械器具製造業	376	4	1.1%
18	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	283	3	1.1%
19	08 設備工事業	96	1	1.0%
20	48 運輸に附帯するサービス業	103	1	1.0%
21	32 その他の製造業	128	1	0.8%
22	06 総合工事業	146	1	0.7%
23	59 機械器具小売業	184	1	0.5%
24	09 食料品製造業	194	1	0.5%
25	54 機械器具卸売業	398	2	0.5%
26	31 輸送用機械器具製造業	217	1	0.5%
27	39 情報サービス業	784	3	0.4%
28	24 金属製品製造業	301	1	0.3%

※N数 10 以上の業種が対象

※29 位以降は 0.0%となっている

設問 4-イ

少量発注の場合の下請代金の未再検

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	58 飲食料品小売業	37	1	2.7%
2	08 設備工事業	99	2	2.0%
3	88 廃棄物処理業	57	1	1.8%
4	69 不動産賃貸業・管理業	168	2	1.2%
5	22 鉄鋼業	124	1	0.8%
6	11 繊維工業	151	1	0.7%
7	09 食料品製造業	208	1	0.5%
8	74 技術サービス業	429	2	0.5%
9	72 専門サービス業	290	1	0.3%
10	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	1	0.3%
11	24 金属製品製造業	310	1	0.3%
12	54 機械器具卸売業	418	1	0.2%

※N数 10 以上の業種が対象

※13 位以降は 0.0%となっている

設問 4-ウ

委託内容増加の場合の下請代金の未再検

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	10 飲料・たばこ・飼料製造業	53	3	5.7%
2	57 織物・衣服・身の回り品小売業	32	1	3.1%
3	58 飲食料品小売業	37	1	2.7%
4	19 ゴム製品製造業	49	1	2.0%
5	88 廃棄物処理業	57	1	1.8%
6	22 鉄鋼業	124	2	1.6%
7	23 非鉄金属製造業	79	1	1.3%
8	30 情報通信機械器具製造業	80	1	1.3%
9	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	100	1	1.0%
10	32 その他の製造業	132	1	0.8%
11	29 電気機械器具製造業	267	2	0.7%
12	54 機械器具卸売業	418	3	0.7%
13	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	294	2	0.7%
14	06 総合工事業	151	1	0.7%
15	11 繊維工業	151	1	0.7%
16	69 不動産賃貸業・管理業	168	1	0.6%
17	55 その他の卸売業	255	1	0.4%
18	72 専門サービス業	290	1	0.3%
19	24 金属製品製造業	310	1	0.3%
20	92 その他の事業サービス業	343	1	0.3%

※N数 10 以上の業種が対象

※21 位以降は 0.0%となっている

設問 4-エ

下請代金引上げの要求があった場合の下請代金の未再検

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	10 飲料・たばこ・飼料製造業	53	1	1.9%
2	30 情報通信機械器具製造業	80	1	1.3%
3	08 設備工事業	99	1	1.0%
4	22 鉄鋼業	124	1	0.8%
5	06 総合工事業	151	1	0.7%
6	11 繊維工業	151	1	0.7%
7	69 不動産賃貸業・管理業	168	1	0.6%
8	15 印刷・同関連業	206	1	0.5%
9	54 機械器具卸売業	418	2	0.5%
10	31 輸送用機械器具製造業	221	1	0.5%
11	72 専門サービス業	290	1	0.3%
12	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	1	0.3%
13	44 道路貨物運送業	338	1	0.3%
14	92 その他の事業サービス業	343	1	0.3%
15	26 生産用機械器具製造業	386	1	0.3%
16	39 情報サービス業	797	1	0.1%

※N数 10 以上の業種が対象

※17 位以降は 0.0%となっている

設問 4-オ

見積時点で予定していた納期を短縮したことがある場合の下請代金の未再検

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	40 インターネット附随サービス業	41	1	2.4%
2	06 総合工事業	151	3	2.0%
3	10 飲料・たばこ・飼料製造業	53	1	1.9%
4	15 印刷・同関連業	206	3	1.5%
5	72 専門サービス業	290	4	1.4%
6	18 プラスチック製品製造業	160	2	1.3%
7	08 設備工事業	99	1	1.0%
8	52 飲食料品卸売業	122	1	0.8%
9	22 鉄鋼業	124	1	0.8%
10	55 その他の卸売業	255	2	0.8%
11	41 映像・音声・文字情報制作業	128	1	0.8%
12	29 電気機械器具製造業	267	2	0.7%
13	54 機械器具卸売業	418	3	0.7%
14	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	294	2	0.7%
15	87 協同組合	163	1	0.6%
16	25 はん用機械器具製造業	191	1	0.5%
17	26 生産用機械器具製造業	386	2	0.5%
18	74 技術サービス業	429	2	0.5%
19	16 化学工業	248	1	0.4%
20	39 情報サービス業	797	3	0.4%
21	24 金属製品製造業	310	1	0.3%

※N数 10 以上の業種が対象

※22 位以降は 0.0%となっている

設問 4-カ

量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造を委託した場合の下請代金の未再検

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	63 協同組織金融業	11	1	9.1%
2	30 情報通信機械器具製造業	80	1	1.3%
3	08 設備工事業	99	1	1.0%
4	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	100	1	1.0%
5	31 輸送用機械器具製造業	221	2	0.9%
6	22 鉄鋼業	124	1	0.8%
7	25 はん用機械器具製造業	191	1	0.5%
8	26 生産用機械器具製造業	386	2	0.5%
9	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	294	1	0.3%

※N数 10 以上の業種が対象

※10 位以降は 0.0%となっている

設問 5-ア

下請代金から一定率を差し引いた支払い

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	06 総合工事業	151	15	9.9%
2	07 職別工事業(設備工事業を除く)	34	3	8.8%
3	50 各種商品卸売業	46	2	4.3%
4	89 自動車整備業	24	1	4.2%
5	08 設備工事業	99	4	4.0%
6	32 その他の製造業	132	5	3.8%
7	55 その他の卸売業	255	9	3.5%
8	43 道路旅客運送業	31	1	3.2%
9	57 織物・衣服・身の回り品小売業	32	1	3.1%
10	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	8	2.7%
11	70 物品賃貸業	41	1	2.4%
12	21 窯業・土石製品製造業	125	3	2.4%
13	69 不動産賃貸業・管理業	168	4	2.4%
14	54 機械器具卸売業	418	9	2.2%
15	15 印刷・同関連業	206	4	1.9%
16	79 その他の生活関連サービス業	52	1	1.9%
17	52 飲食料品卸売業	122	2	1.6%
18	56 各種商品小売業	68	1	1.5%
19	51 繊維・衣服等卸売業	74	1	1.4%
20	11 繊維工業	151	2	1.3%
21	23 非鉄金属製造業	79	1	1.3%
22	18 プラスチック製品製造業	160	2	1.3%
23	92 その他の事業サービス業	343	4	1.2%
24	72 専門サービス業	290	3	1.0%
25	48 運輸に附帯するサービス業	108	1	0.9%
26	31 輸送用機械器具製造業	221	2	0.9%
27	16 化学工業	248	2	0.8%
28	26 生産用機械器具製造業	386	3	0.8%
29	74 技術サービス業	429	3	0.7%
30	24 金属製品製造業	310	2	0.6%

※N数 10 以上の業種が対象

設問 5-イ

手形払いの場合の下請代金から一定率を差し引いた支払い

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	51 繊維・衣服等卸売業	74	2	2.7%
2	55 その他の卸売業	255	4	1.6%
3	53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	294	2	0.7%
4	06 総合工事業	151	1	0.7%
5	11 繊維工業	151	1	0.7%
6	18 プラスチック製品製造業	160	1	0.6%
7	25 はん用機械器具製造業	191	1	0.5%
8	16 化学工業	248	1	0.4%
9	29 電気機械器具製造業	267	1	0.4%
10	24 金属製品製造業	310	1	0.3%
11	44 道路貨物運送業	338	1	0.3%
12	26 生産用機械器具製造業	386	1	0.3%
13	54 機械器具卸売業	418	1	0.2%

※N数 10 以上の業種が対象

※14 位以降は 0.0%となっている

設問 5-ウ

金融機関への振込払である場合の振込手数料を下請代金から差し引いた支払い

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	13 家具・装備品製造業	33	4	12.1%
2	07 職別工事業(設備工事業を除く)	34	4	11.8%
3	90 機械等修理業	28	3	10.7%
4	76 飲食店	29	3	10.3%
5	42 鉄道業	10	1	10.0%
6	10 飲料・たばこ・飼料製造業	53	5	9.4%
7	74 技術サービス業	429	38	8.9%
8	88 廃棄物処理業	57	5	8.8%
9	15 印刷・同関連業	206	18	8.7%
10	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	25	8.5%
11	12 木材・木製品製造業	24	2	8.3%
12	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	100	8	8.0%
13	70 物品賃貸業	41	3	7.3%
14	78 洗濯・理容・美容・浴場業	14	1	7.1%
15	08 設備工事業	99	7	7.1%
16	55 その他の卸売業	255	18	7.1%
17	92 その他の事業サービス業	343	23	6.7%
18	52 飲食料品卸売業	122	8	6.6%
19	43 道路旅客運送業	31	2	6.5%
20	19 ゴム製品製造業	49	3	6.1%
21	06 総合工事業	151	9	6.0%
22	41 映像・音声・文字情報制作業	128	7	5.5%
23	51 繊維・衣服等卸売業	74	4	5.4%
24	69 不動産賃貸業・管理業	168	9	5.4%
25	34 ガス業	20	1	5.0%
26	75 宿泊業	21	1	4.8%
27	32 その他の製造業	132	6	4.5%
28	44 道路貨物運送業	338	15	4.4%
29	59 機械器具小売業	203	9	4.4%
30	87 協同組合	163	7	4.3%

※N数 10 以上の業種が対象

設問 5-エ

合意した新しい単価を適用した下請代金の支払い

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	10 飲料・たばこ・飼料製造業	53	1	1.9%
2	88 廃棄物処理業	57	1	1.8%
3	06 総合工事業	151	2	1.3%
4	69 不動産賃貸業・管理業	168	2	1.2%
5	08 設備工事業	99	1	1.0%
6	16 化学工業	248	2	0.8%
7	21 窯業・土石製品製造業	125	1	0.8%
8	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	149	1	0.7%
9	25 はん用機械器具製造業	191	1	0.5%
10	54 機械器具卸売業	418	2	0.5%
11	74 技術サービス業	429	2	0.5%
12	31 輸送用機械器具製造業	221	1	0.5%
13	55 その他の卸売業	255	1	0.4%
14	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	1	0.3%
15	39 情報サービス業	797	1	0.1%

※N数 10 以上の業種が対象

※16 位以降は 0.0%となっている

設問 6-ア

協賛金等の金銭の提供を要請し、その提供を受けた

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	75 宿泊業	21	1	4.8%
2	57 織物・衣服・身の回り品小売業	32	1	3.1%
3	06 総合工事業	151	4	2.6%
4	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	100	1	1.0%
5	38 放送業	100	1	1.0%
6	92 その他の事業サービス業	343	3	0.9%
7	32 その他の製造業	132	1	0.8%
8	11 繊維工業	151	1	0.7%
9	69 不動産賃貸業・管理業	168	1	0.6%
10	25 はん用機械器具製造業	191	1	0.5%
11	59 機械器具小売業	203	1	0.5%
12	54 機械器具卸売業	418	2	0.5%
13	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	1	0.3%
14	24 金属製品製造業	310	1	0.3%
15	26 生産用機械器具製造業	386	1	0.3%

※N数 10 以上の業種が対象

※16 位以降は 0.0%となっている

設問 6-イ

役務の提供を要請し、その提供を受けた

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	06 総合工事業	151	1	0.7%
2	72 専門サービス業	290	1	0.3%
3	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	1	0.3%
4	24 金属製品製造業	310	1	0.3%
5	26 生産用機械器具製造業	386	1	0.3%
6	74 技術サービス業	429	1	0.2%

※N数 10 以上の業種が対象

※7 位以降は 0.0%となっている

設問 6-ウ

サンプル品、景品、展示用商品等の無償譲渡を要請し、その提供を受けた

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	75 宿泊業	21	3	14.3%
2	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	10	1	10.0%
3	63 協同組織金融業	11	1	9.1%
4	78 洗濯・理容・美容・浴場業	14	1	7.1%
5	83 医療業	17	1	5.9%
6	79 その他の生活関連サービス業	52	3	5.8%
7	12 木材・木製品製造業	24	1	4.2%
8	52 飲食料品卸売業	122	5	4.1%
9	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	11	3.7%
10	55 その他の卸売業	255	8	3.1%
11	13 家具・装備品製造業	33	1	3.0%
12	15 印刷・同関連業	206	6	2.9%
13	58 飲食料品小売業	37	1	2.7%
14	87 協同組合	163	4	2.5%
15	50 各種商品卸売業	46	1	2.2%
16	19 ゴム製品製造業	49	1	2.0%
17	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	100	2	2.0%
18	06 総合工事業	151	3	2.0%
19	60 その他の小売業	155	3	1.9%
20	18 プラスチック製品製造業	160	3	1.9%
21	16 化学工業	248	4	1.6%
22	92 その他の事業サービス業	343	4	1.2%
23	09 食料品製造業	208	2	1.0%
24	21 窯業・土石製品製造業	125	1	0.8%
25	32 その他の製造業	132	1	0.8%
26	69 不動産賃貸業・管理業	168	1	0.6%
27	25 はん用機械器具製造業	191	1	0.5%
28	31 輸送用機械器具製造業	221	1	0.5%
29	29 電気機械器具製造業	267	1	0.4%
30	72 専門サービス業	290	1	0.3%

※N数 10 以上の業種が対象

設問 7-ア

物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらった

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	76 飲食店	29	2	6.9%
2	75 宿泊業	21	1	4.8%
3	89 自動車整備業	24	1	4.2%
4	79 その他の生活関連サービス業	52	2	3.8%
5	43 道路旅客運送業	31	1	3.2%
6	73 広告業	67	1	1.5%
7	60 その他の小売業	155	2	1.3%
8	30 情報通信機械器具製造業	80	1	1.3%
9	69 不動産賃貸業・管理業	168	2	1.2%
10	08 設備工事業	99	1	1.0%
11	59 機械器具小売業	203	2	1.0%
12	09 食料品製造業	208	2	1.0%
13	52 飲食料品卸売業	122	1	0.8%
14	55 その他の卸売業	255	2	0.8%
15	06 総合工事業	151	1	0.7%
16	44 道路貨物運送業	338	2	0.6%
17	15 印刷・同関連業	206	1	0.5%
18	54 機械器具卸売業	418	2	0.5%
19	29 電気機械器具製造業	267	1	0.4%
20	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	1	0.3%
21	92 その他の事業サービス業	343	1	0.3%
22	74 技術サービス業	429	1	0.2%
23	39 情報サービス業	797	1	0.1%

※N数 10 以上の業種が対象

※24 位以降は 0.0%となっている

設問 8-ア

当初の委託内容と異なる、または追加的な作業に対して新たに生じた費用の未負担、もしくは新たに費用が生じたか未確認

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	63 協同組織金融業	11	1	9.1%
2	51 繊維・衣服等卸売業	74	2	2.7%
3	58 飲食料品小売業	37	1	2.7%
4	22 鉄鋼業	124	2	1.6%
5	41 映像・音声・文字情報制作業	128	2	1.6%
6	73 広告業	67	1	1.5%
7	56 各種商品小売業	68	1	1.5%
8	18 プラスチック製品製造業	160	2	1.3%
9	92 その他の事業サービス業	343	4	1.2%
10	48 運輸に附帯するサービス業	108	1	0.9%
11	52 飲食料品卸売業	122	1	0.8%
12	32 その他の製造業	132	1	0.8%
13	74 技術サービス業	429	3	0.7%
14	87 協同組合	163	1	0.6%
15	26 生産用機械器具製造業	386	2	0.5%
16	59 機械器具小売業	203	1	0.5%
17	09 食料品製造業	208	1	0.5%
18	54 機械器具卸売業	418	2	0.5%
19	31 輸送用機械器具製造業	221	1	0.5%
20	16 化学工業	248	1	0.4%
21	55 その他の卸売業	255	1	0.4%
22	29 電気機械器具製造業	267	1	0.4%
23	72 専門サービス業	290	1	0.3%
24	24 金属製品製造業	310	1	0.3%
25	44 道路貨物運送業	338	1	0.3%

※N数 10 以上の業種が対象

※26 位以降は 0.0%となっている

設問 8-イ

仕様を明確にせずに要求したやり直しに対する費用の未負担、もしくは費用が生じたか未確認

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	73 広告業	67	1	1.5%
2	51 繊維・衣服等卸売業	74	1	1.4%
3	41 映像・音声・文字情報制作業	128	1	0.8%
4	74 技術サービス業	429	3	0.7%
5	92 その他の事業サービス業	343	2	0.6%
6	59 機械器具小売業	203	1	0.5%
7	09 食料品製造業	208	1	0.5%
8	54 機械器具卸売業	418	2	0.5%
9	31 輸送用機械器具製造業	221	1	0.5%
10	72 専門サービス業	290	1	0.3%
11	26 生産用機械器具製造業	386	1	0.3%
12	39 情報サービス業	797	1	0.1%

※N数 10 以上の業種が対象

※13 位以降は 0.0%となっている

設問 9-ア

物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかった

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	10 飲料・たばこ・飼料製造業	52	1	1.9%
2	18 プラスチック製品製造業	160	2	1.3%
3	31 輸送用機械器具製造業	220	2	0.9%
4	87 協同組合	110	1	0.9%
5	52 飲食料品卸売業	112	1	0.9%
6	06 総合工事業	121	1	0.8%
7	16 化学工業	243	2	0.8%
8	21 窯業・土石製品製造業	123	1	0.8%
9	22 鉄鋼業	123	1	0.8%
10	11 繊維工業	150	1	0.7%
11	25 はん用機械器具製造業	188	1	0.5%
12	59 機械器具小売業	196	1	0.5%
13	55 その他の卸売業	237	1	0.4%
14	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	256	1	0.4%
15	24 金属製品製造業	309	1	0.3%
16	54 機械器具卸売業	384	1	0.3%

※N数 10 以上の業種が対象

※17 位以降は 0.0%となっている

設問 10-ア

一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者へ返品した

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	52 飲食料品卸売業	112	1	0.9%
2	54 機械器具卸売業	384	2	0.5%
3	59 機械器具小売業	196	1	0.5%
4	15 印刷・同関連業	205	1	0.5%
5	72 専門サービス業	215	1	0.5%
6	55 その他の卸売業	237	1	0.4%

※N数 10 以上の業種が対象

※7 位以降は 0.0%となっている

設問 1 1-ア

有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いて製造した製品の下請代金の
支払日より前に決済した

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	50 各種商品卸売業	41	2	4.9%
2	19 ゴム製品製造業	49	1	2.0%
3	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	256	5	2.0%
4	87 協同組合	110	2	1.8%
5	21 窯業・土石製品製造業	123	2	1.6%
6	23 非鉄金属製造業	79	1	1.3%
7	06 総合工事業	121	1	0.8%
8	41 映像・音声・文字情報制作業	122	1	0.8%
9	22 鉄鋼業	123	1	0.8%
10	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	148	1	0.7%
11	18 プラスチック製品製造業	160	1	0.6%
12	25 はん用機械器具製造業	188	1	0.5%
13	09 食料品製造業	202	1	0.5%
14	31 輸送用機械器具製造業	220	1	0.5%
15	16 化学工業	243	1	0.4%
16	29 電気機械器具製造業	265	1	0.4%
17	54 機械器具卸売業	384	1	0.3%
18	26 生産用機械器具製造業	385	1	0.3%

※N数 10 以上の業種が対象

※19 位以降は 0.0%となっている

設問 1 2-ウ

金型を受領してから 6 0 日以内の代金全額の支払いに対して、24 か月等の分割払いや部品代への上乗せ払いを理由とした、もしくはそれ以外の理由とした未払い

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	07 職別工事業(設備工事業を除く)	118	7	25.0%
2	74 技術サービス業	73	4	4.5%
3	54 機械器具卸売業	57	2	3.2%
4	31 輸送用機械器具製造業	65	2	3.0%
5	09 食料品製造業	178	2	2.9%
6	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	54	2	2.2%
7	19 ゴム製品製造業	61	2	2.0%
8	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	71	2	2.0%
9	27 業務用機械器具製造業	57	1	1.7%
10	55 その他の卸売業	49	1	1.5%
11	22 鉄鋼業	81	1	1.3%
12	23 非鉄金属製造業	70	1	1.3%
13	30 情報通信機械器具製造業	154	2	1.2%
14	16 化学工業	101	1	1.1%
15	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	127	1	0.8%
16	29 電気機械器具製造業	161	1	0.7%
17	25 はん用機械器具製造業	83	0	0.5%
18	26 生産用機械器具製造業	29	0	0.3%

※N数 10 以上の業種が対象

※19 位以降は 0.0%となっている

設問 1 2-オ

量産製造終了後に当該型・治具を回収していない場合、保管費用又は廃棄に要する費用の全額未負担

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	55 その他の卸売業	13	6	46.2%
2	18 プラスチック製品製造業	10	4	40.0%
3	24 金属製品製造業	11	4	36.4%
4	31 輸送用機械器具製造業	27	9	33.3%
5	25 はん用機械器具製造業	15	3	20.0%
6	26 生産用機械器具製造業	13	2	15.4%

※N数 10 以上の業種が対象

設問 1 3-イ

知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受けたことがある場合、発注書面に譲り受ける知的財産権の譲渡・許諾の範囲の未記載

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	26 生産用機械器具製造業	12	3	25.0%
2	15 印刷・同関連業	14	2	14.3%
3	72 専門サービス業	39	5	12.8%
4	73 広告業	21	2	9.5%
5	41 映像・音声・文字情報制作業	32	3	9.4%
6	32 その他の製造業	11	1	9.1%
7	92 その他の事業サービス業	16	1	6.3%
8	54 機械器具卸売業	18	1	5.6%
9	39 情報サービス業	104	5	4.8%

※N数 10 以上の業種が対象

※10 位以降は 0.0%となっている

設問 1 3-ウ

知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受けたことがある場合、一方的に通常の対価を下回る価格とした

※不当な取引とみられる回答はなかった。

設問 13-エ

知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受け、さらに作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことがある場合、その対価の未払い

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	74 技術サービス業	10	3	30.0%
2	40 インターネット附随サービス業	14	2	14.3%
3	38 放送業	22	3	13.6%
4	54 機械器具卸売業	18	2	11.1%
5	39 情報サービス業	104	11	10.6%
6	72 専門サービス業	39	4	10.3%
7	55 その他の卸売業	10	1	10.0%
8	26 生産用機械器具製造業	12	1	8.3%
9	92 その他の事業サービス業	16	1	6.3%
10	41 映像・音声・文字情報制作業	32	1	3.1%

※N数 10 以上の業種が対象

※11 位以降は 0.0%となっている

設問 13-オ

発注内容にない知的財産権の譲渡・許諾について、無償でこれらを受けたことがある

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	76 飲食店	29	1	3.4%
2	57 織物・衣服・身の回り品小売業	32	1	3.1%
3	32 その他の製造業	132	2	1.5%
4	73 広告業	67	1	1.5%
5	29 電気機械器具製造業	267	1	0.4%
6	26 生産用機械器具製造業	386	1	0.3%
7	39 情報サービス業	797	1	0.1%

※N数 10 以上の業種が対象

※8 位以降は 0.0%となっている

設問 1 4-ア-1

下請代金の額（又は単価）は、10%への消費税率の引上げ前と比較して消費税込みの金額が消費税増税前から変わっていない

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	57 織物・衣服・身の回り品小売業	32	3	9.4%
2	78 洗濯・理容・美容・浴場業	14	1	7.1%
3	34 ガス業	20	1	5.0%
4	75 宿泊業	21	1	4.8%
5	67 保険業	23	1	4.3%
6	50 各種商品卸売業	46	1	2.2%
7	79 その他の生活関連サービス業	52	1	1.9%
8	48 運輸に附帯するサービス業	108	2	1.9%
9	88 廃棄物処理業	57	1	1.8%
10	52 飲食料品卸売業	122	2	1.6%
11	73 広告業	67	1	1.5%
12	56 各種商品小売業	68	1	1.5%
13	87 協同組合	163	2	1.2%
14	29 電気機械器具製造業	267	3	1.1%
15	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	100	1	1.0%
16	44 道路貨物運送業	338	3	0.9%
17	55 その他の卸売業	255	2	0.8%
18	41 映像・音声・文字情報制作業	128	1	0.8%
19	32 その他の製造業	132	1	0.8%
20	06 総合工事業	151	1	0.7%
21	69 不動産賃貸業・管理業	168	1	0.6%
22	59 機械器具小売業	203	1	0.5%
23	09 食料品製造業	208	1	0.5%
24	54 機械器具卸売業	418	2	0.5%
25	31 輸送用機械器具製造業	221	1	0.5%
26	39 情報サービス業	797	3	0.4%
27	72 専門サービス業	290	1	0.3%
28	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	1	0.3%
29	92 その他の事業サービス業	343	1	0.3%

※N数 10 以上の業種が対象

※30 位以降は 0.0%となっている

設問 1 4-ア-2

下請代金の額（又は単価）は、10%への消費税率の引上げ前と比較して一部積算の内訳に用いられている税込単価の中で消費税増税前から変わっていないものがある

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	13 家具・装備品製造業	33	1	3.0%
2	88 廃棄物処理業	57	1	1.8%
3	48 運輸に附帯するサービス業	108	1	0.9%
4	52 飲食料品卸売業	122	1	0.8%
5	21 窯業・土石製品製造業	125	1	0.8%
6	41 映像・音声・文字情報制作業	128	1	0.8%
7	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	149	1	0.7%
8	87 協同組合	163	1	0.6%
9	39 情報サービス業	797	2	0.3%
10	54 機械器具卸売業	418	1	0.2%
11	74 技術サービス業	429	1	0.2%

※N数 10 以上の業種が対象

※12 位以降は 0.0%となっている

設問 1 4-ア-3

下請代金の額（又は単価）は、10%への消費税率の引上げ前と比較して税率引上時の下請代金の額の引上幅が2%よりも少なくとどめられたものがある

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	88 廃棄物処理業	57	1	1.8%
2	52 飲食料品卸売業	122	1	0.8%
3	41 映像・音声・文字情報制作業	128	1	0.8%
4	69 不動産賃貸業・管理業	168	1	0.6%
5	59 機械器具小売業	203	1	0.5%
6	09 食料品製造業	208	1	0.5%
7	31 輸送用機械器具製造業	221	1	0.5%
8	16 化学工業	248	1	0.4%
9	29 電気機械器具製造業	267	1	0.4%
10	74 技術サービス業	429	1	0.2%

※N数 10 以上の業種が対象

※11 位以降は 0.0%となっている

設問 1 4-ア-4

下請代金の額（又は単価）は、10%への消費税率の引上げ前と比較して「受注代金（税抜）×一定率＝下請代金（税込）」といった算定式で下請代金が定められているところ、算定式が変わっていないものがある

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	67 保険業	23	1	4.3%
2	89 自動車整備業	24	1	4.2%
3	51 繊維・衣服等卸売業	74	3	4.1%
4	10 飲料・たばこ・飼料製造業	53	2	3.8%
5	43 道路旅客運送業	31	1	3.2%
6	13 家具・装備品製造業	33	1	3.0%
7	59 機械器具小売業	203	5	2.5%
8	70 物品賃貸業	41	1	2.4%
9	69 不動産賃貸業・管理業	168	4	2.4%
10	06 総合工事業	151	3	2.0%
11	79 その他の生活関連サービス業	52	1	1.9%
12	87 協同組合	163	3	1.8%
13	44 道路貨物運送業	338	6	1.8%
14	22 鉄鋼業	124	2	1.6%
15	29 電気機械器具製造業	267	4	1.5%
16	73 広告業	67	1	1.5%
17	15 印刷・同関連業	206	3	1.5%
18	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	149	2	1.3%
19	11 繊維工業	151	2	1.3%
20	60 その他の小売業	155	2	1.3%
21	72 専門サービス業	290	3	1.0%
22	08 設備工事業	99	1	1.0%
23	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	100	1	1.0%
24	39 情報サービス業	797	7	0.9%
25	92 その他の事業サービス業	343	3	0.9%
26	27 業務用機械器具製造業	115	1	0.9%
27	52 飲食料品卸売業	122	1	0.8%
28	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	294	2	0.7%
29	18 プラスチック製品製造業	160	1	0.6%
30	25 はん用機械器具製造業	191	1	0.5%

※N数 10 以上の業種が対象

設問 1 4-イ

税抜き（外税）の額での交渉を求められたにもかかわらず、税込み（内税）の額で交渉をしたことがある

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	88 廃棄物処理業	57	1	1.8%
2	21 窯業・土石製品製造業	125	1	0.8%
3	59 機械器具小売業	203	1	0.5%
4	54 機械器具卸売業	418	1	0.2%

※N数 10 以上の業種が対象

※5 位以降は 0.0%となっている

設問 1 4-ウ

下請代金の額から消費税相当分（10%）の全部又は一部に相当する額を差し引いて支払ったことがある

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1	51 繊維・衣服等卸売業	74	1	1.4%
2	41 映像・音声・文字情報制作業	128	1	0.8%
3	54 機械器具卸売業	418	1	0.2%

※N数 10 以上の業種が対象

※4 位以降は 0.0%となっている

設問 1 4-エ

下請代金の額に消費税相当分（10%）を上乗せする代わりに、協賛金等の金銭又は手伝い要員の派遣等を要請し、その提供を受けたことがある

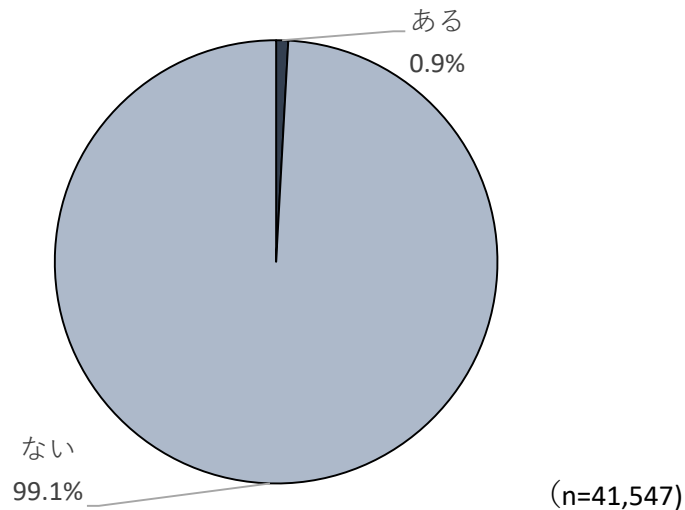
※不当な取引とみられる回答はなかった。

3.2 下請事業者に対する調査結果の集計・分析

3-2-1 調査結果

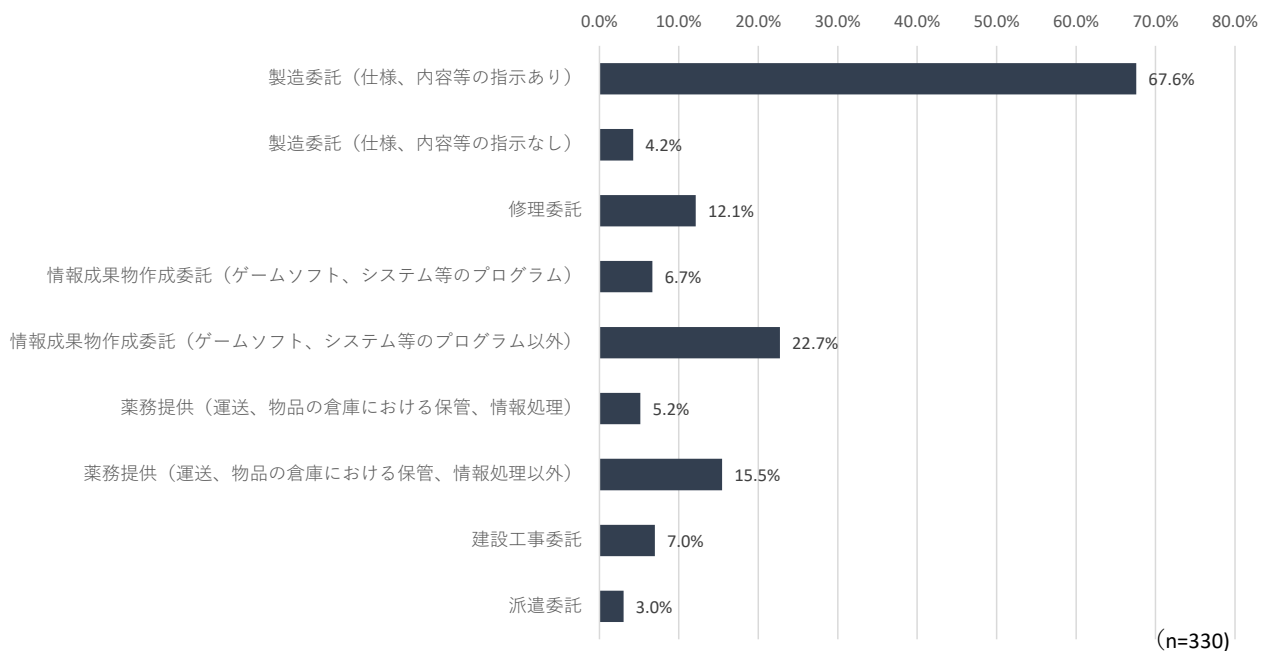
■ 不当な行為の有無

「ある」が0.9%、「ない」が99.1%となっている。



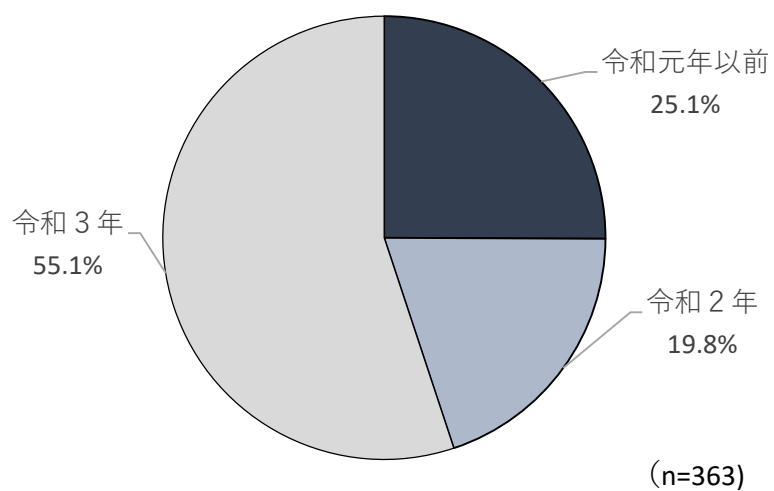
■ 委託元から委託されている主な取引

「製造委託（仕様、内容等の指示あり）」が67.6%と最も高く、次いで「情報成果物作成委託（ゲームソフト、システム等のプログラム以外）」が22.7%、「業務提供（運送、物品の倉庫における保管、情報処理以外）」が15.5%となっている。



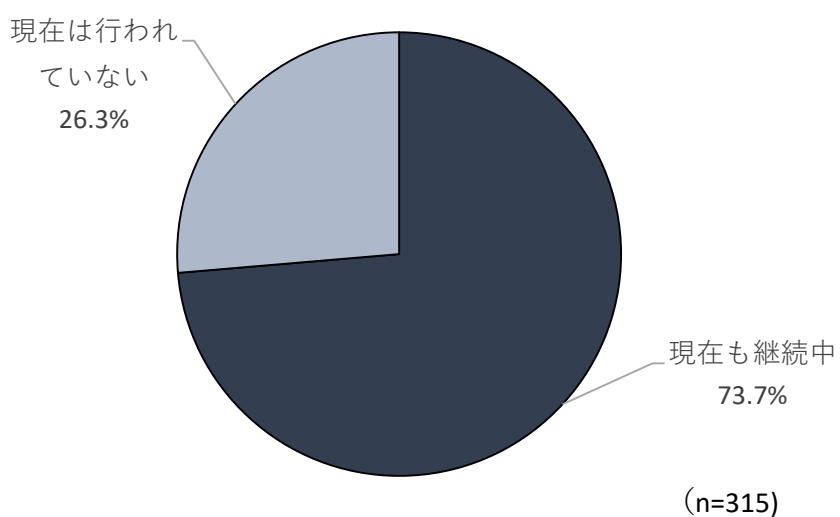
■直近で不当な行為が行われた年月

「令和3年」が55.1%と最も高く、次いで「令和元年以前」が25.1%、「令和2年」が19.8%となっている。



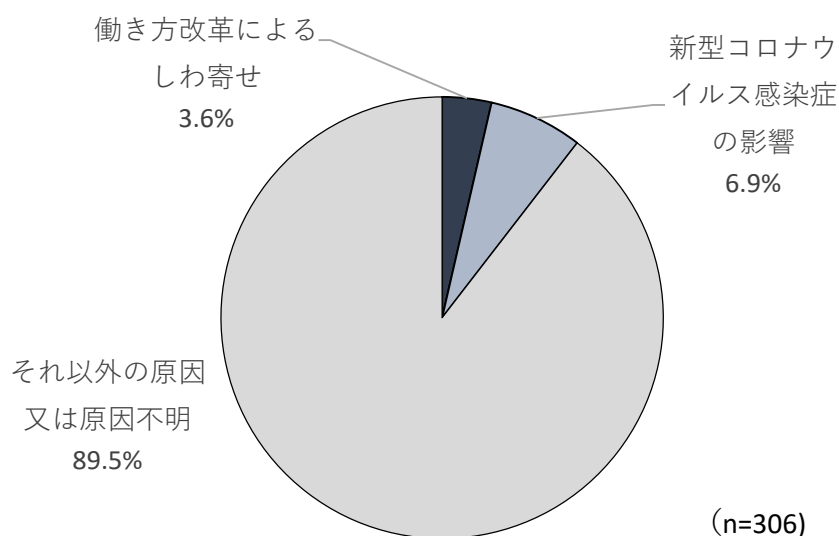
■不当な行為の継続状況

「現在も継続中」が73.7%、「現在は行われていない」が26.3%となっている。



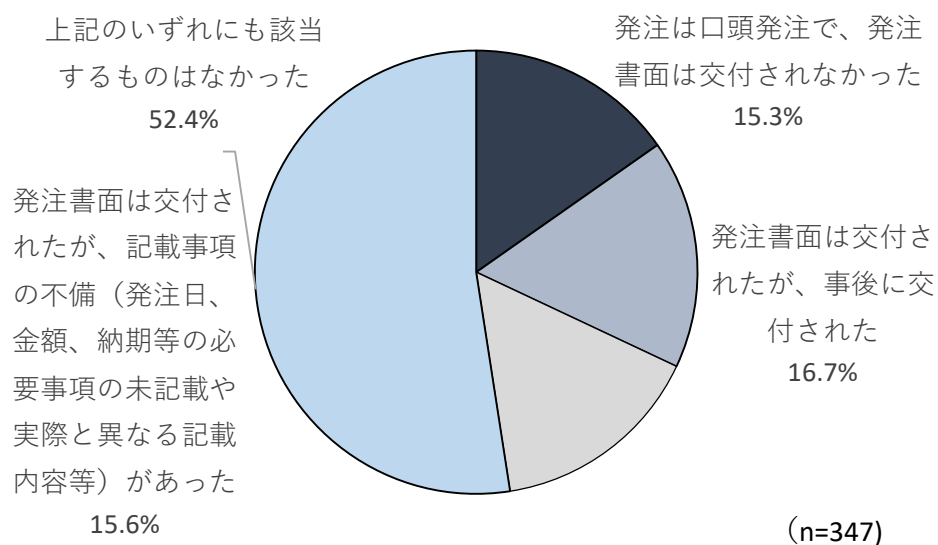
■直近で不当な行為が行われた年月

「それ以外の原因又は原因不明」が 89.5%と最も高く、次いで「新型コロナウイルス感染症の影響」が 6.9%、「働き方改革によるしわ寄せ」が 3.6%となっている。



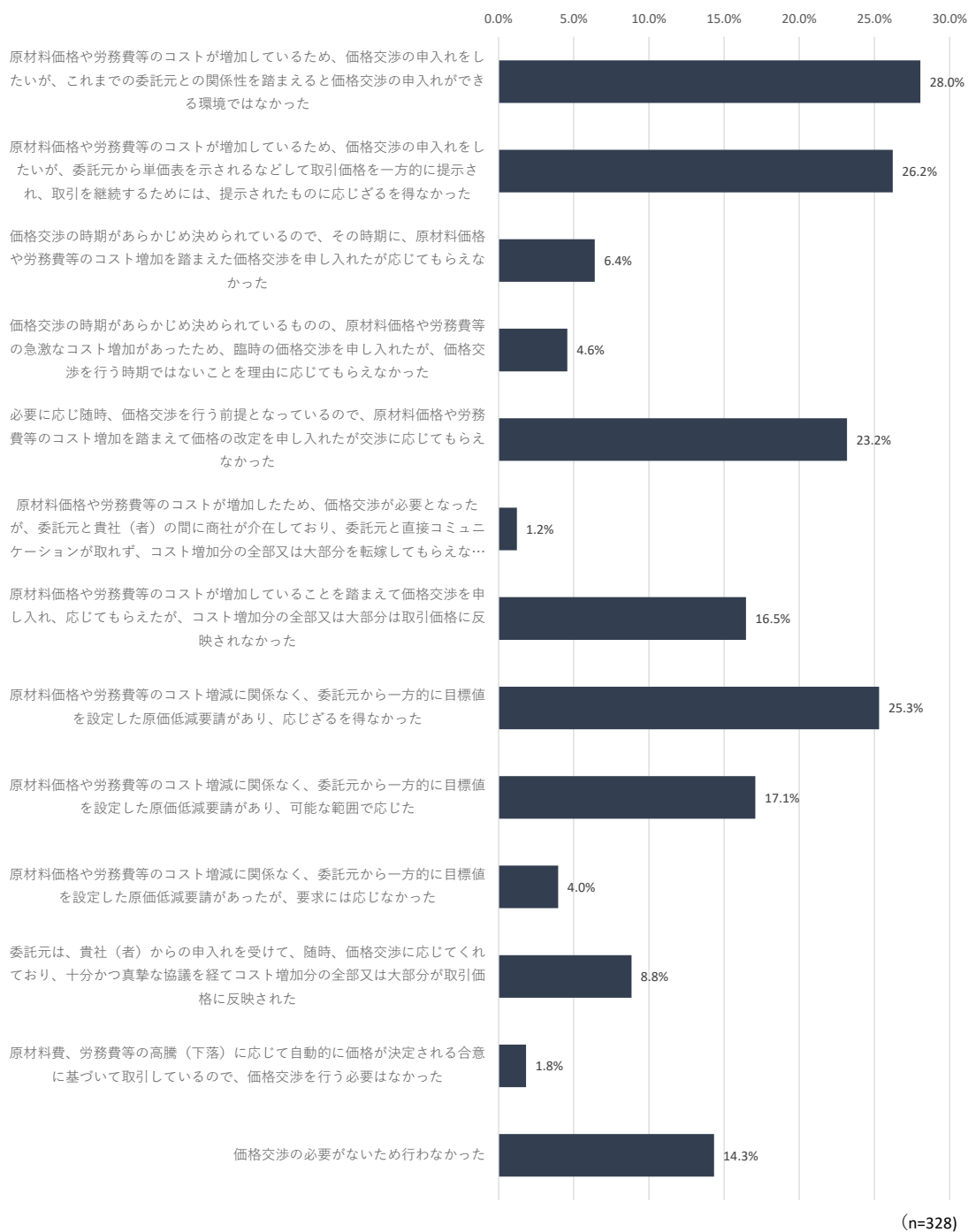
設問 1 委託元からの発注や発注書面について

「上記のいずれにも該当するものはなかった」が 52.4%と最も高く、次いで「発注書面は交付されたが、事後に交付された」が 16.7%、「発注書面は交付されたが、記載事項の不備（発注日、金額、納期等の必要事項の未記載や実際と異なる記載内容等）があった」が 15.6%となっている。



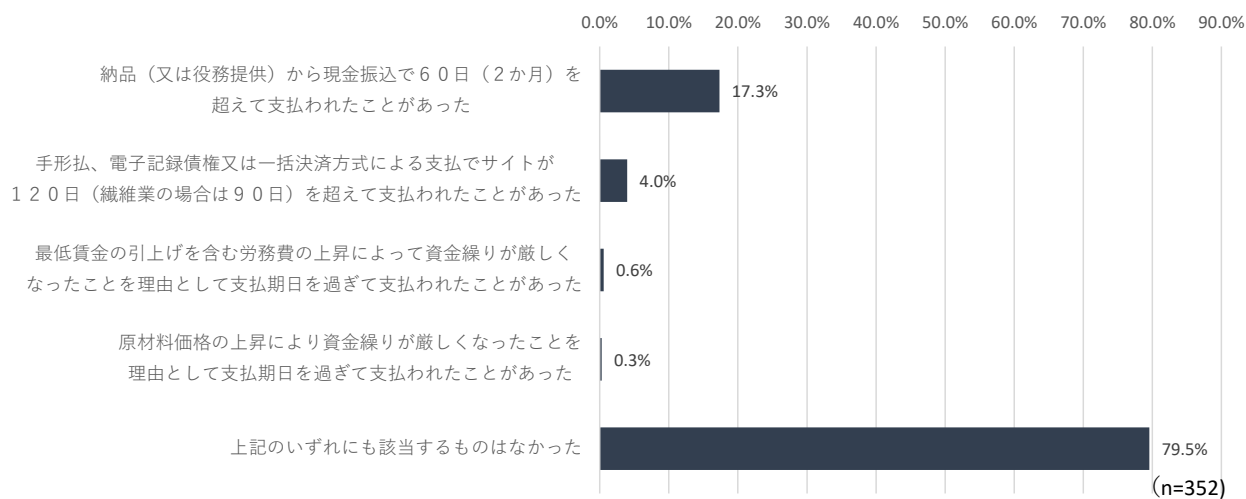
設問2 委託元との価格交渉について

「原材料価格や労務費等のコストが増加しているため、価格交渉の申入れをしたいが、これまでの委託元との関係性を踏まえると価格交渉の申入れができる環境ではなかった」が28.0%と最も高く、次いで「原材料価格や労務費等のコストが増加しているため、価格交渉の申入れをしたいが、委託元から単価表を示されるなどして取引価格を一方的に提示され、取引を継続するためには、提示されたものに応じざるを得なかった」が26.2%、「原材料価格や労務費等のコスト増減に関係なく、委託元から一方的に目標値を設定した原価低減要請があり、応じざるを得なかった」が25.3%となっている。



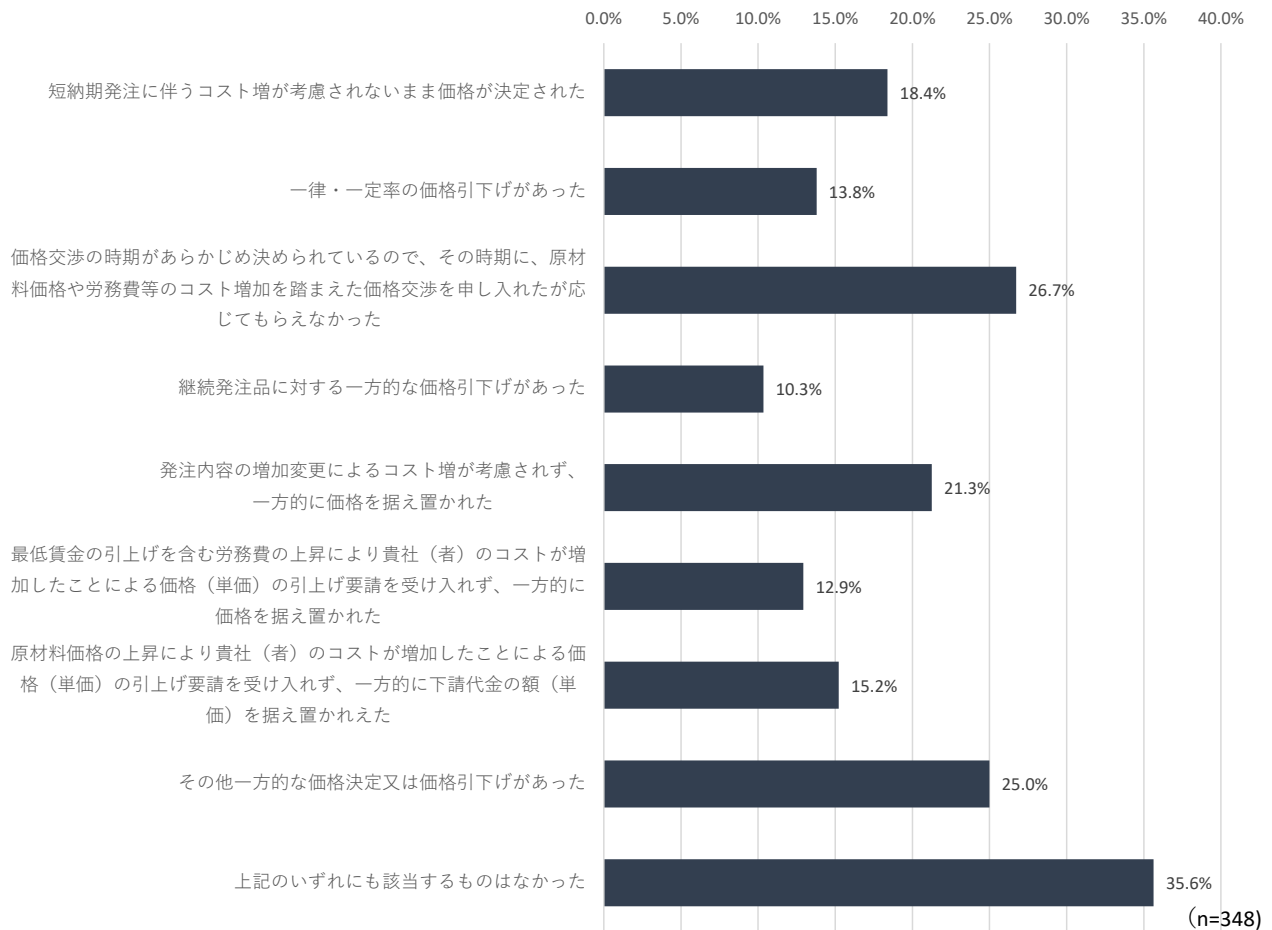
設問3 委託元からの下請代金の支払について

「上記のいずれにも該当するものはなかった」が79.5%と最も高く、次いで「納品（又は役務提供）から現金振込で60日（2か月）を超えて支払われたことがあった」が17.3%、「手形払、電子記録債権又は一括決済方式による支払でサイトが120日（繊維業の場合は90日）を超えて支払われたことがあった」が4.0%となっている。



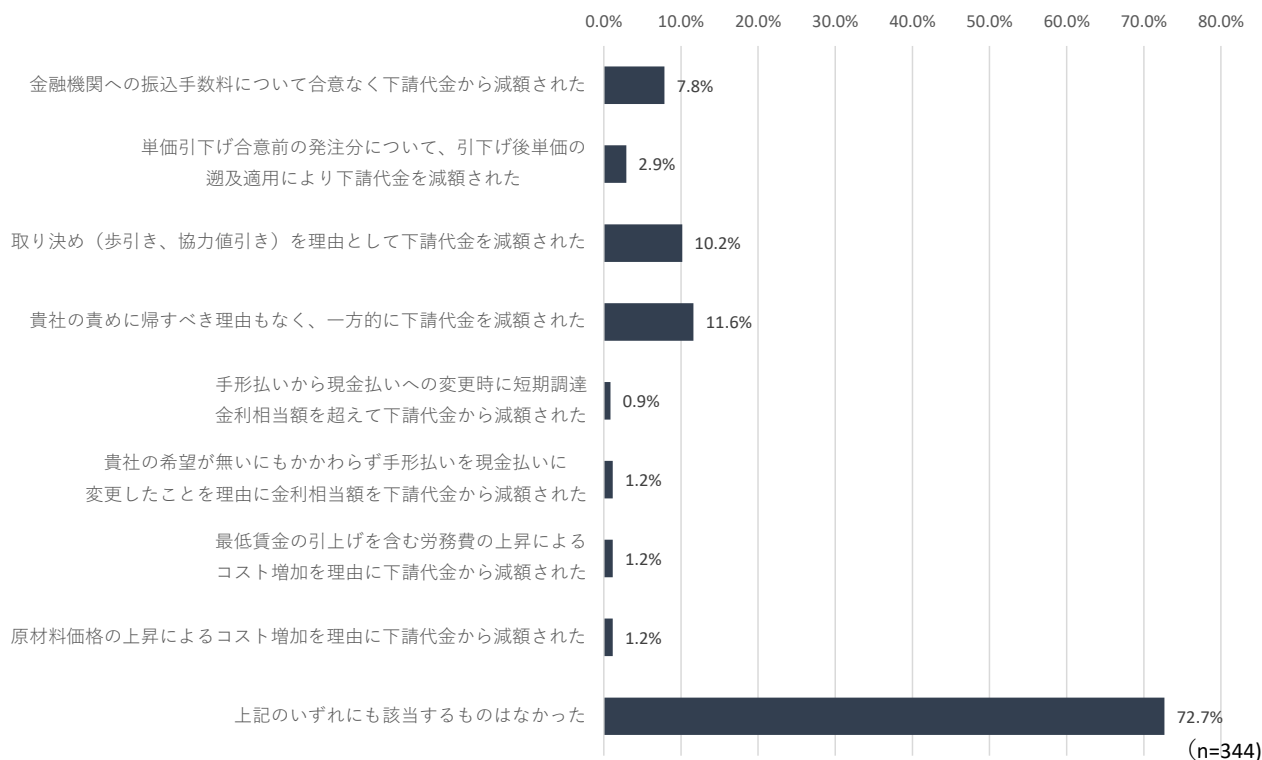
設問4 下請代金の額の決定方法について

「上記のいずれにも該当するものはなかった」が35.6%と最も高く、次いで「価格交渉の時期があらかじめ決められているので、その時期に、原材料価格や労務費等のコスト増加を踏まえた価格交渉を申し入れたが応じてもらえなかった」が26.7%、「その他一方的な価格決定又は価格引下げがあった」が25.0%となっている。



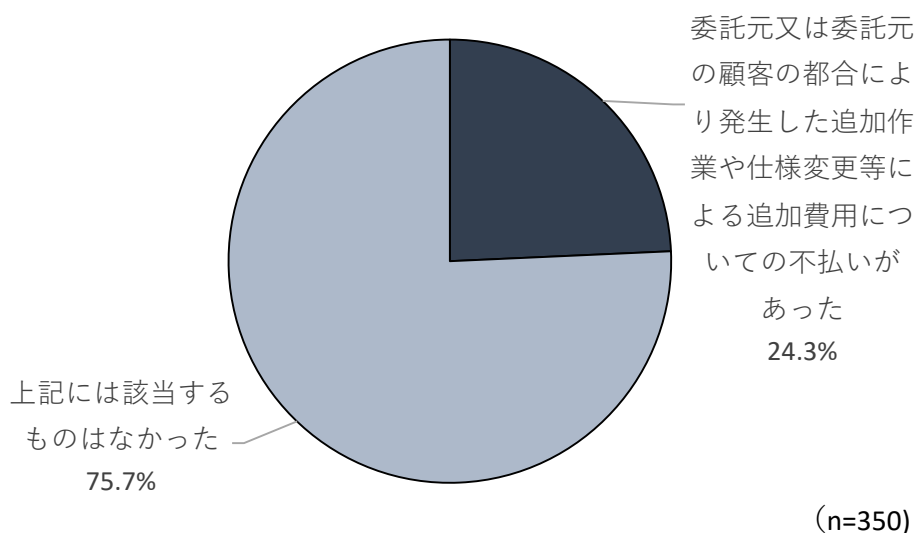
設問5 下請代金の減額について

「上記のいずれにも該当するものはなかった」が72.7%と最も高く、次いで「貴社の責めに帰すべき理由もなく、一方的に下請代金を減額された」が11.6%、「取り決め（歩引き、協力値引き）を理由として下請代金を減額された」が10.2%となっている。



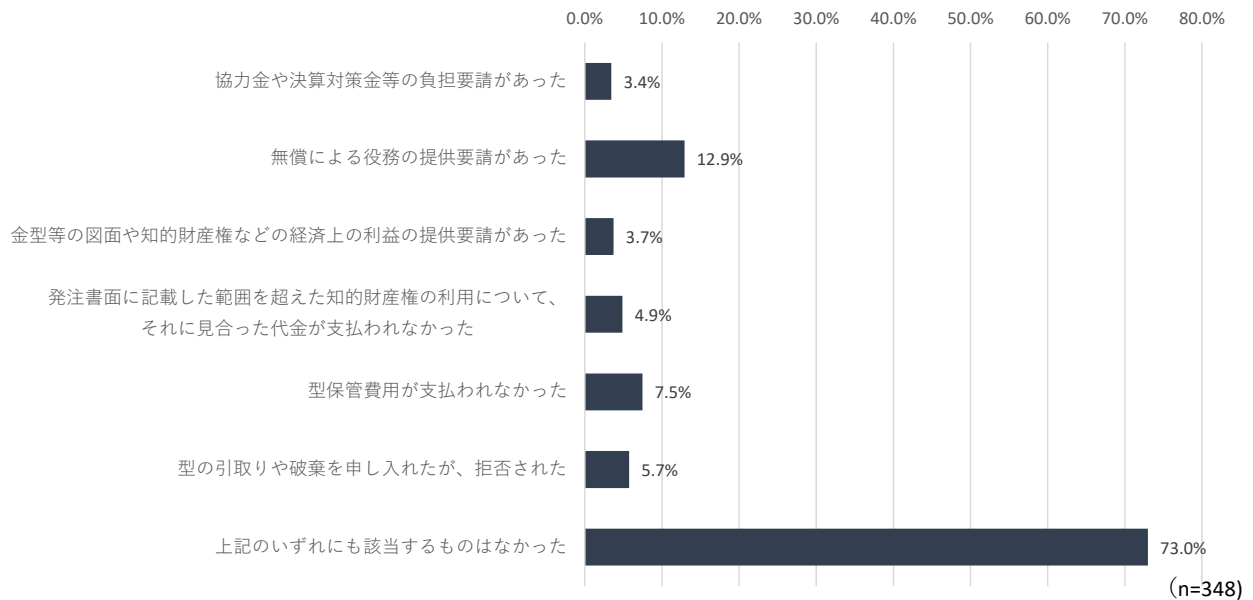
設問6 発注内容の変更・やり直しについて

「委託元又は委託元の顧客の都合により発生した追加作業や仕様変更等による追加費用についての不払いがあった」が24.3%、「上記には該当するものはなかった」が75.7%となっている。



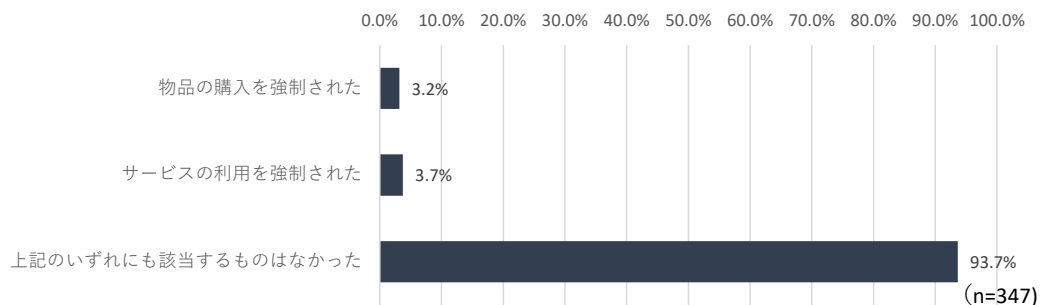
設問7 経済上の利益提供要請について

「上記のいずれにも該当するものはなかった」が73.0%と最も高く、次いで「無償による役務の提供要請があった」が12.9%、「型保管費用が支払われなかった」が7.5%となっている。



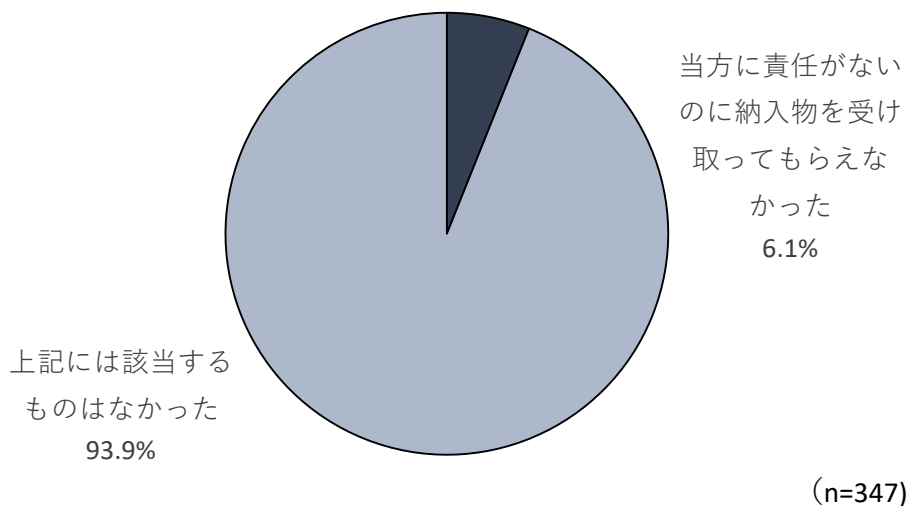
設問8 物の購入強制・サービスの利用強制について

「上記のいずれにも該当するものはなかった」が93.7%と最も高く、次いで「サービスの利用を強制された」が3.7%、「物品の購入を強制された」が3.2%となっている。



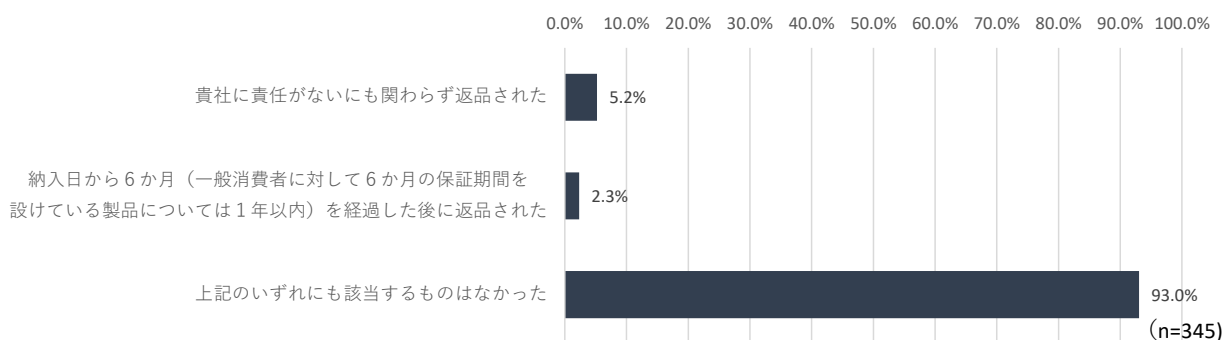
設問9 納入物の受取りについて

「当方に責任がないのに納入物を受け取ってもらえなかった」が6.1%、「上記には該当するものはなかった」が93.9%となっている。



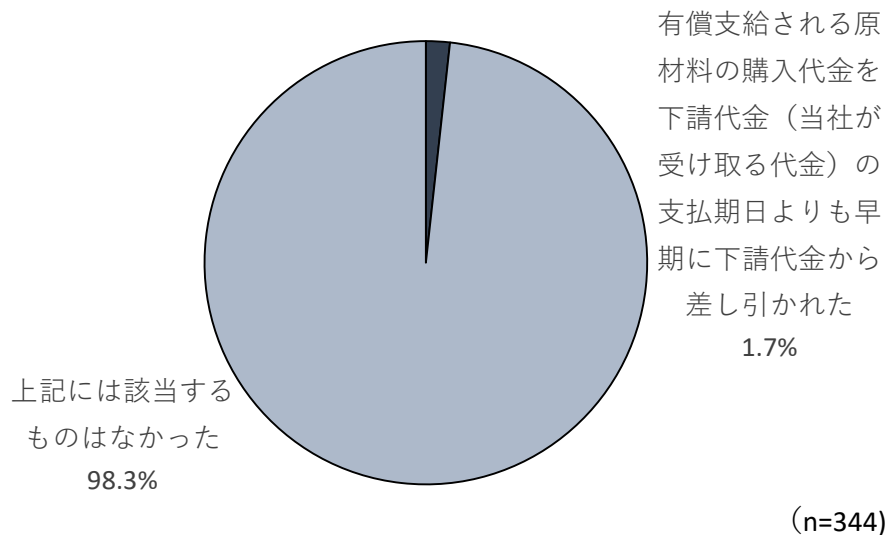
設問10 返品について

「上記のいずれにも該当するものはなかった」が93.0%と最も高く、次いで「貴社に責任がないにも関わらず返品された」が5.2%、「納入日から6か月（一般消費者に対して6か月の保証期間を設けている製品については1年以内）を経過した後に返品された」が2.3%となっている。



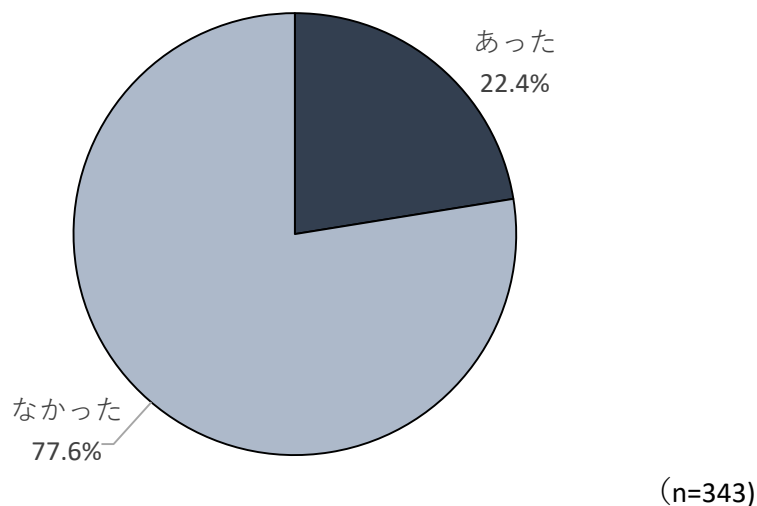
設問 11 有償で支給した原材料の決済時期について

「有償支給される原材料の購入代金を下請代金（当社が受け取る代金）の支払期日よりも早期に下請代金から差し引かれた」が 1.7%、「上記には該当するものはなかった」が 98.3%となっている。



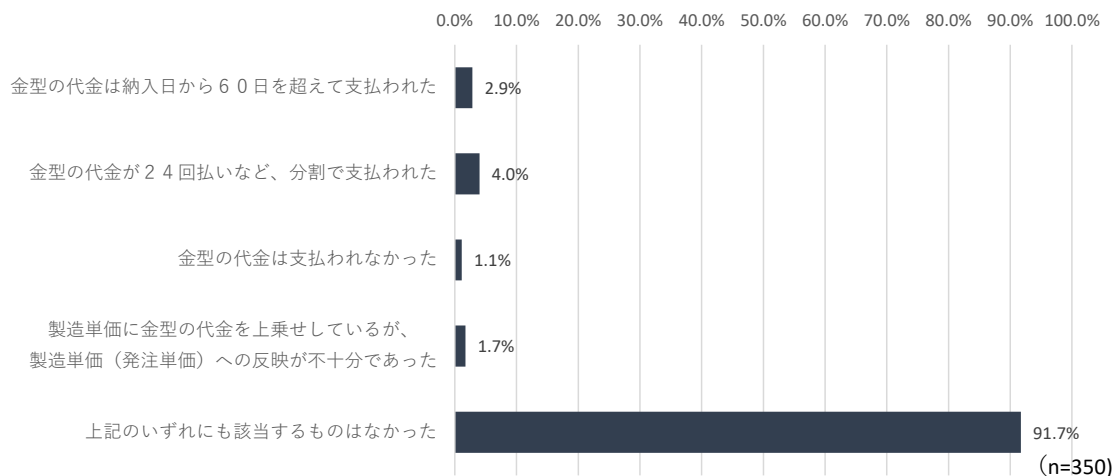
設問 12 貴社が請け負う業務の中に、金型の製造や保管を伴う業務はありましたか。

「あった」が 22.4%、「なかった」が 77.6%となっている。



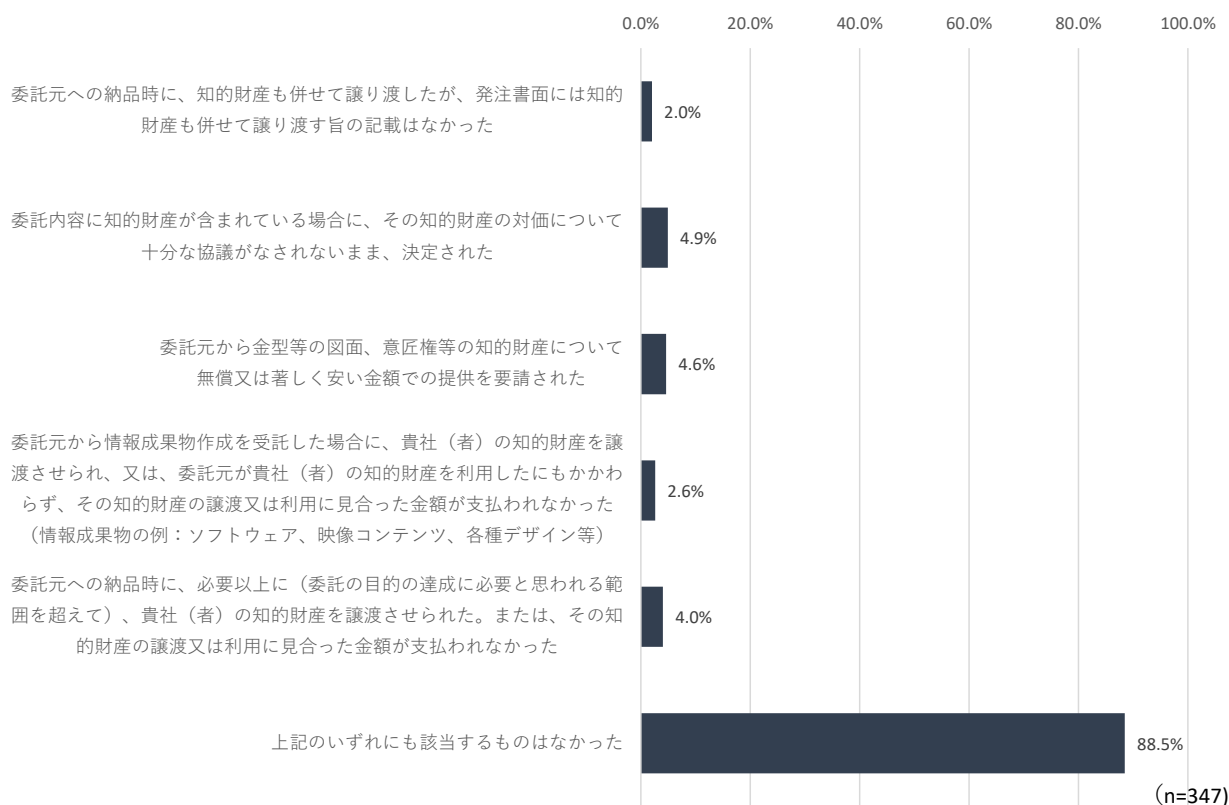
設問 13 金型製造・保管代金について

「上記のいずれにも該当するものはなかった」が 91.7%と最も高く、次いで「金型の代金が 2 4 回払いなど、分割で支払われた」が 4.0%、「金型の代金は納入日から 6 0 日を超えて支払われた」が 2.9%となっている。



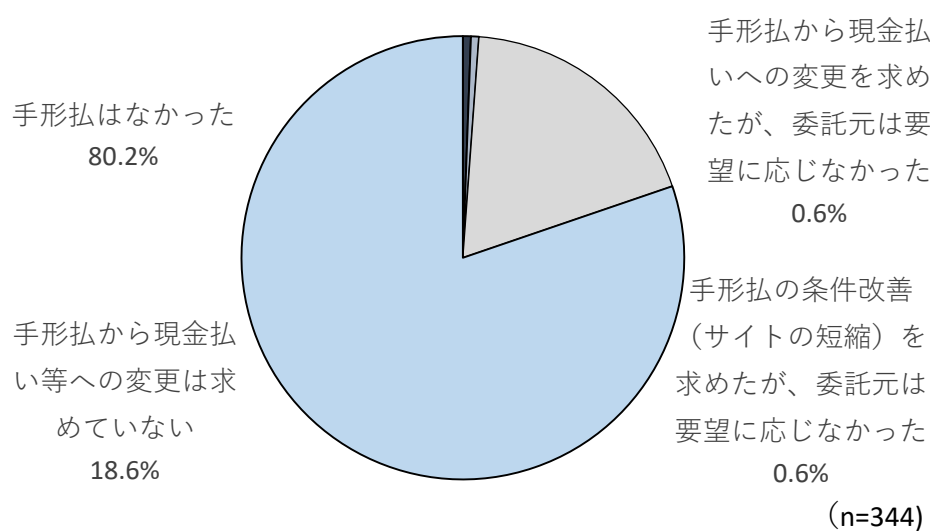
設問 14 知的財産（ノウハウ、営業秘密等を含む）の取扱いについて

「上記のいずれにも該当するものはなかった」が 88.5%と最も高く、次いで「委託内容に知的財産が含まれている場合に、その知的財産の対価について十分な協議がなされないまま、決定された」が 4.9%、「委託元から金型等の図面、意匠権等の知的財産について無償又は著しく安い金額での提供を要請された」が 4.6%となっている。



設問 15 手形払いについて

「手形払はなかった」が80.2%と最も高く、次いで「手形払から現金払い等への変更は求めている」が18.6%、「手形払から現金払いへの変更を求めたが、委託元は要望に応じなかった」および「手形払の条件改善（サイトの短縮）を求めたが、委託元は要望に応じなかった」が0.6%となっている。



3.3 不当な取引が懸念される回答を行った事業者の取引先に関する分析

3-3-1 親調

不当な取引が懸念される回答を行った親事業者の仕入先、販売先について弊社が保有する企業関連ファイル（取引情報データベース）を用いて業種毎にどのような傾向があるかを検証した。

なお、親調対象企業に紐づいた延べ 68 万 2,278 社間取引のデータセットを用いて分析を行っている（うち、不当な取引が懸念される親事業者との取引数は延べ 53,823 件）。

(1) 不当な行為と思われる回答を行った親調回答企業とその販売先

不当な行為と思われる回答を行った親調回答企業とその取引先の組み合わせを業種ごとに集計し、上位 100 位までを掲載した。

順位	対象企業の販売先	対象企業	件数
1	07 職別工事業(設備工事業を除く)	68 不動産取引業	2499
2	06 総合工事業	68 不動産取引業	1375
3	07 職別工事業(設備工事業を除く)	06 総合工事業	1248
4	08 設備工事業	68 不動産取引業	1115
5	08 設備工事業	08 設備工事業	1113
6	06 総合工事業	06 総合工事業	625
7	07 職別工事業(設備工事業を除く)	07 職別工事業(設備工事業を除く)	457
8	06 総合工事業	07 職別工事業(設備工事業を除く)	408
9	44 道路貨物運送業	44 道路貨物運送業	393
10	08 設備工事業	06 総合工事業	377
11	54 機械器具卸売業	30 情報通信機械器具製造業	372
12	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	68 不動産取引業	331
13	26 生産用機械器具製造業	31 輸送用機械器具製造業	318
14	74 技術サービス業	68 不動産取引業	317
15	31 輸送用機械器具製造業	31 輸送用機械器具製造業	309
16	68 不動産取引業	68 不動産取引業	295
17	39 情報サービス業	39 情報サービス業	294
18	54 機械器具卸売業	31 輸送用機械器具製造業	290
19	54 機械器具卸売業	54 機械器具卸売業	289
20	08 設備工事業	74 技術サービス業	270
21	24 金属製品製造業	31 輸送用機械器具製造業	262
22	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	260
23	29 電気機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業	237
24	39 情報サービス業	30 情報通信機械器具製造業	233
25	54 機械器具卸売業	22 鉄鋼業	230
26	16 化学工業	16 化学工業	216
27	26 生産用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業	215
28	54 機械器具卸売業	25 はん用機械器具製造業	205
29	24 金属製品製造業	25 はん用機械器具製造業	197
29	08 設備工事業	25 はん用機械器具製造業	197
29	24 金属製品製造業	30 情報通信機械器具製造業	197
32	26 生産用機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業	184
33	25 はん用機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業	181
34	54 機械器具卸売業	29 電気機械器具製造業	178
34	09 食料品製造業	52 飲食料品卸売業	178
36	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	06 総合工事業	177
36	16 化学工業	55 その他の卸売業	177
38	07 職別工事業(設備工事業を除く)	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	176
39	08 設備工事業	54 機械器具卸売業	174
40	08 設備工事業	26 生産用機械器具製造業	173
41	24 金属製品製造業	26 生産用機械器具製造業	170
42	68 不動産取引業	69 不動産賃貸業・管理業	169
43	52 飲食料品卸売業	75 宿泊業	166
44	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	22 鉄鋼業	165
45	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	16 化学工業	159
46	26 生産用機械器具製造業	22 鉄鋼業	157
47	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	30 情報通信機械器具製造業	156
48	39 情報サービス業	54 機械器具卸売業	154
48	55 その他の卸売業	55 その他の卸売業	154
50	92 その他の事業サービス業	68 不動産取引業	152

順位	対象企業の販売先	対象企業	件数
51	26 生産用機械器具製造業	29 電気機械器具製造業	151
51	29 電気機械器具製造業	54 機械器具卸売業	151
54	26 生産用機械器具製造業	30 情報通信機械器具製造業	147
55	54 機械器具卸売業	26 生産用機械器具製造業	144
56	74 技術サービス業	74 技術サービス業	143
57	24 金属製品製造業	22 鉄鋼業	142
58	18 プラスチック製品製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	141
59	24 金属製品製造業	68 不動産取引業	137
60	54 機械器具卸売業	68 不動産取引業	136
61	07 職別工事業(設備工事業を除く)	08 設備工事業	133
62	55 その他の卸売業	56 各種商品小売業	132
63	52 飲食料品卸売業	52 飲食料品卸売業	125
64	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	31 輸送用機械器具製造業	124
65	51 繊維・衣服等卸売業	56 各種商品小売業	123
66	25 はん用機械器具製造業	22 鉄鋼業	121
67	55 その他の卸売業	60 その他の小売業	120
68	54 機械器具卸売業	08 設備工事業	118
69	74 技術サービス業	06 総合工事業	117
70	29 電気機械器具製造業	29 電気機械器具製造業	115
70	11 繊維工業	50 各種商品卸売業	115
72	16 化学工業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	113
72	26 生産用機械器具製造業	54 機械器具卸売業	113
74	54 機械器具卸売業	16 化学工業	112
75	55 その他の卸売業	68 不動産取引業	107
76	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	25 はん用機械器具製造業	106
76	24 金属製品製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	106
78	25 はん用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業	101
79	08 設備工事業	92 その他の事業サービス業	100
80	08 設備工事業	16 化学工業	99
81	11 繊維工業	51 繊維・衣服等卸売業	98
82	24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	97
82	08 設備工事業	30 情報通信機械器具製造業	97
82	24 金属製品製造業	55 その他の卸売業	97
85	25 はん用機械器具製造業	31 輸送用機械器具製造業	96
85	88 廃棄物処理業	68 不動産取引業	96
85	07 職別工事業(設備工事業を除く)	69 不動産賃貸業・管理業	96
88	06 総合工事業	69 不動産賃貸業・管理業	95
89	44 道路貨物運送業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	91
90	25 はん用機械器具製造業	54 機械器具卸売業	90
90	69 不動産賃貸業・管理業	68 不動産取引業	90
90	70 物品賃貸業	68 不動産取引業	90
93	29 電気機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業	89
94	72 専門サービス業	68 不動産取引業	88
95	08 設備工事業	22 鉄鋼業	87
95	24 金属製品製造業	29 電気機械器具製造業	87
95	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	30 情報通信機械器具製造業	87
98	55 その他の卸売業	16 化学工業	86
99	68 不動産取引業	06 総合工事業	85
100	09 食料品製造業	09 食料品製造業	84

(2) 親調回答企業とその販売先がともに不当な行為と思われる回答を行っているケース

親調回答企業および、その販売先がともに不当な行為と思われる回答を行った割合が高い組み合わせを掲載する。なお、分母には不当と思われる回答を行った親調回答企業の販売先かつ親調対象企業で回答した数としている。

3-1-2 節で検証した各項目の出現率よりも高くなっており、不当な行為の連鎖が起きやすいことが判明する。不当な行為の懸念を是正するためには取引構造全体を精査していく必要があることが示唆されている。

順位	対象企業の販売先	対象企業	N	割合
1	生産用機械器具製造業	生産用機械器具製造業	16	62.5%
2	鉄鋼業	はん用機械器具製造業	13	50.0%
3	その他の卸売業	情報通信機械器具製造業	11	40.0%
4	設備工事業	設備工事業	12	37.5%
5	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	輸送用機械器具製造業	20	36.4%
6	生産用機械器具製造業	電気機械器具製造業	16	33.3%
7	生産用機械器具製造業	化学工業	11	33.3%
8	はん用機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	10	33.3%
9	はん用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	12	28.6%
10	はん用機械器具製造業	鉄鋼業	14	27.3%
11	道路貨物運送業	道路貨物運送業	30	26.7%
12	設備工事業	総合工事業	10	25.0%
13	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	電気機械器具製造業	10	25.0%
14	飲料・たばこ・飼料製造業	その他の卸売業	11	25.0%
15	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	はん用機械器具製造業	19	25.0%
16	情報サービス業	専門サービス業	14	25.0%
17	化学工業	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	27	22.7%
18	金属製品製造業	その他の卸売業	14	22.2%
19	技術サービス業	情報通信機械器具製造業	16	22.2%
20	生産用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	33	22.2%
21	輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	48	17.9%
22	生産用機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	21	17.6%
23	生産用機械器具製造業	鉄鋼業	19	16.7%
24	道路貨物運送業	化学工業	11	16.7%
25	機械器具卸売業	業務用機械器具製造業	11	16.7%
26	金属製品製造業	不動産取引業	13	16.7%
27	機械器具卸売業	不動産取引業	23	15.4%
28	技術サービス業	不動産取引業	24	14.3%
29	その他の卸売業	各種商品小売業	17	14.3%
30	金属製品製造業	鉄鋼業	18	14.3%

(3) 不当な行為と思われる回答を行った親調回答企業とその仕入先

不当な行為と思われる回答を行った親調回答企業とその仕入先の組み合わせを業種ごとに集計し、上位 100 位までを掲載した。個社の事情に異なるが、重点的に把握をしていくべき業種と考えられる。

順位	対象企業	対象企業の仕入先	件数
1	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	129
2	16 化学工業	16 化学工業	91
2	29 電気機械器具製造業	54 機械器具卸売業	91
4	26 生産用機械器具製造業	54 機械器具卸売業	87
5	39 情報サービス業	39 情報サービス業	85
6	54 機械器具卸売業	54 機械器具卸売業	81
7	15 印刷・関連産業	55 その他の卸売業	77
8	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	16 化学工業	76
9	16 化学工業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	72
10	24 金属製品製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	71
11	44 道路貨物運送業	44 道路貨物運送業	70
12	06 総合工事業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	69
13	52 飲食品卸売業	09 食料品製造業	65
14	55 その他の卸売業	55 その他の卸売業	64
15	26 生産用機械器具製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	60
16	08 設備工事業	54 機械器具卸売業	59
17	26 生産用機械器具製造業	26 生産用機械器具製造業	58
18	54 機械器具卸売業	29 電気機械器具製造業	56
19	31 輸送用機械器具製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	55
19	31 輸送用機械器具製造業	31 輸送用機械器具製造業	55
21	55 その他の卸売業	16 化学工業	51
22	09 食料品製造業	52 飲食品卸売業	50
22	18 プラスチック製品製造業	18 プラスチック製品製造業	50
24	09 食料品製造業	09 食料品製造業	44
24	54 機械器具卸売業	26 生産用機械器具製造業	44
26	11 繊維工業	51 繊維・衣服等卸売業	43
26	18 プラスチック製品製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	43
26	22 鉄鋼業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	43
26	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	18 プラスチック製品製造業	43
30	21 窯業・土石製品製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	41
30	51 繊維・衣服等卸売業	11 繊維工業	41
30	60 その他の小売業	55 その他の卸売業	41
33	41 映像・音声・文字情報制作業	15 印刷・関連産業	40
33	54 機械器具卸売業	25 はん用機械器具製造業	40
35	55 その他の卸売業	24 金属製品製造業	39
36	24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	38
37	07 職別工事業(設備工事業を除く)	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	37
38	29 電気機械器具製造業	29 電気機械器具製造業	36
39	06 総合工事業	07 職別工事業(設備工事業を除く)	35
39	31 輸送用機械器具製造業	24 金属製品製造業	35
39	74 技術サービス業	54 機械器具卸売業	35
42	51 繊維・衣服等卸売業	51 繊維・衣服等卸売業	34
43	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	55 その他の卸売業	33
43	25 はん用機械器具製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	33
43	44 道路貨物運送業	59 機械器具小売業	33
43	52 飲食品卸売業	52 飲食品卸売業	33
43	59 機械器具小売業	54 機械器具卸売業	33
48	15 印刷・関連産業	16 化学工業	32
48	32 その他の製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	32
48	55 その他の卸売業	18 プラスチック製品製造業	32

順位	対象企業	対象企業の仕入先	件数
51	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	21 窯業・土石製品製造業	31
52	08 設備工事業	08 設備工事業	30
53	19 ゴム製品製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	28
53	29 電気機械器具製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	28
53	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	24 金属製品製造業	28
53	55 その他の卸売業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	28
57	26 生産用機械器具製造業	24 金属製品製造業	27
58	23 非鉄金属製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	26
58	31 輸送用機械器具製造業	54 機械器具卸売業	26
60	16 化学工業	50 各種商品卸売業	25
60	21 窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品製造業	25
60	44 道路貨物運送業	60 その他の小売業	25
60	44 道路貨物運送業	54 機械器具卸売業	25
60	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	54 機械器具卸売業	25
60	74 技術サービス業	74 技術サービス業	25
66	11 繊維工業	11 繊維工業	24
66	24 金属製品製造業	22 鉄鋼業	24
66	25 はん用機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業	24
66	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	54 機械器具卸売業	24
66	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	50 各種商品卸売業	24
66	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	22 鉄鋼業	24
72	06 総合工事業	08 設備工事業	23
72	25 はん用機械器具製造業	54 機械器具卸売業	23
72	39 情報サービス業	54 機械器具卸売業	23
75	15 印刷・関連産業	15 印刷・関連産業	22
75	30 情報通信機械器具製造業	54 機械器具卸売業	22
75	44 道路貨物運送業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	22
78	06 総合工事業	06 総合工事業	21
78	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	21
80	26 生産用機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業	20
80	54 機械器具卸売業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	20
80	54 機械器具卸売業	24 金属製品製造業	20
83	26 生産用機械器具製造業	22 鉄鋼業	19
83	54 機械器具卸売業	31 輸送用機械器具製造業	19
83	56 各種商品小売業	52 飲食品卸売業	19
83	58 飲食品小売業	52 飲食品卸売業	19
83	92 その他の事業サービス業	54 機械器具卸売業	19
88	31 輸送用機械器具製造業	25 はん用機械器具製造業	18
88	54 機械器具卸売業	39 情報サービス業	18
88	55 その他の卸売業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	18
88	92 その他の事業サービス業	16 化学工業	18
88	92 その他の事業サービス業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	18
93	09 食料品製造業	55 その他の卸売業	17
93	19 ゴム製品製造業	19 ゴム製品製造業	17
93	25 はん用機械器具製造業	22 鉄鋼業	17
93	92 その他の事業サービス業	08 設備工事業	17
97	06 総合工事業	54 機械器具卸売業	16
97	24 金属製品製造業	54 機械器具卸売業	16
97	24 金属製品製造業	07 職別工事業(設備工事業を除く)	16
97	27 業務用機械器具製造業	54 機械器具卸売業	16
97	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	23 非鉄金属製造業	16
97	55 その他の卸売業	19 ゴム製品製造業	16
97	55 その他の卸売業	32 その他の製造業	16
97	57 繊維・衣服・身の回り品小売業	51 繊維・衣服等卸売業	16
97	59 機械器具小売業	31 輸送用機械器具製造業	16
97	60 その他の小売業	54 機械器具卸売業	16
97	92 その他の事業サービス業	30 情報通信機械器具製造業	16
97	92 その他の事業サービス業	92 その他の事業サービス業	16

3-3-2 下調

下調で、委託元から不当な行為（代金の支払遅延や減額、返品、買ったたき等）があると回答した回答者の委託元事業者および発注者・元請事業者の業種があるかについて検証した。

なお、発注者・元請事業者は回答情報をもとに弊社が保有する企業情報データベースから業種情報（日本産業標準部類の大分類）を紐づけて行った。

委託元と発注者・元請の業種が一致しているものをみると、「製造業」の組み合わせが83.1%、「サービス業、他」が56.6%と高くなっている。一方、一致していないものをみると、委託元が「運輸業」で発注者・元請が「卸売・小売業」の組み合わせが100.0%、委託元が「卸売・小売業」で発注者・元請が「製造業」の組み合わせが42.9%と高くなっている。

		発注者・元請								
		農林漁業・鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道	情報通信	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	サービス業、他
委託元	農林漁業・鉱業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	建設業	0.0%	42.9%	14.3%	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%
	製造業	0.0%	0.0%	83.1%	3.4%	3.4%	1.7%	8.5%	0.0%	0.0%
	電気・ガス・熱供給・水道	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	情報通信	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
	運輸業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	卸売・小売業	0.0%	0.0%	42.9%	0.0%	9.5%	0.0%	47.6%	0.0%	0.0%
	金融・保険業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	サービス業、他	0.0%	4.3%	13.0%	4.3%	0.0%	13.0%	8.7%	0.0%	56.5%

概ね委託元と発注者・元請の業種は一致している。一方で、一致していないものをみると、委託元が「金属製品製造業」で発注者・元請が「輸送用機械器具製造業」の組み合わせが57.1%、委託元が「電気機械器具製造業」で発注者・元請が「輸送用機械器具製造業」の組み合わせが50.0%と高くなっている。

			発注者・元請											
			09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
			食品製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	家具・装備品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	印刷・同関連業	化学工業	石油製品・石炭製品製造業	プラスチック製品製造業	ゴム製品製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業
委託元	09	食品製造業	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	11	繊維工業	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	12	木材・木製品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	13	家具・装備品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	15	印刷・同関連業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	16	化学工業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	17	石油製品・石炭製品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	18	プラスチック製品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%
	19	ゴム製品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	21	皮革・土石製品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	22	鉄鋼業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	23	非鉄金属製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	24	金属製品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%
	25	はん用機械器具製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	生産用機械器具製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	業務用機械器具製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	電気機械器具製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	情報通信機械器具製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	31	輸送用機械器具製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	32	その他の製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

		発注者・元請											
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
		窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	はん用機械器具製造業	生産用機械器具製造業	業務用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電気機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業
委託元	09 食料品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	11 繊維工業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	12 木材・木製品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	13 家具・装飾品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	15 印刷・同関連業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	16 化学工業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	17 石油製品・石炭製品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	18 プラスチック製品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%
	19 ゴム製品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	21 窯業・土石製品製造業	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	22 鉄鋼業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	23 非鉄金属製造業	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	24 金属製品製造業	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	57.1%	0.0%
	25 はん用機械器具製造業	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26 生産用機械器具製造業	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	27 業務用機械器具製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29 電気機械器具製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
	30 情報通信機械器具製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	31 輸送用機械器具製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	32 その他の製造業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

貴社と委託元の組み合わせのうち、委託元が「製造業」、「卸売・小売業」および「サービス業、他」で割合が高い傾向がみられる。特に委託元が「サービス業、他」の場合、貴社の５業種で３割を超えて高くなっている。

		委託元								
		農林漁業・鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道	情報通信	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	サービス業、他
貴社	建設	0.0%	29.2%	16.7%	0.0%	0.0%	8.3%	8.3%	0.0%	37.5%
	製造	0.0%	2.2%	76.0%	0.5%	1.6%	0.0%	14.8%	0.0%	4.9%
	卸売	0.0%	3.4%	51.7%	0.0%	0.0%	0.0%	34.5%	3.4%	6.9%
	小売	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
	不動産	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	宿泊	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	飲食	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	運輸	0.0%	0.0%	27.3%	0.0%	0.0%	54.5%	9.1%	0.0%	9.1%
	情報通信	0.0%	6.3%	18.8%	0.0%	56.3%	0.0%	0.0%	0.0%	18.8%
	その他サービス（個人向け）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
	その他サービス（企業向け）	0.0%	5.0%	5.0%	0.0%	15.0%	3.3%	13.3%	1.7%	56.7%
	その他	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	16.7%	0.0%	27.8%	0.0%	30.6%

3.4 回答集計表

3-3-1 親調

※ 親事業者単位の集計

【設問 1】 下請事業者に対する発注方法について

(ア) 下請事業者に対する発注に際して、発注書面（一定期間内における製造委託、役務提供委託等をする際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。（SA）

項目		n	%
1	① 交付した	15567	95.7%
2	② 交付しなかったことがある（又は受領（提供）後に交付したことがある）	500	3.1%
3	③ 交付していない	197	1.2%
全体		16264	100.0%

(イ) 個々の発注書面には支払方法等の取引条件を記載せず、あらかじめ別に取引条件を記載した書面（契約書等の支払方法等を記載した書面を含みます。）を交付している場合、個々の発注書面に、当該書面との関連性を記載しましたか。（SA）

項目		n	%
1	① 記載した	11200	69.7%
2	② 記載しなかった（又は記載しなかったことがある）	635	4.0%
3	③ 左記のような事例はない	4232	26.3%
全体		16067	100.0%

(ウ) 下請事業者に交付した発注書面（イの「あらかじめ別に取引条件を記載した書面」、後記オの「その内容が確定した後に交付している当該内容を記載した書面」を含みます。）には、右記の必要記載事項のうち、どの事項を記載しましたか。（MA）

項目		n	%
1	① 自社及び下（番号、記請事業者の名称等による記載も可）	16027	99.8%
2	② 発注年月日	15981	99.5%
3	③ 発注内容	16026	99.7%
4	④ 受領する日（役務の場合、提供される日又は期間）	15610	97.2%
5	⑤ 受領する場所（役務の場合、提供される場所）	15313	95.3%
6	⑥ 受入検査を行う場合は、検査完了期日	11093	69.0%
7	⑦ 下請代金の額（単価、算定方法）	15721	97.8%
8	⑧ 支払期日	15345	95.5%
9	⑨ 支払方法（手形払の場合は手形の満期等、ファクタリング等の一括決済方式の場合は金融機関名等、電子記録債権の場合はその満期日等）	15014	93.4%
10	⑩ 原材料等を自社から購入させる場合は、その品名、数量、対価及び引渡し の期日並びに決済の期日及び方法	4493	28.0%
全体		16067	

(エ)ウに記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までには定めることができないものがあつたため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が定められない理由及び定めることとなる予定期日を発注書面に記載しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 記載した	3588	22.3%
2	② 記載しなかった (又は記載しなかったことがある)	478	3.0%
3	③ 左記のような事例はない	12001	74.7%
全体		16067	100.0%

(オ)ウに記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までには定めることができないものがあつたため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が確定した後、直ちに、当該内容を記載した書面を交付しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 交付した	3673	90.3%
2	② 交付しなかったことがある (又は受領 (提供) 後に交付したことがある)	316	7.8%
3	③ 交付していない	77	1.9%
全体		4066	100.0%

【設問 2】下請取引に関する書類等の保存について

(ア)発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2年以上保存していますか。(SA)

項目		n	%
1	① 保存している	15992	98.3%
2	② 保存していない (又は保存していない場合がある)	272	1.7%
全体		16264	100.0%

【設問 3】下請代金の支払いについて

(ア)下請代金の支払方法はどのような方法ですか。〔該当するもの全てを選択し、調査対象期間全体の下請代金の総額に占める割合を記入してください。手形払、一括決済方式、電子記録債権の場合、交付した手形等のうち最も長い手形期間又は決済期間も記入してください。〕(MA)

項目		n	%
1	① 現金払 (金融機関振込みを含む)	16030	98.6%
2	② 手形払	3076	18.9%
3	③ 一括決済方式	533	3.3%
4	④ 電子記録債権	1413	8.7%
5	⑤ その他	274	1.7%
全体		16264	

アで「②手形払」を選択した場合、手形払を現金払に変更する予定や手形サイトを短縮する予定はありますか。（SA）

項目		n	%
1	① 現金払に変更する予定である	683	22.2%
2	② 現金払に変更しないが手形サイトを（ 日）に）短縮する予定である	564	18.3%
3	③ 現金払への変更及び手形サイト短縮の予定はない	1829	59.5%
全体		3076	100.0%

（イ）下請代金の支払制度は締切制度（例：毎月末日締切、翌月末日支払）を採用していますか。採用している場合には、例に倣ってその制度を記入してください。（SA）

項目		n	%
1	① 採用している	15976	98.2%
2	② 採用していない	288	1.8%
全体		16264	100.0%

（ウ）下請代金をどのような基準で支払っていますか。（MA）

項目		n	%
1	① 受領（提供）日又は締切日を基準に支払っている	14134	86.9%
2	② 受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払っている	1768	10.9%
3	③ 受領した商品が販売された時点を基準に支払っている	69	0.4%
4	④ 請求書が提出されたものについて請求書提出日を基準に支払っている	2266	13.9%
5	⑤ その他	350	2.2%
全体		16264	

（エ）下請代金の支払制度において、支払日までの日数が最も長いものを記入してください。

※「支払日」とは、手形払の場合は手形の交付日、一括決済方式（例：ファクタリング方式）の場合は譲渡承諾日又は債務引受承諾日、電子記録債権を用いた支払の場合は、発生・譲渡記録日を指します。（SA）

項目		n	%
1	① 締切制度を採用している場合（締切後 日）	15953	98.1%
2	② 締切制度を採用していない場合（給付の受領日又は役務の提供日から 日支払）	311	1.9%
全体		16264	100.0%

（オ）下請事業者の給付について受入検査を行っていますか。また、給付の受領日又は役務の提供日から検査完了までに要した最長期間は何日ですか。具体的に記入してください。（SA）

項目		n	%
1	① 受入検査を行っている（ 日）	11156	68.6%
2	② 受入検査を行っていない	5108	31.4%
全体		16264	100.0%

(カ)支払制度で決めている支払日より後に下請代金を支払ったことがありますか。ある場合はその理由を選択してください。(MA)

※下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払っている場合、当該支払日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に支払うことについて、貴社と下請事業者の間であらかじめ合意・書面化されており、順延日数が2日以内である場合は、②には該当しません。

項目		n	%
1	① 支払日より後に支払ったことはない	15343	94.3%
2	② 支払日が金融機関の休業日だったため	370	2.3%
3	③ 下請事業者から請求書の提出が遅れたため	615	3.8%
4	④ 自社の事務処理が遅れたため	251	1.5%
5	⑤ 自社の受入検査に時間を要したため	14	0.1%
6	⑥ 手形払から現金払に変更したため	1	0.0%
7	⑦ その他	104	0.6%
全体		16264	

【設問 4】下請代金の額の決定について

(ア)下請事業者との間で、どのような方法で下請代金の額（又は単価）を決定（改定を含みます。）しましたか。(MA)

項目		n	%
1	① 下請事業者から提出を受けた見積書を基にするなど、下請事業者と十分に協議を行い決定した	16172	99.4%
2	② 自社の予算単価を基準にして一方的に決定した	61	0.4%
3	③ 一部の下請事業者と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として一方的に決定した	27	0.2%
4	④ 下請代金の改定に当たって、従来の価格を一律に一定率引き下げた	5	0.0%
5	⑤ その他一方的に決定した	97	0.6%
全体		16264	

(イ)多量の発注をすることを前提として下請代金の額（又は単価）を決定したにもかかわらず、実際には、少量の発注しか行わなかったことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 見直した	2163	13.3%
2	② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）	173	1.1%
3	③ 見直していない（又は見直さなかったことがある）	16	0.1%
4	④ 左記のような事例はない	13912	85.5%
全体		16264	100.0%

(ウ)下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点の委託内容よりも実際に発注する委託内容が増加したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。（SA）

項目		n	%
1	① 見直した	5625	34.6%
2	② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）	263	1.6%
3	③ 見直していない（又は見直さなかったことがある）	27	0.2%
4	④ 左記のような事例はない	10349	63.6%
全体		16264	100.0%

(エ)下請事業者に継続して発注していたものについて、下請事業者からコスト上昇等を理由として、下請代金の額（又は単価）の引上げを求められたことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。（SA）

項目		n	%
1	① 見直した	8288	51.0%
2	② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）	123	0.8%
3	③ 見直していない（又は見直さなかったことがある）	18	0.1%
4	④ 左記のような事例はない	7835	48.2%
全体		16264	100.0%

(オ)下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点で予定していた納期を短縮したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。（SA）

項目		n	%
1	① 見直した	1693	10.4%
2	② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）	804	4.9%
3	③ 見直していない（又は見直さなかったことがある）	40	0.2%
4	④ 左記のような事例はない	13727	84.4%
全体		16264	100.0%

(カ)物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造（補給品等）を委託したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。（SA）

項目		n	%
1	① 見直した	2113	13.0%
2	② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）	198	1.2%
3	③ 見直していない（又は見直さなかったことがある）	12	0.1%
4	④ 左記のような事例はない	13941	85.7%
全体		16264	100.0%

【設問 5】下請代金の減額について

(ア)下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて（協力値引き、歩引き、協力金等の名目は問いません。）支払ったことがありますか（後記イ又はウに該当する場合を除きます。）。（SA）

項目		n	%
1	① ある	127	0.8%
2	② ない	16137	99.2%
全体		16264	100.0%

(イ)支払方法が手形払である場合、一時的に下請代金を現金で支払った際に、下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて支払ったことがありますか。（SA）

項目		n	%
1	① ある（手形期間 日、減額率 %， %〔調達金利の年率〕） 貴社の短期調達金利	18	0.1%
2	② ない	2310	14.2%
3	③ 左記のような事例はない	13936	85.7%
全体		16264	100.0%

(ウ)支払方法が金融機関への振込払である場合、下請事業者と書面で合意せずに金融機関の振込手数料を下請代金から差し引いて支払ったことがありますか。（SA）

項目		n	%
1	① ある	489	3.0%
2	② ない	12500	76.9%
3	③ 左記のような事例はない	3275	20.1%
全体		16264	100.0%

(エ) 単価改定により単価を引き下げたことがある場合、単価改定日より前に発注したものについても、合意した新しい単価を適用して下請代金を支払ったことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	21	0.1%
2	② ない	5582	34.3%
3	③ 左記のような事例はない	10661	65.5%
全体		16264	100.0%

【設問 6】 経済上の利益の提供要請について

(ア) 下請事業者に対して、協賛金等の金銭の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	25	0.2%
2	② ない	16239	99.8%
全体		16264	100.0%

(イ) 下請事業者に対して、手伝い要員の派遣等の役務の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① 無償で受けたことがある	7	0.0%
2	② 有償で受けたことがある	282	1.7%
3	③ 受けたことがない	15975	98.2%
全体		16264	100.0%

(ウ) 下請事業者に対して、サンプル品、景品、展示用商品等の無償譲渡を要請し、その提供を受けたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	108	0.7%
2	② ない	16156	99.3%
全体		16264	100.0%

【設問 7】 物品の購入要請・サービスの利用要請について

(ア) 下請事業者に対して、物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらったことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	40	0.2%
2	② ない	16224	99.8%
全体		16264	100.0%

【設問 8】発注内容の変更・やり直しについて

(ア) 下請事業者責任（不良品等）がないのに、発注書面に記載した委託内容を変更して、当初の委託内容と異なる作業を行わせたことや、下請事業者の給付（役務）に関して追加的な作業を行わせたことがある場合、新たに生じた費用を貴社で負担しましたか。（SA）

項目		n	%
1	① 負担した	2281	14.0%
2	② 負担していない	23	0.1%
3	③ 下請事業者が新たに費用が生じたかどうか確認していない	17	0.1%
4	④ 左記のような事例はない	13943	85.7%
全体		16264	100.0%

(イ) 下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にせずに下請事業者に作業を行わせ、その後、やり直しを求めたことがある場合、下請事業者が発生したやり直しの費用を貴社で負担しましたか。（SA）

項目		n	%
1	① 負担した	316	1.9%
2	② 負担していない	12	0.1%
3	③ 下請事業者が新たに費用が生じたかどうか確認していない	8	0.0%
4	④ 左記のような事例はない	15928	97.9%
全体		16264	100.0%

【設問 9】物品又は情報成果物の受領について

(ア) 下請事業者責任（不良品、発注内容と異なる、納入遅れ等）がないのに、物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかったこと（受領日を延期する場合、発注を取り消す場合も含みます。）がありますか。（SA）

項目		n	%
1	① ある	23	0.2%
2	② ない	13111	99.8%
全体		13134	100.0%

【設問 10】返品について

(ア) 下請事業者責任（不良品等）がないのに、一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者へ返品したこと（不良品等を理由としたやり直しのための返品は含みません。）がありますか。（SA）

項目		n	%
1	① ある	7	0.1%
2	② ない	13127	99.9%
全体		13134	100.0%

【設問 11】有償支給原材料等の対価の早期決済について

(ア) 下請事業者に対して、有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いて製造した製品の下請代金の支払日より前に決済したことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	27	0.2%
2	② ない	4120	31.4%
3	③ 原材料等を有償で支給したことはない	8987	68.4%
全体		13134	100.0%

【設問 12】型（部品等を製造するための金属製、木製等の型）・治具について

(ア) 金型の製造を委託したこと又は型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	2301	17.5%
2	② いずれもない	10833	82.5%
全体		13134	100.0%

(イ) 金型の製造を委託したことがある場合、発注に際して、当該金型に関する発注内容等を記載した発注書面（一定期間内における製造委託をする際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 交付した	2129	97.5%
2	② 交付しなかったことがある（又は受領後に交付したことがある）	22	1.0%
3	③ 交付していない	33	1.5%
全体		2184	100.0%

(ウ) 金型の製造を委託したことがある場合、当該金型を受領してから60日以内に代金の全額を支払いましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 支払った	2140	98.2%
2	② 支払ってはいない（又か月等の分割払いや部品代への上乗せ払いを理由として支払わなかったことがある）	12	0.6%
3	③ ②以外の理由により支払っていない（又は支払わなかったことがある）	27	1.2%
全体		2179	100.0%

(エ)型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがある場合、その量産製造が終了した後、下請事業者から当該型・治具を回収しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 回収した	1067	46.8%
2	② 回収していない(又は回収しなかったことがある)	247	10.8%
3	③ 調査対象期間中に貸与した型・治具を使った物品の量産製造の委託が終了したものはない	968	42.4%
全体		2282	100.0%

(オ)エで「②回収していない(又は回収しなかったことがある)」を選択した場合、その保管費用又は廃棄に要する費用の全額を貴社が負担しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 負担した	172	69.6%
2	② 負担していない(又は負担しなかったことがある、一部を負担した)	75	30.4%
全体		247	100.0%

【設問 13】知的財産権の取扱いについて

(ア)下請事業者に知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受けたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	634	3.9%
2	② ない	15630	96.1%
全体		16264	100.0%

(イ)アで①を選択した場合、発注書面に譲り受ける知的財産権の譲渡・許諾の範囲を記載しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 記載した	601	94.8%
2	② 記載しなかった(又は記載しなかったことがある)	33	5.2%
全体		634	100.0%

(ウ)アで①を選択した場合、その対価はどのように決定しましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 下請事業者と十分に協議して決定した、又は下請事業者の見積額とした	629	99.2%
2	② 一方的に通常の対価を下回る価格とした	0	0.0%
3	③ その他	5	0.8%
全体		634	100.0%

(エ)アで「①ある」を選択し、作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことがある場合、その対価を支払いましたか。(SA)

項目		n	%
1	① 支払った	579	91.3%
2	② 支払っていない（又は支払わなかったことがある）	55	8.7%
全体		634	100.0%

(オ)発注内容にない知的財産権の譲渡・許諾について、無償でこれらを受けたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	9	0.1%
2	② ない	16255	99.9%
全体		16264	100.0%

【設問 14】消費税の扱いについて

(ア)下請代金の額（又は単価）は、10%への消費税率の引上げ前と比較してどのようになっていますか。(MA)

項目		n	%
1	① 消費税込みの金額が消費税増税前から変わっていないものがある。	46	0.3%
2	② 一部積算の内訳に用いられている税込単価の中で消費税増税前から変わっていないものがある。	12	0.1%
3	③ 税率引上時の下請代金の額の引上幅が2%よりも少なくとどめられたものがある。	17	0.1%
4	④ 「受注代金(税抜)×一定率＝下請代金(税込)」といった算定式で下請代金が定められているところ、算定式が変わっていないものがある。	146	0.9%
5	⑤ 前記①～④に該当する取引はない。	16048	98.7%
全体		16264	

(イ)下請事業者から、税抜き（外税）の額での交渉を求められたにもかかわらず、税込み（内税）の額で交渉をしたことがありますか。(SA)

項目		n	%
1	① ある	5	0.0%
2	② ない	16259	100.0%
全体		16264	100.0%

(ウ)下請代金の額から消費税相当分（１０％）の全部又は一部に相当する額を差し引いて支払ったことがありますか。（SA）

項目		n	%
1	① ある	3	0.0%
2	② ない	16261	100.0%
全体		16264	100.0%

(エ)下請代金の額に消費税相当分（１０％）を上乗せする代わりに、協賛金等の金銭又は手伝い要員の派遣等を要請し、その提供を受けたことはありますか。（SA）

項目		n	%
1	① ある	0	0.0%
2	② ない	16264	100.0%
全体		16264	100.0%

3-3-2 下調

【設問 1】 委託元からの発注や発注書面について（SA）

項目		n	%
1	① 発注は口頭発注で、発注書面は交付されなかった	53	15.3%
2	② 発注書面は交付されたが、事後に交付された	58	16.7%
3	③ 発注書面は交付されたが、記載事項の不備（発注日、金額、納期等の必要事項の未記載や実際と異なる記載内容等）があった	54	15.6%
4	④ 上記のいずれにも該当するものはなかった	182	52.4%
全体		347	100.0%

【設問 2】 委託元との価格交渉について（MA）

項目		n	%
1	① 原材料価格や労務費等のコストが増加しているため、価格交渉の申入れをしたいが、これまでの委託元との関係性を踏まえると価格交渉の申入れができる環境ではなかった	92	28.0%
2	② 原材料価格や労務費等のコストが増加しているため、価格交渉の申入れをしたいが、委託元から単価表を示されるなどして取引価格を一方的に提示され、取引を継続するためには、提示されたものに応じざるを得なかった	86	26.2%
3	③ 価格交渉の時期があらかじめ決められているので、その時期に、原材料価格や労務費等のコスト増加を踏まえた価格交渉を申し入れたが応じてもらえなかった	21	6.4%
4	④ 価格交渉の時期があらかじめ決められているものの、原材料価格や労務費等の急激なコスト増加があったため、臨時の価格交渉を申し入れたが、価格交渉を行う時期ではないことを理由に応じてもらえなかった	15	4.6%
5	⑤ 必要に応じ随時、価格交渉を行う前提となっているので、原材料価格や労務費等のコスト増加を踏まえて価格の改定を申し入れたが交渉に応じてもらえなかった	76	23.2%
6	⑥ 原材料価格や労務費等のコストが増加したため、価格交渉が必要となったが、委託元と貴社（者）の間に商社が介在しており、委託元と直接コミュニケーションが取れず、コスト増加分の全部又は大部分を転嫁してもらえなかった	4	1.2%
7	⑦ 原材料価格や労務費等のコストが増加していることを踏まえて価格交渉を申し入れ、応じてもらえたが、コスト増加分の全部又は大部分は取引価格に反映されなかった	54	16.5%
8	⑧ 原材料価格や労務費等のコスト増減に関係なく、委託元から一方的に目標値を設定した原価低減要請があり、応じざるを得なかった	83	25.3%
9	⑨ 原材料価格や労務費等のコスト増減に関係なく、委託元から一方的に目標値を設定した原価低減要請があり、可能な範囲で応じた	56	17.1%
10	⑩ 原材料価格や労務費等のコスト増減に関係なく、委託元から一方的に目標値を設定した原価低減要請があったが、要求には応じなかった	13	4.0%
11	⑪ 委託元は、貴社（者）からの申入れを受けて、随時、価格交渉に応じてくれており、十分かつ真摯な協議を経てコスト増加分の全部又は大部分が取引価格に反映された	29	8.8%
12	⑫ 原材料費、労務費等の高騰（下落）に応じて自動的に価格が決定される合意に基づいて取引しているので、価格交渉を行う必要はなかった	6	1.8%
13	⑬ 価格交渉の必要がないため行わなかった	47	14.3%
全体		328	

【設問 3】委託元からの下請代金の支払について（MA）

項目		n	%
1	① 納品（又は役務提供）から現金振込で60日（2か月）を超えて支払われたことがあった	61	17.3%
2	② 手形払、電子記録債権又は一括決済方式による支払でサイトが120日（繊維業の場合は90日）を超えて支払われたことがあった	14	4.0%
3	③ 最低賃金の引上げを含む労務費の上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由として支払期日を過ぎて支払われたことがあった	2	0.6%
4	④ 原材料価格の上昇により資金繰りが厳しくなったことを理由として支払期日を過ぎて支払われたことがあった	1	0.3%
5	⑤ 上記のいずれにも該当するものはなかった	280	79.5%
全体		352	

【設問 4】下請代金の額の決定方法について（MA）

項目		n	%
1	① 短納期発注に伴うコスト増が考慮されないまま価格が決定された	64	18.4%
2	② 一律・一定率の価格引下げがあった	48	13.8%
3	③ 価格交渉の時期があらかじめ決められているので、その時期に、原材料価格や労務費等のコスト増加を踏まえた価格交渉を申し入れたが応じてもらえなかった	93	26.7%
4	④ 継続発注品に対する一方的な価格引下げがあった	36	10.3%
5	⑤ 発注内容の増加変更によるコスト増が考慮されず、一方的に価格を据え置かれた	74	21.3%
6	⑥ 最低賃金の引上げを含む労務費の上昇により貴社（者）のコストが増加したことによる価格（単価）の引上げ要請を受け入れず、一方的に価格を据え置かれた	45	12.9%
7	⑦ 原材料価格の上昇により貴社（者）のコストが増加したことによる価格（単価）の引上げ要請を受け入れず、一方的に下請代金の額（単価）を据え置かれえた	53	15.2%
8	⑧ その他一方的な価格決定又は価格引下げがあった	87	25.0%
9	⑨ 上記のいずれにも該当するものはなかった	124	35.6%
全体		348	

【設問５】下請代金の減額について（MA）

項目		n	%
1	① 金融機関への振込手数料について合意なく下請代金から減額された	27	7.8%
2	② 単価引下げ合意前の発注分について、引下げ後単価の遡及適用により下請代金を減額された	10	2.9%
3	③ 取り決め（歩引き、協力値引き）を理由として下請代金を減額された	35	10.2%
4	④ 貴社の責めに帰すべき理由もなく、一方的に下請代金を減額された	40	11.6%
5	⑤ 手形払いから現金払いへの変更時に短期調達金利相当額を超えて下請代金から減額された	3	0.9%
6	⑥ 貴社の希望が無いにもかかわらず手形払いを現金払いに変更したことを理由に金利相当額を下請代金から減額された	4	1.2%
7	⑦ 最低賃金の引上げを含む労務費の上昇によるコスト増加を理由に下請代金から減額された	4	1.2%
8	⑧ 原材料価格の上昇によるコスト増加を理由に下請代金から減額された	4	1.2%
9	⑨ 上記のいずれにも該当するものはなかった	250	72.7%
全体		344	

【設問６】発注内容の変更・やり直しについて（SA）

項目		n	%
1	① 委託元又は委託元の顧客の都合により発生した追加作業や仕様変更等による追加費用についての不払いがあった	85	24.3%
2	② 上記には該当するものはなかった	265	75.7%
全体		350	100.0%

【設問７】経済上の利益提供要請について（MA）

項目		n	%
1	① 協力金や決算対策金等の負担要請があった	12	3.4%
2	② 無償による役務の提供要請があった	45	12.9%
3	③ 金型等の図面や知的財産権などの経済上の利益の提供要請があった	13	3.7%
4	④ 発注書面に記載した範囲を超えた知的財産権の利用について、それに見合った代金が支払われなかった	17	4.9%
5	⑤ 型保管費用が支払われなかった	26	7.5%
6	⑥ 型の引取りや破棄を申し入れたが、拒否された	20	5.7%
7	⑦ 上記のいずれにも該当するものはなかった	254	73.0%
全体		348	

【設問 8】物の購入強制・サービスの利用強制について（MA）

項目		n	%
1	① 物品の購入を強制された	11	3.2%
2	② サービスの利用を強制された	13	3.7%
3	③ 上記のいずれにも該当するものはなかった	325	93.7%
全体		347	

【設問 9】納入物の受取りについて（SA）

項目		n	%
1	① 当方に責任がないのに納入物を受け取ってもらえなかった	21	6.1%
2	② 上記には該当するものはなかった	326	93.9%
全体		347	100.0%

【設問 10】返品について（MA）

項目		n	%
1	① 貴社に責任がないにも関わらず返品された	18	5.2%
2	② 納入日から6か月（一般消費者に対して6か月の保証期間を設けている製品については1年以内）を経過した後に返品された	8	2.3%
3	③ 上記のいずれにも該当するものはなかった	321	93.0%
全体		345	

【設問 11】有償で支給した原材料の決済時期について（SA）

項目		n	%
1	① 有償支給される原材料の購入代金を下請代金（当社が受け取る代金）の支払期日より早期に下請代金から差し引かれた	6	1.7%
2	② 上記には該当するものはなかった	338	98.3%
全体		344	100.0%

【設問 12】貴社が請け負う業務の中に、金型の製造や保管を伴う業務はありましたか。（SA）

項目		n	%
1	① あった	77	22.4%
2	② なかった	266	77.6%
全体		343	100.0%

【設問 13】 金型製造・保管代金について（MA）

項目		n	%
1	① 金型の代金は納入日から60日を超えて支払われた	10	2.9%
2	② 金型の代金が24回払いなど、分割で支払われた	14	4.0%
3	③ 金型の代金は支払われなかった	4	1.1%
4	④ 製造単価に金型の代金を上乗せしているが、製造単価（発注単価）への反映が不十分であった	6	1.7%
5	⑤ 上記のいずれにも該当するものはなかった	321	91.7%
全体		350	

【設問 14】 知的財産（ノウハウ、営業秘密等を含む）の取扱いについて（MA）

項目		n	%
1	① 委託元への納品時に、知的財産も併せて譲り渡したが、発注書面には知的財産も併せて譲り渡す旨の記載はなかった	7	2.0%
2	② 委託内容に知的財産が含まれている場合に、その知的財産の対価について十分な協議がなされないまま、決定された	17	4.9%
3	③ 委託元から金型等の図面、意匠権等の知的財産について無償又は著しく安い金額での提供を要請された	16	4.6%
4	④ 委託元から情報成果物作成を受託した場合に、貴社（者）の知的財産を譲渡させられ、又は、委託元が貴社（者）の知的財産を利用したにもかかわらず、その知的財産の譲渡又は利用に見合った金額が支払われなかった（情報成果物の例：ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等）	9	2.6%
5	⑤ 委託元への納品時に、必要以上に（委託の目的の達成に必要なと思われる範囲を超えて）、貴社（者）の知的財産を譲渡させられた。または、その知的財産の譲渡又は利用に見合った金額が支払われなかった	14	4.0%
6	⑥ 上記のいずれにも該当するものはなかった	307	88.5%
全体		347	

【設問 15】 手形払いについて（SA）

項目		n	%
1	① 手形払から現金払いへの変更を求めたが、委託元は要望に応じなかった	2	0.6%
2	② 手形払の条件改善（サイトの短縮）を求めたが、委託元は要望に応じなかった	2	0.6%
3	③ 手形払から現金払い等への変更は求めている	64	18.6%
4	④ 手形払はなかった	276	80.2%
全体		344	100.0%